# 危機管理研究

# 第12号

バイオテロと日本の危機管理	4	立仁	=1	1
	<b>\(\Lambda\)</b>	新	ΗÌ	1
現代日本の少子高齢社会と国防意識 松	田	純	清	15
バイオテロリズムについて 関			肇	47
国防費から見た国際関係の一考察 井	内		宏	55
環境政策と安全保障政策の同盟				
戦略的思考による連動 	ŀ.	知	明	71

2004年 4 月 日本危機管理学会

# バイオテロと日本の危機管理

黒 木 新 司\*

## I はじめに

冷戦終結によって核戦争を含む世界的規模の戦争発生の可能性は大幅に減少したが、その一方で、CBRNE(Chemical, Biological, Radiological, Nuclear, and enhanced high Explosive)兵器、装置、材料を用いたテロなどの非対称的(asymmetric)な脅威が顕在化している<sup>1)</sup>。世界は、1990年から1995年にかけてのオウム真理教によるボツリヌス毒素や炭疽菌散布事件及び地下鉄サリン事件に驚愕し<sup>2)</sup>、2001年9月11日の米国同時多発テロ(以下、9・11テロという)に引き続く炭疽菌テロに震撼した。今やCBRNEテロは「起きるか否かではなく、いつ起きるか」の問題であり、世界各国にとってCBRNEテロに対する危機管理体制の構築が喫緊の課題になっている。

米国の統合民間支援部隊(Joint Task Force Civil Support: JTF-CS)司令官ジェリー・グリーゼル(Jerry W. Grizzle)陸軍少将は、病原体及び毒素(以下、生物剤という)がテロなどに用いられる公算は相対的に高く、中でも伝染性病原体は最大の脅威であると警鐘を鳴らしている³)。そこで本論では、CBRNE テロのうちバイオテロ(Bioterrorism)を研究対象とした。

我が国のバイオテロに対する危機管理体制の構築は、地下鉄サリン事件などを契機として始まった。2000年4月には、警視庁及び大阪府警に「NBC(Nuclear, Biological, Chemical)テロ捜査隊」が新設された。また、2001年3月には、陸上自衛隊研究本部に「特殊武器研究官」及び部隊医学実験隊に「医学・特殊武器衛生研究科」が新設された4)。さらに2001年10月には、総合的かつ効果的な緊急テロ対策を強力に推進する観点から、内閣に「緊急テロ対策本部」が設置され、関係各省庁などの連携・分担による危機管理体制の構築が推進されている5)。

一方、米国では $9\cdot11$ テロ後1年も経たないうちにジョージ・ブッシュ(George W. Bush)大統領の提唱による「国家安全保障省(Department of Homeland Security: DHS)」が新設され、米国本土をテロから保全することを第一優先とする一元的な危機管理体制の構築が急がれている $^{60}$ 。

日米双方ともバイオテロの洗礼を受けた。確かに政治・行政の環境,生物防護研究の進展度合いなど国情の相違は十分考慮すべきではあるが,両国のバイオテロに対する危機意識,危機管理体制の構築に向けた取組みやその進展度合いには随分開きがあるように見受けられる。1995年の阪神淡路大震災をはじめとして,危機に際しての官邸や関係省庁などの対応の鈍さや危機管理体制の不十分さが,事あるごとに痛烈

<sup>\*</sup> 防衛大学校助教授(3等陸佐)

な批判を浴びてきたことも事実である<sup>7)</sup>。果たして我が国のバイオテロに対する危機管理の備えは、万全なものになりつつあるのであろうか。 我が国の政治・行政システム特有の陥りやすい 盲点が存在するのではないだろうか。

本論では、まず、20世紀以降に発生したバイオテロの動向を踏まえ、21世紀日本が備えるべきバイオテロとは何かについて考察する。次いで、我が国のバイオテロに対する危機管理能力を概観するとともに、今後我が国が取り組むべきバイオテロに対する危機管理政策を提示する。

# Ⅱ 21世紀日本に忍び寄る バイオテロの脅威

# 1. 20世紀に発生したバイオテロの歴史的傾向

バイオテロとは、非国家主体が、政治的、宗教的、環境的、その他イデオロギー的な目的に動機付けられ、生物剤を使用するか、それらによる脅迫を行なうことである<sup>8)</sup>。生物剤が実際に使用された場合、人間や動物が死亡又は発病し、植物が枯死又はその成長が阻害され、物質の劣化を引き起こすなどの被害が発生する<sup>9)</sup>。

それでは、20世紀に発生したバイオテロには、 どのような歴史的傾向があるのだろうか。

第一に、1990年代以降のバイオテロの増加が 顕著であり、その目的が多様化しているという ことである。1900年から1999年までの間に、確 認されているものだけで180件の生物剤関連不 法活動が発生した。そのうちバイオテロが27件、 バイオ犯罪が56件、その他が97件であった。実 に70.4%(27件中19件)のバイオテロ、71.4% (56件中40件)のバイオ犯罪が1990年代以降に 発生した<sup>10)</sup>。テロ組織などの企図と能力の変 化がその背景にあると考えられる。

バイオテロの目的には、暗殺や脅迫といった 伝統的な目的とは別に, 無差別大量殺戮, 生体 機能の低下による無能力化及び反農業といった 新種の目的が加わっている点が特徴的である (表1参照)。1970年から1980年代に世界で発生 したテロは政治的色彩が濃厚であり、左翼、右 翼,民族主義過激派であれ,思想的にも方向性 の点でもほとんど宗教と関わりはなかった。そ の後、世界を破滅に導く終末論的な思想や他集 団及び個人の抹殺を目論む偏執的・狂信的・熱 狂的な主義・思想が原理主義的な宗教などと結 びつき、世界的規模で復活した。歴史的に見れ ば、宗教はテロの主要な原因の1つであったか ら別に驚くことはないが、このようなバイオテ ロの目的の多様化が今日のバイオテロの増加に 大きな影響を及ぼしているのである11)。

また、冷戦の終結によって生物兵器及びその 関連技術の大国による独占管理体制が崩れ、テロ組織などへの移転・拡散が容易になった<sup>12)</sup>。 オウム真理教が10億ドル以上もの潤沢な財務基

表1 確認されている生物剤関連不法活動の目的

	バイオテロ	その他	合計 (件)
暗 殺	4	17	21
脅 迫	6	31	37
強 請		16	16
混 乱		5	5
反 農 業	1	2	3
大量殺戮	4		4
復 讐		3	3
無能力化	2		2
政治宣言	1		1
不 明	9	79	88
合計(件)	27	153	180

<sup>(</sup>参考文献)

W. Seth Carus, *Bioterrorism and Biocrimes*, Center for Counterproliferation Research, National Defense University, August 1998 (February 2001 Revision) p. 9 を基に修正。

盤にものをいわせ<sup>13)</sup>, ロシアなどから生物剤 やその散布用へリコプターの入手を試みたのは その典型である。さらに、 倦怠感や興奮に対す る欲求及びより高い目標を求める気持ちなどか ら、テロ組織などに加わる学位保有者の増加が 目立つ。バイオテロの14.8% (27件中4件), 生物剤関連不法活動の12.8% (180件中23件) が医学又は生物学などの専門家によるものであ り、23件の生物剤関連不法活動のうち16件には 物理学や細菌学の博士が関与していた<sup>14)</sup>。

第二に、単独犯や大規模組織によるバイオテ 口は、生物剤の獲得・使用に直結しやすいとい うことである (表2参照)。大規模組織による バイオテロ3件ともが実際に生物剤の使用を試 みた<sup>15)</sup>。大規模組織による意思決定が一旦下 されると,動き出した歯車を止めることが難し くなるためであると考えられる。また、単独犯 43件 (バイオ犯罪37件を含む) 中19件が生物剤 を獲得し、その内12件が実際にその使用に至っ た<sup>16)</sup>。単独犯は組織で行われる場合とは異な り、その行動の抑制が利き難い実態が浮かび上 がってくる。将来、単独によるバイオテロが増 加した場合、バイオ犯罪と同様のことが生起す る公算が高いことを暗示するものである。

表2 テロ組織などの規模

	バイオテロ	その他	合計 (件)
単 独		43	43
小規模組織 (2~4人)	5	14	19
大規模組織 (5人以上)	3		3
不 明	19	96	115
合計(件)	27	153	180

#### (参考文献)

W. Seth Carus, Bioterrorism and Biocrimes, Center for Counterproliferation Research, National Defense University, August 1998 (February 2001 Revision) p. 25. を基に修正。

第三に、生物剤の獲得・使用に至るのは比較 的低率でその被害者数も思ったほど多くはない が、その潜在的な被害創出能力を侮ってはなら ないということである (表3参照)。生物剤の 獲得・使用に至る比率は、バイオテロが18.5% (27件中5件), バイオ犯罪が28.6% (56件中16 件)であった。バイオテロの比率の方が少ない 理由は、生物剤の獲得・使用に至ったバイオテ ロ5件がいずれも組織で行なわれたものである のに対して、その他の16件中12件は単独犯であ ったことによるものと考えられる。

このような生物剤の使用による被害者は、バ イオテロによる発病者が751人、バイオ犯罪に よる発病者が130人, 死者が10人であった<sup>17)</sup>。 人口50万人の都市中心部から2kmにわたり炭 疽菌50kg を線状空中散布した場合, 95,000人 を死亡させ、125.000人を無能力化できるとい う潜在的な被害創出能力などと比較すれば非常 に少ない犠牲者の数である18)。この差異は. テロ組織などが用いた生物剤の種類及び生物剤 散布方法の多くが兵器級の技術レベルに到達し ていなかったことによるものと推察される。し かしながら, 今後テロ組織などが兵器級の生物 剤やエアロゾル (Aerosol) 噴霧装置を獲得・ 使用する公算は高いと見るべきである。9・11

表3 確認済みの生物剤関連不法活動の種別

		バイオテロ	その他	合計(件)
獲得・信	· b用	5	16	21
獲	得	3	9	12
関	心	6	4	10
脅迫・狂	E言	13	124	137
合(件	:)	27	153	180

#### (参考文献)

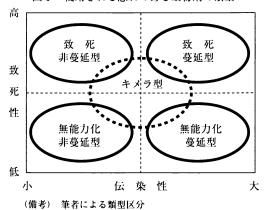
W. Seth Carus, Bioterrorism and Biocrimes, Center for Counterproliferation Research, National Defense University. August 1998 (February 2001 Revision) p. 8. を基に修正。

テロに引き続く炭疽菌テロにおいて,実際に兵器級の威力を持つ炭疽菌が使用されたことはその証左といえよう。

他方,バイオテロの48.1% (27件中13件),バイオ犯罪の51.8% (56件中29件),その他の97.9% (97件中95件)が脅迫・狂言であった。テロ組織や犯罪者などが、生物剤の使用をほのめかすことによって恐怖状態やパニックの発生を効率的に作為し、その目的の達成を試みたものと考えられる。テロ組織などの脅迫・狂言に対して無闇に屈したり、過剰な対応によって無用な社会的パニックを誘発するなど敵の術中に陥ることは厳に戒める必要がある。また、脅迫・狂言が生物剤の獲得・使用へとエスカレートする可能性も否定できないことから、冷静沈着な判断と迅速的確な対応による事態の早期解決及びその収拾を図ることが求められるのである。

第四に、獲得・使用された生物剤は23種類あり<sup>19)</sup>、その使用の狙いから4つに類型できるということである(図1参照)。その4類型と獲得・使用された生物剤の一例を示せば、致死・非蔓延型(炭疽菌、エボラ出血熱、ボツリヌス毒素、リシンなど)、致死・蔓延型(肺型ペスト、発疹チフスなど)、非致死・非蔓延型

図1 使用される恐れのある生物剤の類型



(Q 熱など),非致死・蔓延型 (パラチフス,腸 チフス,赤痢菌など)であった。テロ組織など が,テロの目的に照らして選択的な生物剤の獲 得・使用を試みた結果と考えられる。

バイオテロにおいて獲得・使用された痕跡は確認されていないが、遺伝子工学を用いたキメラ型の生物剤が存在していたことを看過してはならない。遺伝子組み換えを行うことで、毒性の強化、特定の病気の発病率向上、特定目標(人種・民族)の攻撃、薬剤耐性の強化などを図ることができる。旧ソ連は、1980年代後半、天然痘ウイルスにベネゼエラ馬脳炎ウイルスを組み込んだキメラウイルスの開発に成功していたという証言もある<sup>20)</sup>。

遺伝子工学の急速な発展と学位を保有するテロリストなどの増加を考慮するならば、将来、バイオテロに使用される恐れのある生物剤(主として対人用)はキメラ型を加えた5類型になるものと考えられる。

農業テロに使用できる生物剤には、対作物型 (米イモチ病、ライ麦黒錆病、小麦黒錆病など) と対家畜型 (口蹄疫、鼻疽、炭疽など) がある。 1952年の現ケニアにおいて、独立運動を行なっていたマウマウ (Mau Mau) 団に関係した者が 生物剤を用いて33頭の食用牛を汚染した事例がある<sup>21)</sup>。

第五に、生物剤の散布方法としては5種類あるが、そこにはバイオテロ特有の特徴があるということである。

生物剤関連不法活動において用いられた生物剤の散布方法は、エアロゾル噴霧、直接噴射、食品汚染、上水道汚染、媒介動物(ベクター)によるものの5種類であった。バイオテロに限れば、ベクターによる方法以外の4種類が多用された<sup>221</sup>。その共通的な特徴は、生物剤を充填した弾頭搭載の弾道ミサイルの発射、生物剤を充填した砲弾の発射などといった明白な攻撃

(Overt Attack) のようにその攻撃が容易に認識 できるものとは異なり、いつ・どこで・だれに よって生物剤に曝露させられたのかも分からな いような隠密裏の攻撃 (Covert Attack) という ことである<sup>23)</sup>。それぞれの生物剤には固有の 潜伏期間(ある生物剤への感染から病気を発症 するまでに要する期間)がある。このためテロ 組織などは、この特性を最大限に活用して攻撃 企図の早期暴露を防止するとともに、攻撃部隊 の安全を確保しようとするのである。

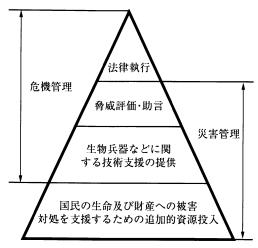
それでは、このようなバイオテロの歴史的傾 向を踏まえた上で、21世紀日本に対するバイオ テロとしていかなる事態を想定すれば良いので あろうか。

# 2.21世紀日本のバイオテロの様相

バイオテロは、①目的、②実行主体、③種別、 ④時期、⑤場所、⑥手段の6つの要素によって 構成される。したがって、これら6つの構成要 素すべてを事前に解明することが望ましいが、 現実的には非常に難しい。それでは、最低限何 が明らかにされれば危機の未然防止と対処が容 易になるのであろうか。ここで着目すべき点は、 危機管理 (Crisis Management) と災害管理 (Consequence Management) とでは、明らか にすべき構成要素の重点が異なるということで ある (図2参照)。

例えば、外務、司法、公安・警察当局などに よる危機管理の観点からすれば、我が国に対し てバイオテロを行う可能性がある実行主体(テ 口組織,テロリスト,テロ支援国家)とその脅 威評価が重要になる。これにより、テロ組織な どによる生物剤の獲得・入手を国際的な枠組み で規制したり、その活動の動向を継続的に監視 するなどしてバイオテロの未然防止, テロ発生 後の捜査・逮捕、裁判を迅速かつ的確に行うこ とができるためである。

図2 バイオテロ危機管理及び災害管理の関係



(備考)

- 1 危機管理には、テロ組織などの認定、捕捉手段、人的・ 物的資源を活用するための計画といったテロの脅威や 活動を予測し、それを未然に防止し、もしくは事態を 解決するために必要なものが含まれる。
- 2 災害管理には、公衆衛生や安全を守る手段、緊要な 行政サービスを復旧すること、テロによる被害を受け た政府機関,民間機関,個人に対する緊急の援助を提 供することが含まれる。

#### (参考文献)

U. S. Federal Emergency Management Agency, Federal Response Plan. http://www.fas.org/irp/offdocs/pdd39\_ frp.htm

一方、生物剤が使用された後に公衆衛生・医 療機関、消防、防衛庁・自衛隊などが行なう災 害管理の観点からすれば、テロの実行主体の特 定はそれほど重要な意味を持たない。なぜなら、 生物剤のもたらす作用こそがバイオテロの被害 を創出するのであって, バイオテロを引き起し たテロ組織などによって被害がもたらされるの ではないからである。このため、バイオテロの 可能行動(攻撃目標,生物剤の類型及び種類, 生物剤の散布場所及び散布手段など)とその採 用公算が重要になる。

表 4 は、21世紀日本に対するバイオテロの実 行主体に関する脅威評価の一例である。このよ うな脅威評価に当たっては, その企図と能力に 関する詳細かつ例証的な分析と総合的な評価が

表 /	バイ	ナテ	口事行	主体の	<b>脅威評価</b>	( 佐川)
7 <del>7</del> 4	/ \ 1	1 7	<b>□</b> ★11	T 1/25 U	/ 487 MY 51 11111	( 1741 /

実行主体		生物兵器	脅威評価		
夫	17土14	開発計画	顕在的	潜在的	
非国家	アルカイーダ	疑惑有※3	0		
开国家	アーレフ	不明		0	
	北朝鮮	有※1,2	0		
	イラン	有※1,2	0		
	シリア	有※1,2	0		
	リビア	有※1,2	0		
国家	スーダン	疑惑有※2	0		
国 家	キューバ	疑惑有※2		0	
	中 国	有※1		0	
	ロシア	有※1		0	
	インド	有※1		0	
	パキスタン	疑惑有※1		0	

(備考) 表中の国家はテロの実行主体ではなく、バイオテロ 支援能力を保有する国という観点から列挙した。

#### (参考文献)

- ※ 1 Office of the Secretary of Defense, Proliferation: Threat and Response, January 2001, pp. 7-30, pp. 33-58.
- ※ 2 W. Seth Carus, Bioterrorism and Biocrimes, Center for Counterproliferation Research, National Defense University, August 1998 (February 2001 Revision) pp. 29-30.
- ※ 3 2003年 3 月24日付読売新聞

必要であることは言うまでもないが,このような分析・評価を仔細に行なうことが本論の焦点ではないため,ここではその骨子のみの記述に止めることにする。

北朝鮮は、我が国に対する敵対的報道や行為及び生物兵器の研究開発状況などを考慮すれば、最も脅威が顕在化していると考えられる。北朝鮮の生物兵器研究開発及び生産などの中核的役割は第2国家科学委員会が担っており<sup>24)</sup>、バイオ関連施設(医科大学、生物剤研究所、生物剤生産工場など)がピョンアン、チョンジュ、オンジョンニ、ムンチョンなどに設置されている<sup>25)</sup>。研究開発の対象になっている生物剤は10種類以上(コレラ、ペスト、炭疽菌、腸チフ

ス,ジフテリア,発疹チフス,ボツリヌス毒素, 黄熱,ブルセラ病,出血熱など)あり,その貯蔵量は $1,000\sim5,000$ トン(化学剤を含む)と見られている $^{26}$ 。

アルカイーダ及びイスラム諸国 (イラン,シリア,リビア,スーダン) については、日米同盟強化の反作用としてこれらの国家などとの関係悪化を招く危険性を孕んでいること、これらの国家などがいずれも生物兵器の入手や研究開発を行なっていると見られていることを考慮すれば、その脅威が顕在化していると見なす必要がある。

アーレフ(旧オウム真理教)は、その企図及び能力の面からも不明な点が多い。しかしながら、未だに旧オウム真理教の教義を保持していること、米国国防省がトランスナショナルな脅威としてアーレフ及びウサマ・ビン・ラディン(Usama Bin Laden)を併記していること<sup>27)</sup>などを考慮するならば、今後とも潜在的な脅威としてその動向を注視する必要がある。また、その他の国家については、当面、日米両国との決定的な対立関係に陥る公算は低いと考えられるが、能力的にはバイオテロを支援することが可能であり、潜在的な脅威としてその動向を注視する必要があろう。

表5は、21世紀日本に対するバイオテロの可能行動とその採用公算についてまとめたものである。バイオテロの攻撃要領は、明白な攻撃と隠密裏の攻撃に大別することができるが、明白な攻撃は敵にその企図を暴露しやすい欠点がありバイオテロには不向きである。これとは逆に、隠密裏の攻撃は生物剤特有の潜伏期間を最大限に活用するものであり、その攻撃企図の秘匿及び攻撃部隊の安全の確保などの観点からバイオテロには非常に適した方法である。隠密裏の攻撃は、一般市民を対象とする大量殺戮・無能力化バイオテロ及び農業・水産業を対象とする農

表5 バイオテロの可能行動とその採用公算

バイオテロの可能行動			公	算
明白な攻撃 (OvertAttack)			低	Ļ١
隠密裏攻撃	大量殺戮 無能力化 バイオテロ	解放空間型 密閉空間型 食品·水系型	高	()
(Covert Attack)	農 水 バイオテロ	対作物型 対家畜型 対水産型	高	Ļγ

水バイオテロ (Agrofisher-terrorism) に区分することができる。

大量殺戮・無能力化バイオテロの目的としては、偏狭性・狂信性・熱狂性を帯びた政治的、宗教的、環境的、その他イデオロギー的な目的に動機付けられたもの、単に一般市民の無差別大量殺戮・無能力化を意図するものなどが考えられる。社会的な恐怖状態やパニックの創出を目論むであろう。大量殺戮・無能力化バイオテロは、解放空間型、密閉空間型、食品・水系型に区分することができる。

解放空間型は、最大多数の一般市民を殺戮・無能力化するために攻撃対象地域を限定せず、 農薬散布用ラジコン飛行機、エアロゾル噴霧装 置搭載トラックなどから生物剤(炭疽菌、野兎 病、Q熱など)をエアロゾル噴霧する攻撃要領 である。

密閉空間型は、地下鉄、東京ドームなど閉ざされた限定空間に対して攻撃を行なう方法であり、その狙いからさらに2つに区分することができる。その第一は、最小限の生物剤で最大限の人を発病させるため、人から人へ空気感染する生物剤(天然痘、肺ペストなど)を使用する方法である。その第二は、最小限の生物剤で限定空間に所在する最大多数の人を発病させるため、伝染性のない生物剤(炭疽菌、野兎病、ボ

ツリヌス毒素など)を使用する方法である。いずれの場合も、空調設備や携帯スプレーなどを 利用した生物剤のエアロゾル噴霧が効果的である。

食品・水系型は、食品や上水道などを生物剤 によって汚染する方法である。食品型はコンビ ニの弁当製造工場, 牛乳製造工場などを生物剤 (炭疽菌、サルモネラ菌など) によって攻撃す る方法である。生物剤が調理前に洗浄されたり, 加熱調理によって死滅する可能性を低減できる こと,消費者に近いスーパーの店頭商品を汚染 するよりも不特定多数の一般市民を効率的に発 症させることができるなどの利点がある。水系 型は浄水場の貯水池、団地屋上の貯水槽などを 生物剤(サルモネラ菌、ボツリヌス毒素、クリ プトスポリジウムなど)によって攻撃する方法 である。例えば、0.5kg の培養サルモネラ菌を 5.000m³ (縦50m×横25m×深さ1mのプール 4 コ相当)の貯水池に混入した場合、その水を 未処理のまま100cc 飲んだ人は重症になった り、無能力な状態に陥る。同じ効果は5kgの ボツリヌス毒素、7kgの黄色ブドウ球菌腸毒 素Bによって得ることができるが、有毒化学 物質の青酸カリなら10トン必要になる<sup>28)</sup>。

米国のような農産物輸出大国では農業バイオテロ(Agro-terrorism)の脅威が指摘されているが<sup>29)</sup>,我が国のように水産資源が豊富であり,かつ大量に消費する国にとっては水産業も含めた農水バイオテロが脅威である。その目的としては,菜食主義者や反捕鯨主義者などによる反農業・水産主義に動機付けられたもの,政治的,宗教,環境的,その他イデオロギー的対立に動機付けられたものなどが考えられる。我が国に対して経済的打撃を与えることや社会的パニックを創出することを目論むであろう。2001年9月の牛海綿状脳症(BSE)問題を例にとれば分かるように,食の安全に対する消費者

の不安感を醸成することは容易であり、これに伴う食肉の買い控えなどによる経済的損失は膨大である<sup>30)</sup>。農水バイオテロの区分及び使用される恐れのある生物剤としては、対作物型(米イモチ病、小麦黒錆病など)、対家畜型(炭疽病、口蹄疫など)、対水産型(炭疽病、サルモネラ菌など)が考えられる。その攻撃目標としては、生産・資源基盤(耕作地、牧場、養鶏場、養殖場など)と物流中継・集積地(集荷場、市場など)を挙げることができるが、後者の方がより効率的に生物剤汚染できるため多用されるであろう。

それでは、このようなバイオテロの脅威に対して、我が国の危機管理の備えは万全なものになりつつあるのであろうか。

# Ⅲ 我が国のバイオテロ危機管理能力概観

バイオテロを未然に防止し、事態が発生した場合の迅速的確な初動対処と生物災害の早期復旧を図るためには、図2に示した4つの活動が運然一体化して行なわれることが不可欠である。このような観点から我が国のバイオテロに対する危機管理能力を概観すると、4つの問題点がある。

第一に、我が国のバイオテロ危機管理政策は 関係省庁の連携・分担(いわゆる縦割り行政) によって進められており、バイオテロ危機管理 に係わる主要業務を横断的に統括できる組織 (「甲」) が整備されていないことである(図3 参照)。

バイオテロが発生した場合,関係省庁などが得た情報は内閣情報集約センター (20人,24時間体制)を通じて内閣総理大臣,内閣官房長官,内閣危機管理監などに報告・連絡される<sup>31)</sup>。 重大事態の場合には,首相官邸の危機管理センター内に総理大臣を長とする「対策本部」が設

図3 バイオテロ危機管理体制上の問題点

	因3 パイオチロ厄俄自任体制工グ问題点			
区分	主要業務	所掌組織		
平時	・関連法案の整備 ・サーベイランス ・脅威評価,情報提供 ・国内外関係機関との調整・連絡 ・バイオテロの防止及び対処基本 計画の策定と見直し ・生物防護研究開発 ・生物防護体制の整備 ・即応態勢の保持			
テロ事態	施 ・市民防災訓練の実施 ・バイオテロ情報の集約一元化,連絡・通報 ・基本的対処方針等の策定 ・初動対処部隊の派遣 ・専門家による助言及び技術支援の提供 ・被害者救助、治療・後送・被害地域の隔離 ・被害地域の除染、復旧 ・廃水・汚染物等の処理 ・生物災害への補償措置	「甲」		

置され、基本的対処方針、対処に係わる重要事項が関係大臣と協議の上決定される。このように対策本部は、事態発生後の対処のために臨時に編成される組織である。

また、内閣情報集約センターは関係省庁などから通報を受けた情報を集約、報告・通報するだけの受動的性格の組織であり、米国の中央情報局(Central Intelligence Agency: CIA)のような能動的情報収集、脅威評価を担うことができる組織ではない。内閣安全保障・危機管理室(内閣危機管理監ほか30人)はどうかというと、この組織は危機管理に関する調整・連絡機能が主体であって、事態対処は関係省庁などが連携・分担して行なうことになっている<sup>32)</sup>。平時には、危機の類型別に政府としての対応策を

研究したり, 関係省庁の体制整備について内閣 の立場から点検・見直しなどを行なうことにな っているが<sup>33)</sup>,バイオテロに係わる主要業務 全般を統括することは困難である。

厚生労働省厚生科学課健康危機管理室はどう かというと, この組織は健康危機管理の円滑な 実施を図るための情報収集及び評価分析、初動 体制などの対策の検討、研修の企画立案及び実 施を担っているが34),あくまで厚生労働行政 分野の範疇であり、農水バイオテロ対策、バイ オテロに対する市民防災訓練の企画立案及び実 施などは所掌外である。

農林水産省は、2003年度に食品分野における 消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安 全局 (仮称)」及び危機管理への的確な対応の ため「食品安全危機管理官 (仮称)」の新設な どを目指しているが、その法的根拠となる食品 安全基本法案の概要を読む限りでは、リスク評 価及び緊急事態などの概念にはバイオテロが想 定されていないように見受けられる<sup>35)</sup>。

それでは防衛庁・自衛隊はどうかというと, 権限的にも能力的にもバイオテロ危機管理全般 を統括できる体制にはない。

第二に、法制上の問題として「感染症の予防 及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下,感染症法という)]36)の第6条(感染症 の定義)及び第12条(医師の届出義務)、「墓地、 埋葬等に関する法律(以下、墓地・埋葬法とい う) | 37) の第4条 (墓地以外の埋葬, 火葬場以 外の火葬の禁止)及び第9条(市町村長の埋 葬・火葬義務) がある。

感染症法(同法施行令及び施行規則を含む) によれば、将来バイオテロに使用される公算が 高い天然痘、野兎病は感染症として定義されて いない。また、バイオテロにおいて使用される 公算が最も高い炭疽菌は最も危険度の低い第4 類感染症に指定されており、医師による届出義 務は7日以内になっている。いずれの条項も早 期の疾病発生状況の把握(サーベイランス)及 び迅速的確な初動対処を行なう上で問題であ る。

墓地・埋葬法によれば、都道府県知事が許可 した墓地以外への埋葬, 火葬場以外での火葬が 禁止されている。このためバイオテロによる死 者が同時多発した場合、公衆衛生上の緊急避難 措置として墓地以外への集団埋葬を行なうこと 及び火葬場以外での火葬を実施することができ ない。また、死体の埋葬又は火葬を行なう者が ないとき又は判明しないときは、死亡地の市町 村長がこれを行なわなければならない。いわゆ る「行き倒れ」のような場合である。天然痘の 蔓延を想定するならば,親族もろとも死亡する ケースが多数発生することを念頭に置く必要が あるが、この場合、市町村長の責務が過大であ り、これに必要な組織及び予算的な裏付けもな されていないのが現状である。

第三に, 疫学調査及び生物防護のための研究 開発などに不可欠な BSL (Biosafety Level)-4 実 験室は現存しているものの、BSL-4施設とし て稼動できない状況にあることである。

世界に現存する BSL-4 実験室は20施設(ロ シアの疑惑1施設を含む)であり、建設中の6 施設を含めると26施設になる予定である。この ほか台湾にもグローブボックス型の実験室があ ると言われており、リビアと北朝鮮には BSL-4 実験室に相当する施設があると推測されてい る<sup>38)</sup>。現存する施設には、1981年に建設された 国立感染症研究所村山分室(東京都武蔵村山市) の BSL-4 実験室も含まれている。この施設に はグローブボックスライン方式が採用されてお り、現在でも世界トップレベルの能力を保有し ているものの、地元住民の反対によって厚生労 働大臣の認可が下りず, 現在まで BSL-4 実験 (模擬実験を除く)を行なったことはなく,BSL- 3実験に用いられている。現状では、我が国に対して重症急性呼吸器症候群 (SARS) のような未知の病原体及び天然痘のような高い伝染性と致死性を有する生物剤が使用された場合、米国の疾病管理センター (Center for Disease Control and Prevention: CDC) に生物剤の同定を依頼するしか方法がないのである。もし日米両国で同時多発バイオテロが起こり、CDC が米国内の対応で手一杯の時には誰に検査を頼むのであろうか<sup>39)</sup>。また、BSL-4実験室は生物防護(防護マスク及び防護服など)のための研究開発にも不可欠であるが、このような装備の実用試験を他国に依頼することは防衛秘密保全上からも望ましくはない。

第四に、同時多発感染症患者を想定した医療 提供体制が整備されていないことである。

2000年10月現在, 我が国の一般病院・診療所 の一般病床数 (療養型病床数を除く) は約148 万床,その平均病床利用率は83.8%である<sup>40)</sup>。 これを基に一般病床の空床数を算定すると全国 で約24万1千床であり、仮に感染症病床2.396 床及び結核病床22,631床が全部使用可能な状態 にあるとしても、これを加えた約26万6千床が 我が国の医療提供能力の量的な限界である(実 態的には,一般患者用から感染症患者の隔離用 に転用するには技術的・運用的な問題があり, この数字よりもはるかに少ない病床数しか確保 できない可能性がある)。医療法に基づく医療 計画では、日常生活圏に2次医療圏域(363圏 域), 都道府県単位に1コ(北海道のみ6コ) の3次医療圏域(52圏域)が設定されており、 最高度医療の提供は3次医療圏域で完結する体 制になっている。2次医療圏域は、人口規模で 10~20万人,面積で500~1,000kmというのが 全国平均である41)。前述の一般病床の空床数 を各医療圏域数で除すと、2次医療圏域では 731床, 3次医療圏域では5,109床が医療提供能

力の量的な限界になる。

厚生労働省は感染症法に基づく医療提供体制 を整備中である。これによると、新感染症 (SARS は新種のコロナウイルスと判明するま で新感染症に指定された) は特定感染症指定医 療機関(国立国際医療センター、市立泉佐野病 院), 1類感染症 (ペストなど) は第1種感染 症指定医療機関(都道府県1ケ所),2類感染 症(コレラなど)は第2種感染症指定医療機関, 3類感染症 (O-157) 及び4類感染症 (炭疽病 など) は一般医療機関が、それぞれ医療提供を 担うことになる。しかしこの体制が整備された としても, バイオテロによる同時多発感染症患 者の発生を想定したものではないため、その病 床数は非常に少なく、感染症患者を迅速に隔離 後送できる能力も不十分である。2000年6月現 在、新感染症患者用の高度安全病床が市立泉佐 野病院に2床(国立国際医療センターは整備 中), 1類感染症患者の隔離病床が12床(1都 1府2県), 2類感染症患者の隔離病床が1,575 床しか指定されていないのが現状である<sup>42)</sup>。

それでは、このようなバイオテロ危機管理上 の問題点を解決するためには、いかなる政策を 採る必要があるのであろうか。

# IV 我が国のバイオテロ危機管理に 対する提言

(1) 感染症法,墓地・埋葬法の見直し・改正 感染症法及び墓地・埋葬法については,意図 的に生物剤が使用される事態(バイオテロなど) に備え,早急に法律の見直し・改正を行なう必 要がある。

感染症法第6条(感染症の定義)及び第12条 (医師の届出義務)の見直しに際しては,21世 紀日本に対するバイオテロにおいて使用される 恐れのある生物剤の類型・種類を踏まえ、その 生物剤が使用された場合における医療提供シス テムに及ぼすインパクトなどを十分考慮するこ とが適切である。

次に、墓地・埋葬法第4条(墓地以外への埋 葬, 火葬場以外の火葬の禁止) 及び第9条(市 町村長の埋葬・火葬義務) に関しては、バイオ テロなどにおける公衆衛生上の緊急避難措置と しての集団埋葬・火葬を念頭に置いた見直しが 必要である。また、現行法では市町村長の埋 葬・火葬義務が過大になることが予期されるた め,これに必要な体制の整備(権限の強化,必 要な組織の編成、予算的裏付けなど)に関する 検討を行なうことが適切である。

(2) 統合的バイオテロ危機管理体制の整備 政府の「対策本部」や内閣安全保障・危機管 理室などによる状況判断及び決心を補佐し、平 時から生物災害復旧に係わる主要業務を一元的 に所掌し得る危機管理体制を整備する必要があ る。その具体的政策として、①危機管理体制の 中核的役割を担う組織として「統合感染症研究 所 (仮称)」の硫黄島への新設, ②感染症患者 の航空隔離後送と病院船への隔離収容及び治療 体制の整備を図ることが適切である。その構想 の概要は以下のとおりである。

ア 「統合感染症研究所(仮称) 構想

#### (ア) 設立目的

- a 国内外の生物剤関連情報のサーベイラン ス, 生物剤に対する予防・治療法の研究開 発, 生物防護のために必要な装備・機材の 研究開発を一元的に行なうこと
- b 生物剤が使用された場合, 政府の「対策 本部」などが行なう状況判断及び決心の補 佐を行なうとともに、保健・医療機関など に対する専門的助言の提供、疫学調査など に必要な専門部隊及び要員の派遣、最高度 の感染症治療及び患者の隔離収容, ワクチ ン・治療薬などの備蓄を一元的に実施する

こと

- c 生物剤に暴露した死病者及び資機材の滅 菌処置,必要に応じ生物剤に汚染された死 者の火葬、汚水・廃棄物の浄化・焼却など を行なうことにより2次被害の拡大を防止 すること
- d 国際貢献の一環として、諸外国からの求 めに応じて専門家の派遣, 高度感染症治療 などの便宜を供与すること

### (イ) 保有すべき機能

- a 国内外感染症情報の一元的な収集・脅威 評価及び伝達機能
- b 感染症(対家畜・作物・水産型の生物剤 を含む)の予防及び治療法の研究開発機能
- c 生物防護のための装備, 資機材の研究開 発機能
- d 生物防護及び治療・後送のための緊急展 開部隊派遣機能
- e 感染症患者に対する最高度治療の提供及 び隔離収容機能
- f 市民防災訓練などの企画立案及び実施機 能
- g 衛生資機材及びワクチン・治療薬などの 備蓄及び輸送機能
- h 「統合感染症研究所(仮称)」の人員・施 設等の維持管理機能
- i 経空・経海からの外敵の侵入を防止する ための防衛・警備機能
- (ウ) 編成・施設

関係省庁・機関(厚生労働省,農林水産省, 防衛庁・自衛隊、国立感染症研究所など)の共 同機関として編成し、複数の BSL-4 実験室を 設置するとともに、高度感染症病院(高度安全 病床1,000床規模)を併設

- (エ) 硫黄島への新設が適切である理由
  - a バイオテロの攻撃目標になる可能性が高 い関東以南の大都市圏(東京、大阪、福岡

など)及び在日米軍基地(横須賀,横田,岩国,沖縄など)から硫黄島(東京から南に1,250km,沖縄から東に1,380km,南鳥島から西に1,280km,グアム島から北に1,380kmに位置。面積は品川区とほぼ同じ約22k㎡。硫黄島航空基地隊は2,650m×60m滑走路1本,2,650m×30mの平行誘導路1本を保有)まで航空機を使用すれば約1時間半という地理的な位置にあることり現在,硫黄島には一般住民が居住していないため、バイオ関連施設(BSL-4実験室及び高度感染症病院など)の建設に係わる行政差し止め訴訟を受ける心配がないこと

c 今後益々の旅客需要拡大が見込まれるア ジア・北米航空路線を制する位置にあり、 未知の感染症患者が国内外の航空機内で発 生した場合、硫黄島に緊急隔離収容するこ とにより2次汚染の拡大を水際で防止でき るとともに、患者に対する早期治療の実施 が可能になること

イ 「感染症患者の航空隔離後送及び病院船 への隔離収容体制の整備」構想

新感染症や天然痘など最高度の隔離を要する感染症患者(いわゆる BSL-4 感染症患者)が発生した場合、封じ込め体制の早期確立によって2次汚染の拡大を防止するとともに、救命率の向上を主眼においた患者に対する早期治療の提供を行なうことが重要である。また、未知の新感染症を迅速に同定するため、その患者を「統合感染症研究所(仮称)」に隔離後送しなければならない事態が想定される。この際問題になるのが、硫黄島から距離的に離隔した関東以北における BSL-4 感染症患者の同時多発事態である。

このような事態に対処するため, BSL-4 感 染症患者を外界から完全に隔離した状態で航空 後送可能な組織(例えば、米国の航空衛生隔離チーム)<sup>43)</sup>を新たに編成するとともに、このような BSL-4 感染症患者を隔離担架搬送状態のまま搭載して迅速に空輸可能な航空機(例えば、ボーイング社の V-22 オズプレイ)<sup>44)</sup>及び早期の滅菌処置、治療(手術を含む)、隔離収容が可能な病院船(例えば、米国海軍病院船コンフォート)<sup>45)</sup>の新規導入を図ることが適切である。

## V おわりに

本論では、まず、20世紀に発生したバイオテ ロの5つの歴史的傾向を踏まえ、21世紀日本に 対するバイオテロの実行主体とその脅威評価及 びバイオテロの可能行動とその採用公算を明ら かにした。次に、このようなバイオテロの様相 の視点から我が国のバイオテロ危機管理能力を 概観し、4つの問題点があることを指摘した。 最後に、これらの検討結果を踏まえ、我が国が 取り組むべきバイオテロ危機管理政策として. ① 感染症法及び墓地・埋葬法の見直し・改正 が必要であること、② 統合的バイオテロ危機 管理体制の整備(バイオテロ危機管理体制の中 核的役割を担う組織として「統合感染症研究所 (仮称)」の硫黄島への新設, 感染症患者の航空 隔離後送と病院船への隔離収容及び治療体制の 新規導入) が必要であること, について提言を 行なった。

バイオテロの脅威は足音も立てずに忍び寄ってくる。「治にいて乱を忘れず」, 我々は強い危機管理意識を保持するとともに, 不断の備えを 怠ってはならない, と常々考える次第である。

- U. S. Department of Defense Report, Quadrennial Defense Review, Department of Defense, 2001, pp. 1-10.
- U. S. Senate Government Affairs Permanment Subcommittee on Investigations, Staff Statement.

Global Proliferation of Weapons of Mass Destruction: A Case Study on the Aum Shinrikyo, October 31, 1995. http://www.fas.org./irp/congress/ 1995-rpt/aum/

- 3) Major General Jerry W. Grizzle, commander, Joint Task Force Civil Support, Command Brief. p. 10. http://www.cs.amedd.army.mil/ameddex /ms files/Day%202%20Briefings/Jones%20 Pale%20Horse%20Bio%20brief%20ver3.ppt. 宮坂直史『国際テロリズム論』(芦書房,2002 年), 180頁。
- 4) Yomiuri On-Line.

http://www.yomiuri.co.jp/attack/1017\_t10. htm.

防衛庁ホームページ。

http://www.jda.go.jp/j/library/wp/2000/ honbun/at1204010502.htm

- 首相官邸「テロ対策全般」ホームページ。 http://www.kantei.go.jp/jp/saigai/terojiken/ index.html
- 6) U. S. Department of Homeland Security Homepage.

http://www.dhs.gov/dhspublic/theme\_home

- 7) 宮坂直史, 前掲『国際テロリズム論』, 259-262頁。
- 8) W. Seth Carus, Bioterrorism and Biocrimes, Center for Counterproliferation Research, National Defense University, August 1998 (February 2001 Revision), pp. 3-4, p. 7.
- テンペスト社編, 小川和久監訳『初動要員の ための生物化学兵器ハンドブック』(啓正社, 2000年), B-1-12頁。
- 10) W. Seth Carus, op. cit., p. 7, pp. 10-11. バイオ犯罪とは、営利目的、復讐目的、その 他の非政治的目的に動機付けられた行為をい
- 11) ウォルター・ラカー、帆足真理子訳『大量殺 戮兵器を持った狂信者たち』(朝日新聞社, 2002年), 109-142頁。
- 12) 納家政嗣,梅本哲也編『大量破壞兵器不拡散 の国際政治学』(有信堂、2000年)、142-167頁。
- 13) U. S. Senate Governmanet Affairs Permanment Subcommittee on Investigations, Staff Statement, op. cit., IV. The Operation of the Aum,

pp. 4-5.

- 14) W. Seth Carus, op. cit., pp. 25-27.
- 15) Ibid., p. 25.
- 16) Ibid., p. 25.
- 17) Ibid., p. 21.
- 18) Brigadier General Russ Zajtchuk (Editor in Chief), Textbook Military Medicine, Medical Aspects of Chemical and Biological Warfare, (Office of The Surgeon General Department of the Army, U. S. A. 1997), p. 444.
- 19) W. Seth Carus, op. cit., pp. 15-16.
- Ken Alibek, Behind the Mask: Biological 20) Warfare.

http://www.bu.edu/iscip/vol9/Alibek.html キメラとは, ライオンの頭, ヤギの体, ヘビ の尾を持ち、口から火を吐くギリシャ神話の怪 獣のこと。遺伝子学的には、別々の発生系統か ら成る生物体を意味する。

- 21) W. Seth Carus, op. cit., pp. 63-65. 及び宮坂直 史, 前掲『国際テロリズム論』178頁。
- 22) W. Seth Carus, op. cit., pp. 16-19.
- 23) Center for Disease Control and Prevention, Strategic Planning Group, Biological and Chemical Terrorism: Strategic Plan for Preparedness and Response, Morbisity and Mortality Weekly Report, April 21, 2000, Vol. 49, No. RR-4, PP. 3-4.
- 24) Kyoung-Soo Kim, North Korea's CB Weapons: Threat and Capability, The Korean Journal of Defense Analysis, Vol. XIV, No. 1, Spring 2002, pp. 78-80.
- 25) global.security.org homepage. http://www.global.security.org/wmd/world/ dprk/index.html
- 26) Kyoung-Soo Kim, op. cit., pp. 84-86.
- 27) Office of the Secretary of Defense, Proliferation: Threat and Response, January 2001. pp. 61-63.
- 28) ウ・タント国際連合事務総長報告(外務省国 際連合局訳)『化学・細菌(生物)兵器とその使 用の影響』(大蔵省印刷局、1969年)、34-35頁。
- 29) Office of the Secretary of Defense, op. cit., pp. 64-66.

Radford G. Davis, Agricultural Bioterro-rism. http://www.actionbioscience.org/newfrontiers/davis.html.

30) 農林水産省ホームページ,「牛海綿状脳症 (BSE) に関するプレスリリース」

http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/eisei/bse/bse\_j.htm

31) 内閣危機管理監 安藤忠夫, 文教大学教授 伊藤和明,『シリーズ大震災:その時国はどう動く』

http://www.jade.dti.ne.jp/~sassa/if-1.htm

- 32) 感染症情報センターホームページ。 http://idsc.nih.go.jp/others/chiiki/12kanri/ page3.html
- 33) 感染症情報センターホームページ。 http://idsc.nih.go.jp/index-j.html
- 34) 財団法人厚生統計協会編『2002年版国民衛生 の動向・厚生の指標(臨時増刊・第49巻第9号 通巻第768号)』(財団法人厚生統計協会,2002年),21頁。
- 35) 農林水産省ホームページ。

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/bunsyo/15teiin.pdf

http://www.maff.go.jp/syoku\_anzen/top.htm 首相官邸ホームページ。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shokuhin/houan/030207/teisyutu.html

36) 厚生労働省ホームページ,法令等データベースシステム。

http://wwwhourei.mhlw.go.jp/~hourei/cgibin/t\_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=C ONTENTS&SMODE=NORMAL&KEY-WORD=&EFSNO=309

37) 厚生労働省ホームページ,法令等データベースシステム。

http://wwwhourei.mhlw.go.jp/~hourei/cgibin/t\_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=C ONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD= &EFSNO=351

38) 社団法人 日本獣医学会ホームページ,山内 一也「レベル4実験室の現状」及び「レベル4 実験室の現状(2)」

http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsvs/05\_byouki/ prion/pf77.html

http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsvs/05\_byouki/ prion/pf95.html

- 39) 山内一也,『エマージングウイルスの世紀』 (河出書房新社, 1997年), 287-315頁。
- 40) 財団法人厚生統計協会編,前掲『2002年版国 民衛生の動向・厚生の指標』,190頁,478頁。
- 41) 財団法人厚生統計協会編,前掲『2002年版国 民衛生の動向・厚生の指標』,165-169頁。
- 42) 書間琢磨,井野良介,原 広 編集『別冊宝 島:生物災害の悪夢』(宝島社,2000年), 106-115頁。及び感染症情報センターホームペ ージ。

http://idsc.nih.go.jp/others/chiiki/12kanri/page3.html

43) Brigadier General Russ Zajtchuk (Editor in Chief), Textbook Military Medicine, Medical Aspects of Chemical and Biological Warfare, op. cit., pp. 432-435.

米国陸軍感染症研究所 (U. S. Army Medical Research Institute of Infection Disease: USAM-RIID) 所属の航空衛生隔離チーム (Aeromedical Isolation Team: AIT) は、各チーム志願した医師と看護師 8 名で編成されており、BSL-4 感染症患者を外界から完全に隔離した状態で迅速に航空後送することができる。

44) ボーイング社ホームページ。

http://www.boeing.com/rotorcraft/military/v22/v22spec.htm

V-22 オズプレイは、チィルトローター方式の航空機である。ヘリコプターのように垂直離発着が可能であり、ビジネスジェットのように水平飛行することができる。12名の感染症患者を担架に搭載したまま輸送することができる。陸上自衛隊が現有する大型輸送ヘリコプター(CH47)に比べ、飛行速度が約2倍、航続距離は約3倍である。

45) Mainichi INTERACTIVE ホームページ。

http://www.mainichi.co.jp/eye/feature/nybomb/iraq/200301/07-07.html

米国海軍大型病院船コンフォートは、タンカーを改造した排水量7万トンの船舶であり、手術室12室、病床数1,000床を擁するとともに、生物・化学兵器の攻撃を受けた患者の治療も可能である。

# 現代日本の少子高齢社会と国防意識

松 田 純 清\*

# はじめに

戦後の日本社会は、世界の歴史の中において も類を見ない驚異的な経済発展を遂げ、アメリ カに次ぐ大富国となった。それに伴い日本の社 会構造は激変し、戦前の封建的な家族制度の下 における伝統的なピラミッド型の社会制度は崩 壊し、個人の自由を中心としたフラットな社会 となり、それは、ともすれば、利己主義と放逸 主義が蔓延し、ヒエラルヒーのポジションに求 められる責任から解き放たれた各個人は、ただ 自己の安全と利益のみを追求する原子となり, それらで構成される核家族が急速に増えた。そ して, 核家族の中では, 少子化が著しく進行し て行った。同時に、社会の安定と医療の進歩は、 人口の高齢化を急速に進行させた。反面、それ らは、さまざまな社会問題を惹起させた。この ような戦後社会の変化の中で、日本の国防問題 を考える時、客観的な人口構成の変化、そして 主観的な国防意識の変化等が国防に対してどの ような影響を与えているのであろうかという問 題について若干の考察を試みるのが本稿の目的 である。戦後日本は、終戦の衝撃とそれに続く アメリカ占領政策により, 国民の国防に対する 意識は劇的な変化を来した。ここで言う「国防

意識」とは、日本国民が自国の防衛に対して共 通に保有する思考・感情・意志等の総体を意味 している。

日本は、1945年7月26日、米・英・中で発せ られたポツダム宣言を、1945年8月14日に受諾 したが、その後、同宣言の第6項の趣旨(註\*) に基づいたアメリカの占領政策は、日本の民主 化と非軍事化を徹底するものであった。それは、 日本国民が自主的に政策を選択する余地のない 強権的なものであった。しかしながら、日本国 民は、この占領軍の強圧に対して反発するどこ ろか、日本の非軍事化に対してはいち早く受け 容れた。そして、日本社会における国防に対す る意識は、国防そのものまで否定するという驚 くべき意識に劇的に変化したのである。アメリ カは、占領軍による日本軍国主義の徹底排除を 目指した。それは、初期の対日占領政策の目玉 としてドラスチックに実行された。そのため、 日本国民がそれまで堅持していた「お国のため に」という観念は徹底的に排除された。その結 果,戦後の暫くの間は国防意識という言葉すら 聞かれない社会意識に変化して行った。アメリ カの指令で警察予備隊を創設した当時の政府 は、日本の防衛を「国防」という包括的観念で はなく,「防衛」という限定的な観念で言い表 し, 基本的には, 日本の防衛はアメリカの武力 に頼ることにし、その補完的意味合いで日本の 防衛政策を考える程度であった。そして、国の

<sup>\*</sup> 元陸上自衛隊1等陸佐

防衛は、軍事力に頼らず、国際外交と経済発展で図って行くという空想的理想論で朝野が了解するという、およそ国際常識からかけ離れた国防認識となり、政府は国防問題に真正面から取組もうとはしなかった。本稿は、このような現実性の乏しい国防意識を、なぜ国民が持つようになったのかについても、若干の議論を試みる。この際、この「防衛問題」をそれを支える「国民、すなわち人」という視点から考えて見ることにしたい。

巷間で愛唱されている武田節の中に「人は石垣、人は城」という一節がある。この一節は、戦国時代の武将、甲斐の武田信玄が遺した言葉と謂われているが、それは、敵と戦う場合、いくら石垣や城を堅固にしても、そこで戦う人々の強い戦闘意志と戦闘集団の固い団結がなければ真に国の防備は図れないことをたとえているもので、「人間の守る魂」こそが、防塁の要であることを諭しているものと理解される。このことを日本の国防で考えると、国民の国家防衛に対する「国民意識」が国防の基本的部分であり、国民の意識が国防に真剣に向いていなければ、どのように防塁(兵力と装備)を重ねても、それは不十分であることを示している。

近代西欧において、18世紀以降、生成発展した国民国家(nation state)は軍事について、国家が独占し、国家以外の中間組織が軍事力を保持したり、行使したりすることを禁じた。そして、軍隊は、傭兵や王侯貴族の私兵から民衆による国民軍に変化した。軍隊が国民軍化すれば、軍隊の構成は国民から強権的に徴発するか、国民からの自主的な志願によって広く兵員を集めなければならない。こうして、国民を兵員に動員するためには、その動員に応ずる国民の支持と理解が必要となる。国民大衆を「戦争」という、生命を賭す場に参加させるためには、その参加が必要で意義のあることであるという価値

観、名誉感あるいは精神的基盤が必要になる。 まさに「人はパンのみで生きるものにあらず」 である。このように考えると、国防に対する国 民意識は、軍隊の存立意義や軍隊の精強性を左 右するものである。近代国家の国民は、軍隊の 存立意義や戦う目的・価値を強く求める。「人 は何のために戦うのか」という人間の闘争の根 源的な問題の解決が必要なのである。クラウゼ ヴィッツは「戦争論」の中で、戦争の性質を国 民,軍隊,政府の三つの関係から分析している が、国民との関係について、国民の敵対的感情 や敵対的意図の要素を重視している。それは, 戦争に臨む国民意識の問題であり、戦争が、敵 対する国民間の「心の闘争」であることを示唆 している。従来、日本の防衛問題が、軍事情勢 や日米安保体制を中心とした外交・政治論とし て, あるいは自衛隊の装備や能力の程度を評価 分析する「防衛力論」が主体であった。これに 対して,「国民の国防に対する心の問題」や 「国防に対する社会意識の問題」等はあまり議 論の対象とはならなかった。国民の「国防意識」 は, 各国の国防に関わる歴史や, 形而上・下の 意識によりいろいろ異なるであろう。ある国の 国防意識が歴史的にどのように形成されたの か, それは, その国の地政学的環境や民族的伝 統に拠るところが大である。更には、その国の 社会思潮や社会慣習が国防意識形成に大きな影 響を及ぼしている。現在、日本は平和である。 そして、この平和が永遠に続くものとして議論 されていることが多い。仮に、日本が外国から 侵略された場合、この外敵に命をかけて戦う大 部分の人々は平和に慣れた裕福な国民である。 そして、兵員の殆どが、1970年代以降に出生し た現代っ子である。彼等がどのような価値観に 支えられて、国土防衛戦に臨むのか、先般の内 閣府の行った世論調査の結果を見ても,「外国 から侵略された場合どうするか」という設問に

対して,「自衛隊に参加して戦う」と答えた人 は、5.8%に過ぎなかった。「いっさい抵抗しな い」と答えた人が7.7%もいて、「戦う」と答え た人を上回っているのが日本の現実の国防意識 である。この現状を憂える識者は多いが、なぜ そうなのかについて真剣に見据える議論は少な

軍隊は一般に、士気・規律・団結という精神 要素が組織確立の基本と言われている。そして, これらの精神要素は、その根底に、国家のため に戦うことへの崇高な価値信奉と名誉がある。 この国民の価値信奉と名誉は、その国家の国防 思想の根幹であり、国民文化の一つである。多 くの兵員は、この文化に支えられて、生命を賭 して外敵と戦うのである。現代日本は、このよ うな文化を軽視していないか。国土防衛戦に備 えるにあたっては、外敵に敢然と命をかけて戦 う精神基盤が必要である。この精神基盤がなけ れば、国防に自らが参加することを拒み、自衛 隊や米軍を傭兵視して、国防はそれらに任せて おけばよいとする安易な依存意識で, 国防は, ただ金銭面で対処すればそれで済むという考え に陥ってしまう。そのような考えは、カルタゴ やローマ帝国等の滅亡の歴史を見れば間違いで あることは明白である。

現代社会は、経済発展と価値観の多様化で激 しく変貌を遂げている。そして日本社会は経済 至上主義となって, 国家に対して, 実利・実益 のみを求める国民意識が強く,義務を果たす観 念が稀薄となった。従って、国家への忠誠とか 奉仕という観念は極めて薄いものになった。そ のような社会風潮の中にあって, 日本の国土防 衛戦が大規模な事態になれば、たとえ、アメリ カ軍の支援があったとしても, 現在の自衛官以 外に国民の動員が必要となる。この場合に戦争 を全く知らない現代の若者達が、国家のために どのような精神基盤を持って国難に臨もうとす るのか, あるいは, どのような思想注入が必要 かは平時から考えておかなくてはならない。

日本は, 歴史的に見れば, 明治建軍後, 日 清・日露戦争に勝利し、帝国軍隊は国民の間に 不動の地位を得た。更に明治政府は、帝国軍隊 の後備の体制充実と国民の帝国軍隊に対する支 援体制の確立を図った。また,軍部においても 田中義一を中心に在郷軍人会の充実を積極的に 推進した。そして、国民精神の中に「軍人精神」 を採り入れ、国民皆兵のための精神基盤醸成に 努めた。こうして政府は,国民の「心の装備」 を図り日本の軍事体制を強固なものにした。こ の「心の装備」は、今日にはない。戦後の日本 の国防はアメリカの庇護の下に自衛隊で行われ ている。それは、 日米安保体制の中での共同防 衛であり、自主防衛体制ではない。従って、国 民が自らの国を自らで守るという国民精神は極 めて稀薄である。憲法の前文及び戦争放棄条項 に基づく「絶対平和主義」は、今日においても 国是のように扱われている。昨今のイラク戦争, そして北朝鮮の核脅威問題は, 国際社会におい て絶対平和主義が幻想であることを明白にし た。また, 国連が有効な安全保障機関でないこ とも明らかになった。日本国民は、今こそ、戦 後の絶対平和主義の呪縛から覚醒しなければな らない。

さて,以上のような問題意識の下に,以下は, 戦前と戦後の国防に対する国民意識の変化を明 らかにし、日本の少子高齢の社会現象が齎す国 防上の諸問題を考え、戦後の絶対平和主義と私 益優先主義に埋没する国民が正しい国防意識を どのようにしたら保持できるのかについて考え てみたい。更に、日本の伝統的な尚武文化の衰 退現象を捉え、それを国防意識低下の原因とし て眺め、近来、再評価されている「武士道精神」 にも触れてみたい。また、本来は日本における 国防意識の核となるべき「国民的求心力」の欠

落について考え、国家社会に求心力が不在して いることの国家としての脆弱さを再考し本稿を 閉じたいと思う。

註\* ポツダム宣言第6項には、「吾等は無責任なる軍国主義が世界より駆逐せられる迄は平和、安全及び正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は、永久に除去せられざるべからず」と謳われている。

# 1. 国防意識の激変

戦前における日本の国際環境は、日本の対中 進出、別けても満蒙政策の強力推進をめぐって 欧米諸国とは鋭い対立関係にあり、国際社会か ら孤立した状況にあった。従って、他国に対し ては、全て軍事的威嚇と警戒を必要とする状態 にあり、枢軸国間の同盟はあったにはせよ、真 に役に立つ同盟国を持たず、国家の命運は全く の自主・自立で開かなければならなかった。こ の意味からは今日で言う「自主防衛」の環境で あり、国防は国家の最重要事であった。この きな政治環境下の国民の国防意識と、戦後の戦 争放棄条項を持つ憲法とアメリカの軍事的保護 下にある現代日本における国防意識とでは大き な隔たりがあることは当然のことであろう。こ の隔たりの問題を少し掘り下げて考えてみたい。

戦前の日本は、日清と日露の両戦争に勝利の後、中国東北地区に鉄道利権をはじめ大きな権益を確保して、北東アジア各地に植民地的覇権を求めた。そして、1914年8月に起きた第一次世界大戦には、米欧の32ヶ国による連合国側の一員となりドイツに参戦し、同年9月に英軍と共に膠州湾を扼する青島を攻略した。連合国側勝利の後は、世界の五大強国としての存在感を国際社会に示すに至った。続く1918年8月のシ

ベリア出兵は、チェコ軍救援を名目にして, 米・英・仏・伊等と共にロシアの共産主義革命 に対する干渉戦争を行った。この時, 日本は, 日米間の公約である1万2千人をはるかに上回 る 7 万 2 千人を派兵し、長期駐留後、1922年10 月撤兵した。この日本の行動は米英の強い非難 を受けた。1919年6月には、第一次世界大戦の 戦後処理のため、ヴェルサイユ条約が締結され たが、この際、日本は大国としての存在感を示 し、ドイツのアジア地区権益を獲得すると共に、 同条約で発足した国際連盟では常任理事国とし て国際社会に重きを成すに至った。そして, 1921年8月、米欧の提唱する軍縮会議に臨み、 翌年の2月終了したワシントン会議の趣旨に従 い、日本は、短い期間とは言え、米欧との協調 体制(ワシントン体制)に組み込まれた。しか し,満蒙権益の維持拡張のため、日本の中国へ の要求は軍事力を背景とした厳しいものにな り、中国に各種利権を持つ米・英・蘭その他の 国々から強く警戒される対象になった。特に, 1931年9月の満州事変勃発に至っては、日本を 厳しく非難する態度に変わり、日本は、米欧と の協調を図れなくなり、敵対関係に近いものと なった。中国に対しては、武力を背景とした強 硬外交へと転換して行った。その結果、中国の 反日・排日運動は益々深刻かつ重大なものにな り、戦争への道を早足で歩んだ。日本は、国際 社会の中では完全に孤立し、満州事変後のリッ トン調査団(国際連盟から派遣された事変等調 査団)の調査報告にも一切耳を貸さなかった。 そして,日本の中国から満蒙を分離する政策は, 満州国を建国させ、国際連盟を脱退(1933年3 月) する結果を招来させた。

一方,欧州では,1930年初頭にはナチスが台頭し,1933年,ナチス党の総統ヒトラーがドイツ政権を掌握した。この時期をもって,連合国側が第一次世界大戦後に築き上げたヴェルサイ

ユ体制は崩壊した。同時に, 軍縮及び極東・太 平洋の基本政策を定めたワシントン体制も有名 無実化した。こうして、米欧主導の国際秩序は 破綻し、世界の平和は損なわれ、世界は動乱へ と向かっていった。日本は、米・英との対決を 明確化し、ドイツ及びイタリアと共に枢軸国家 を形成する道を選び三国同盟を結んだ。これ は、日米関係を益々悪化させアメリカとの訣別 する結果を生んだ。こうして日本は、アジア・ 太平洋地域でアメリカという大きな敵国を作る ことになった。そして、1937年7月に惹起した 盧溝橋事件をきっかけとして中国とも本格的な 戦争に突入した。

このように、日本は急速に戦争への道を歩ん だが、国内での国民の国防意識はどうであった だろうか。結論的に言えば, 当時, 日本国内は 世界恐慌の煽りを受けて深刻な経済不況下にあ り、これを打開するには満州の開拓と中国への 市場進出しか活路がなかった。この対外政策を 阻む勢力には軍事力をもって対抗するしかなか った。そして、それを多くの国民は支持した。 従って、満蒙利権確保のために戦う帝国軍隊は 大部分の国民から支持を受け、国民の国防意識 は、その背景からかなり強いものがあった。反 軍・反戦の思想は極めて少数派にしか支持され なかった。この時期の政治体制は天皇主権下の 立憲政治であり、国政に反対する不穏分子に対 しては、治安維持法により厳しく取締った。そ して, 国民大衆には, 国防に関する詳しい情報 は殆ど開示されなかったし、政府批判も許され なかった。従って、戦前国民は、ただ、軍の公 式発表を信じる以外になかった訳である。この ような非民主的な状況を考えると、軍に対する ムード的支持はあっても,多くの国民が真に高 い国防意識を持っていたかと言うと、必ずしも そうではなかった。

それでは、戦前の政府と軍部、そして国民と

の関係はどのようであったのであろうか。昭和 の初期は、軍部、特に陸軍は、軍隊であると同 時に一大政治勢力となっていた。そして、日本 の国策遂行にあたっては、政府と並んで独自の 情報網と政策遂行主体を保持していた。しか し,戦前の政治体制は,明治憲法の下,天皇を 主権者とする立憲君主体制であり、軍隊の独裁 体制では決してなかった。そして、政府は、天 皇の政府であり、官吏は天皇に対する奉仕者で あった。当時、天皇主権を顕す具体的事例とし て、1928年の不戦条約批准問題がある。それは、 同条約第1条に「人民の名において」という条 文があったことに関して、それは、天皇主権を 犯す条文であるとして, 当時の国会では, 条約 批准案が否決された。このように天皇主権は絶 対不可侵で, 国会には首相の指名権はなく, 天 皇の大命降下で首相は定められた。更に、軍隊 は天皇の軍隊であり、天皇の軍隊統帥権は政府 といえども犯すことの出来ない絶対的なもので あった。それは、1930年、ロンドン海軍軍縮条 約を浜口内閣が海軍軍令部の反対を押し切って 調印したことが天皇の統帥権を干犯したものと して大問題になった事例を見ても分かる。また、 軍部が天皇に対して軍事報告することは、帷幄 上奏権として独自の権能に基づいて行われ、政 府は、軍事については事後報告を受ける立場に あり、受動的な役割しか果たせなかった。従っ て、国策遂行のため重要な政・戦略案件は、軍 部の独断で決定されることがしばしばあったの である。また、陸・海軍の両大臣は、現役武官 制の建前となっており、組閣に際し、軍から現 役軍人の大臣就任を拒否されれば組閣は成立し ない「しくみ」ともなっていた。また、万一、 現役武官大臣が閣僚として他の文官大臣と政治 的意見の不一致があれば、閣内不一致というこ とになり、直ちに内閣は総辞職しなければなら ないことにもなっていた。

一方, 国民と軍部の関係は「徴兵制」を通じ, 国民とは強制的な関係を持たせられた。そして, 軍隊は、国民にとって畏怖の存在であった。徴 兵により召集された成年男子(昭和11年頃は徴 兵検査で甲種合格する者は約30%前後、そのう ち入営がその半分くらいであった。) について は、学歴や社会的身分に関係なく新兵教育で一 様に厳しく教練された。軍隊内の内務班におけ る厳しい躾や哀話は当時の民衆の語り草になる くらいであった。このように、当時の国民は、 日常生活の中でも軍隊を意識しないで生活する ことはできなかった。国民皆兵の制度は、軍隊 を経験した国民が多く存在することで除隊後も 軍隊生活の思い出が当時の生活スタイルの中に も浸透して行った。また、日本の各地域には、 在郷軍人会が組織されており、地方自治体や地 域的な隣保組織に密着していた。このような環 境の中では、軍隊を否定したり、軍隊の行動に 反対したりすることは異端視され、ある意味で は危険なことであった。こうして、国民の国防 意識や軍隊観が上意下達の方式で形成されてい った。この当時は、一家に五人から六人の子供 がいる多子社会であり、徴兵の適齢者人口は多 く、軍隊として兵員確保にそれほどの苦労はな かった。また、各地域での青年学校などでは軍 事教練が採り入れられており、そこで教育を受 ける若者は、徴兵の予備要員となっていた。

当時の国民と政府の間は、遠いものであった。 政治に関しても、普通選挙法が男子に限って 1925年施行されたが、多くの国民が政治に参加 する民主的システムではなかった。国民の意見 を集約する政党も、1932年の5.15事件で、政党 人の犬養首相が暗殺されるに及んで政治から離 れて行った。また、国民は、遠く満州に開拓で 出かけた親類縁者の消息を聞く度に、中国各地 での侮日、反日行動に心配の度合を増し、中国 に対して敵愾心が増幅して行った。そして、 「中国を懲らしむべし」という国民感情が高揚した。そのような単純かつ偏狭な感情は、軍部に対して、「速やかに軍事力を行使すべし」という世論となってあと押しすることになった。このように、戦前の国防意識は、多分に情緒的であり、冷静な合理性を大きく欠いたものであった。

戦後の日本は、ポツダム宣言の受諾から始ま った。そして、アメリカ政府が決めた日本単独 占領時の対日方針は、「①日本の非軍国主義化 を貫徹する。②日本を民主化する。」の2点が 基本であった。その具体化は、SCAP(Supreme Commander for the Allied Powers) であるダグ ラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) 元 帥によって矢継ぎ早に進められて行った。それ により, 日本は, 民主主義国家として再出発す ることになり, 天皇主権は廃され, 主権は国民 の手に委ねられることになった。そして、徴兵 制度は廃止され、全ての軍事組織は解体された。 それは、組織解体に留まらず、軍事に対する思 想解体にも及ぶ徹底したものであった。一方, 国民の方も,1945年8月の無残な敗北を体験し、 多くの日本人に「もう戦争は懲り懲りだ」とい う感情を強力に植え付けた。そのためか、帝国 軍隊の徹底解体と日本の徹底した非軍事化が極 めて円滑に進んだ。それは、日本の政治・社会 から軍事的な思想や制度がほぼ完全に姿を消す ことを意味した。日本を単独占領したアメリカ は、第一次世界大戦後のドイツに対する処置の 不完全さからヴェルサイユ体制が脆くも崩れ去 りナチスの台頭を許した教訓を生かし、日本に 対しては妥協のない非軍事化政策を押し進め、 その集大成が憲法の制定であった。その前文に 「(前略) 日本国民は, 恒久の平和を念願し, 人 間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚 するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と 信義に信頼して、われらの安全と生存を保持し

ようと決意した。(以下略)」と高らかに謳い、 第9条に戦争放棄条項を明記した。こうして日 本国民は、「絶対平和主義」を国策の基本とし て、戦後復興に専心した。この考え方は、その 後の国際情勢の変化にも関わらず、日本の革新 といわれる勢力は、一貫して今日に至っても墨 守しており、彼等はそれを反戦平和運動の思想 的な拠り所としている。

1947年のトルーマン・ドクトリン(Truman Doctrine) は、米ソ間の冷戦の開始を告げた。 米国務省の政策企画部長ジョージ・ケナン (George F. Kennan) は、対ソ封じ込め政策を 立案し、それに基づき、1948年10月17日、アメ リカ国家安全保障会議は、「アメリカの対日政 策に関する諸勧告」(NSC13-2) を採択し、対 日占領管理政策の転換を政府に勧告した。それ により、アメリカの徹底した日本の非軍事化と 過度な民主化は修正され、日本の共産化阻止と 日本の反共基地化に重点が向けられて行った。 1950年6月,朝鮮戦争が勃発し、アメリカのペ ンタゴンでは日本に対する非軍事化政策を明確 に修正し、再軍備を図る考え方になった。その 前年の9月、米のディーン・アチソン (Dean G. Acheson) 国務長官と英のベビン外相との間 で議論された対日早期講和問題は、その翌年、 ジョン・フォスター・ダレス (John F. Dulles) により精力的に進められ、9月、アメリカは対 日講和方針を正式決定した。朝鮮半島の緊迫化 に伴い、アメリカは日本に安定的な基地を確保 する必要性を痛感し,この確約を日本に取り付 けて、1951年9月8日講和条約が結ばれ、同時 に日米安保条約が締結された。この日米の体制 をサンフランシスコ体制として日本の安全保障 をも規定した。講和条約は1952年4月28日に効 力を発生し、日本はアメリカの占領下から離れ 独立した。この時期、日本の首相は、吉田茂で あり、彼は「吉田ドクトリン」により日本外交 の基本方針を定めた。それは、①日本が西側陣 営に属し、アメリカとの提携を外交の基軸とす ること。②日米安保体制に基づくアメリカの軍 事力により安全保障を図り、そのため基地提供 する。③日本の防衛力は最小限に止め、経済外 交を第一義にする等の内容であった。これらの 経緯を見ると日本がアメリカの国益を守るため に奉仕させられたことが分かる。1952年当時の 日本には、沖縄を含まない本土に26万人の米軍 兵力が駐留していた。因みに、2001年3月末現 在では、沖縄を含んで日本に4万900人の米軍 兵力が駐留している。マッカーサー(MacArthur) の指令により、7万5000人で発足した警察予備 隊は、アメリカ側の強い要望で増強(米政府は、 10個師団35万人規模を考えていた。)を進めて いった。しかし、吉田首相の意を受けて行われ た池田・ロバートソン会談で米側の軍隊大幅増 強要望を退けた。吉田内閣は、米とは MSA 協 定を締結し、国内では防衛二法を可決して、自 衛隊18万の体制を形作った。こうして、在駐留 米軍と自衛隊による日本の安全保障体制が整備 され、日本の安全保障が日米二つの軍事組織で 図られるという歴史上極めて特異な体制ができ あがった。

戦後日本は、上述のように、アメリカの国益 と日本の国益の複雑な絡み合いの中で政治的妥 協物として軍隊的組織を持った訳である。この ことは、広く日本国民の同意を得たものではな い。米軍は、占領に引き続き、日本国民が選択 するしないに関わらず日米安保条約に基づき駐 留し, 自衛隊も, 国民的議論を十分経ないまま, 陸・海・空の軍事組織として充実されて行っ た。従って、米軍の駐留に対しても、自衛隊の 存在に対しても広範な国民の支持を受けること は当初から無理なことであった。しかしながら, 自衛隊は,災害派遣や部外に対する民生協力, そして大規模なスポーツ大会支援など誠実に活

動し, 国民の信頼を積み上げて国民の信頼を得 て行った。平成15年1月の世論調査では、自衛 隊や防衛問題に関心を持つ人が59.6%に達して いる。また、自衛隊への全般的な印象として、 「良い」と答えた人は80.3%にも達している。 これらを見ても、自衛隊や国防の必要性に対す る国民意識は、明らかにこれを是認肯定してい る。最近は、自衛隊が PKO 活動で国際的に活 躍するに及んで、自衛隊は国際的にも認知され ることになった。また、日米安保条約に対して も日本の防衛に「役立っている」と答えた人は 73.4%に達し、現在の米軍と自衛隊で日本の安 全を守ることに対して肯定的な人は72.1%の多 数を占めている。従って、戦後の軍隊的組織の 生成発展は, 国民的論議の中から生まれたもの ではないにせよ, 既成事実として徐々に国民の 認知を受け理解されていった。

これに反しドイツは、明確に、軍隊再建を国 民的課題として国民に提示して、国民のコンセ ンサスを得てから軍事組織の再建を図った。そ して, 基本的には自国の軍隊で国家防衛を図る 体制を採った。これは、自国の安全保障のあり 方が日本と大きく異なるところである。日本は, パックス・アメリカーナに依存する防衛体制 で、独立国としては極めて異例な防衛体制であ る。しかし、体制はともかく、筆者は、この体 制から生じる国民の防衛に対する心理的弱点に 大きな不安を感ぜざるを得ない。すなわち, 「国防楽観主義」である。既に述べた最近の世 論調査の結果を別の面から見ると、36.6%の人 が戦争放棄の憲法があるから日本は戦争に巻き 込まれる危険はないと答えている。約4割近い 人がこの厳しい国際情勢の中で平和憲法がある から日本は安全だという国防楽観主義に未だに 浸っているのである。この際、国民は、冷静に 国際情勢を見て、日本の平和憲法が外敵の侵攻 に対する楯とは決してなっていないという冷厳 な事実を覚るべきである。

また、自国の防衛が自衛隊で果たせない場合 は、アメリカに守ってもらうというある種の被 保護者意識が根底にあり、それが国防楽観主義 を更に増幅している。現在, 極東周辺で武力紛 争が生じないのはアメリカという強大国のプレ ゼンスがあるからに過ぎない。これは、厳しい 国際環境の中での「奇貨」として意識すべきで ある。この認識が乏しいため、国防問題に緊迫 感がなく、常に国政の副次的問題として先送り することができるのである。そして、国防問題 は、一部専門家に委ねて、真剣な国民的論議を 行おうとはしない。今日,大量破壊兵器を保有 している可能性の高い北朝鮮に日本が匕首を突 きつけられた格好になっていても、日本政府は、 意外とのんびり構えておられるということは世 界の各国政府から見れば一種の奇跡であろう。 おおかたの日本人は、現実に自分の周囲が平和 であるから、「一体、どこから攻めてくるの? | といった楽観論に浸っている。そして、北朝鮮 の核武装も対岸の火事視的見方が強く、 自国の 存立を危ぶむ緊張は殆どないと言ってよいであ ろう。ただ、北朝鮮の「拉致問題」で、人道的 な意味から国民が沸き立ったのは新しい傾向で ある。この現実は、日本がいつまでも「絶対平 和主義」という寝物語の中で惰眠できないこと を物語っており、国民の防衛意識を考える上に 大きな問題そしてとらえなくてはならない。

# 2. 現代日本の少子高齢化と国防

現代の日本社会は、長寿化と少子化が急速に進んでいる。現在の人口を年齢構成から眺めると、日本は、既に、1994年に高齢化社会(aging society:国連統計で65歳以上の老人が全人口の7%を超えた社会)から高齢社会(同じく14%を超えた社会)へと移行した。すなわち、高齢

化の「化」がとれたのである。更に、2006年に は超高齢社会(同じく20%を超えた社会)に突 入することは確実と予測されている。このよう な高齢社会の状況は, 西欧の先進各国にも見ら れる。人口統計によると、日本は、1999年では 16.7%が65歳以上の高齢者であり、ベルギーで は1995年、同じく15.0%、スペインでは1997年、 同じく16.0%, ノルウェーでは1996年, 15.8%, イギリスでは1996年、15.7%等とそれぞれが高 齢社会となっている。因みにアメリカは1998年 の統計では12.7%, 中国は0.7%とそれぞれ高齢 社会にはなっていない。そこで、高齢社会を迎 えた各国の中で、特に注目しなければならない ことは, 日本が西欧の高齢社会国と比較して, 高齢社会への到達速度が極めて速いということ である。これを国連統計で区分されている「高 齢化社会」から「高齢社会」へ何年で移行した かについて見ると、日本の場合は24年で高齢社 会に到達した。これに比して, 前記の各国は, ベルギーで51年、スペインで44年、ノルウェー で92年、イギリスで47年とそれぞれがかなり長 い期間を経過して高齢社会になっており、日本 とは事情が異なることが分かる。以上、高齢社 会の姿をデータで見てきたが、この現実が日本 の国防にどんな影響を与えるのかについて先ず 考えてみよう。

日本の急速な高齢社会現象は、社会の働き手 (生産労働人口) に占める若年者の相対的な減 少を意味し、更には社会全体として見れば、成 年層に高齢者保護の負担が重くのしかかること になる。すなわち、2000年では3.6人で一人の 高齢者を支えていたのが、2025年では1.9人で 一人の高齢者を支えなければならなくなるとい うことである。そのような超高齢社会を国防の 面から考えてみると, 国防に携われる成人の相 対的人口の減少から,大規模な有事の際には, 作戦に必要な絶対的兵員不足を来すということ

と, その反面, 高齢者を多く抱え, 難民化しか ねない高齢者の保護と介護の所要(2025年には 38人に1人が高齢者という割合)が飛躍的に増 大し、大きな社会不安の要因を誘発するという 問題が生じてくる。別の言い方をすれば、超高 齢社会は、国防に対しては極めて脆弱な社会で あるということである。更に、高齢社会におけ る福祉予算の過大な増加は、最終的には、「福 祉」か「国防」かの二律背反の問題が生じ、国 家財政的にも困難を生じる。それは、日本の国 土防衛作戦に対して財政的制約条件を課するこ とになる。平時においても、国家資源の相当な 部分が高齢者福祉に充当される現実を見ると き, 国家の福祉と国防の問題は, 国家資源の有 限性に鑑み財政の充当目的やプライオリティの 面から真剣に考えなければならず、それは、よ り根源的な国家存立の問題としても重要な問題 となる。

今までは、日本を取り巻く軍事情勢は比較的 平穏で、国家の防衛に対して大きな資源配分を しなくて済んだ。しかし、既に述べた国際情勢 の「僥倖」とも言うべき北東アジアの安定が末 永く続かないことは、 最近の北朝鮮情勢を見れ ば明白である。すなわち、米ソ冷戦終結後は, 民族・宗教、そして地域的な国益等をめぐって 紛争が多発した。超大国という裁定者不在の中 で、紛争は泥沼化し、世界の平和は容易に実現 せず、米ソ冷戦下より世界は益々不安定化する 傾向にある。世界の多くの国々は、自らの国益 は自らで守るという強い信念が必要なことを理 解しており、冷戦下の大国依存の安定や国連に よる安全保障では国益の保全が図れないことを 冷静に受け止めている。従って、日本も国益を 守ることは, 自力保全が基本であり, 何物にも 委ねることができないことを理解しなければな らない。そのためには、国家として物心両面の 多くのエネルギーが必要であることも理解しな ければならない。ましてや厳しい国際環境では、 国家が国家発展のために費やすあらゆる資源の 配分は、国家の戦略的目標に基づいて行われる ことであろうが、国民に対する社会福祉の活動 をどの程度優先して行うか、国防への対応を迫 られる場合、どのような考え方で国防を支えて 行くかは国家の存立環境にも左右されるである うが、極めて重大な課題である。非武装中立と いう考え方に立てば、国防への資源配分は極力 少なくてよいということになる。果たしてそれ でよいのであろうか。最近の厳しい国際情勢を 目の当たりにする多くの国民は、それが正しく ないことを理解し始めた。そして、国家には国 益を守るために相応した武力保持が不可欠でよ ることが国民の中で学習され始めたと言ってよ い。

ここで, 現在の日本の国防費について他国と 比較しつつ眺めてみよう。日本の国防費は、 GDP に対する比率としては、先進主要国の中 で最も低い。1997年度の統計を見ても、日本の 0.96, 米国の3.2, 英国の2.6, 独の1.3, 仏の2.4 という状況である。国民一人当たり約2.6万円 しか国防費にあてられてはいない。また、国防 費を国家財政の面から眺めると、平成14年度の 一般会計予算では、社会保障関係費は18兆2795 億円(一般会計予算の22.5%)であるのに対し て, 防衛関係費は4兆9560億円 (同じく6.1%) であり、防衛費の約4倍が社会保障関係費とい う予算構成である。この数字を見てもいかに膨 大な予算が社会保障費に注ぎ込まれているかが 分かる。高齢社会の進行から今後とも福祉予算 は更に膨らんで行くことが予想され、生産年齢 層は、納税負担が更に重くのしかかってくるこ とは避けられない。

このことは、社会を停滞させ、社会の活性化 に大きなブレーキをかける結果を齎す。停滞し た社会においては、社会の風潮が保守的傾向を 帯び、既得権の確保と現状維持、そして自己保 身が強い社会ムードとなる。このような中で は、国家発展への情熱や国防の気概が退潮して 行く。そして、アメリカに依存する国防体制を 当たり前のこととして,「安保ただ乗り論」に 対しても民族的反発も持たない無気力さが漂う ことになる。仮に,国土防衛戦になった場合, 緒戦は自衛隊で対処するとしても、それが長期 化した場合、日本は、強靭な継戦意思と能力を 保持しなければ、仮にアメリカの支援があった としても、最終的には日本の国土防衛は果たせ ないであろう。この継戦能力の主要な部分は国 防への気概であり人的戦力である。そして、そ れを支える国民の断固とした強い支持と名誉の 付与こそが日本の国土防衛に極めて重要な役割 を果たすことを忘れてはならない。

次いで、日本の少子化の問題を考えてみよう。 現在日本の平均的家庭を見ると、子供は一人か 二人である。そして、子供は、一人っ子的な家 庭環境下で育てられる。戦前の多子社会のよう な集団的社会環境下では育てられていない。子 供は、"集団育成"から"個人育成"へと変化 した。従って、現代の子供は成長過程において、 社会との関わりが希薄であり、社会公共問題に 関心が薄い。このように、子供が少なく、更に 社会性の乏しい育ち方をしているという問題が 起きている。

少子化の実態を自衛隊の募集適齢人口(男子:18歳~26歳)の推移で見てみよう。同適齢人口は、平成6年の892万人が、同14年には744万人に減り、同28年には550万人に減少することが予測されている。すなわち、平成6年の数から見て、約40%減少するということである。これは、国防に貢献するであろう若者達が加速度的に減少することを裏付けている。若者達は、肉体的にも精神的にも真に日本の国土防衛を担う主要な人的戦力である。この若者の絶対人口

が減少することは、国防を人的側面から考えた 場合, 事態は深刻である。人口の将来予測から, 国民の出生率を見ると、日本は、1999年で合計 特殊出生率(一生の間に女性が平均して何人の 子供を出産するかという数字、単に「出生率」 と言う場合は、人口千人で何人の子供が生まれ るかの数字。)が1.34までに落ち込んでいる。 この傾向は先進欧州諸国でも見られ、ドイツで は1998年には1.33であったし、イタリアでは 1988年には1.19であった。これらのことは、将 来の人口構成を考えた場合,絶対人口が減少し, 若者が少なく,年寄りの多い社会が到来するこ とを物語っている。

現代における男女間の生活価値観の変化や、 社会階層の高学歴化、更には社会経済的な理由 等による結婚への消極性、そして、政府の厚 生・労働行政の不十分に伴う子育て環境の不備 等さまざまな要因があろうが、昭和22年当時の 4.32という合計特殊出生率は最早望み得ない社 会に日本はなっている。山本肇氏は著書『少子 亡国論』の中で、少子化が社会に及ぼす影響を 次の6点に簡潔にまとめている。それを引用さ せて頂くと以下の通りである。(\*多少の筆者 の加筆をお許し頂きたい。)

- ① 経済活力の急低下―創造性高い若年労働 力の減少と旺盛な消費者の減少
- ② 社会保障費負担の急増―人口に占める高 齢者が相対的に増加し負担増を招来
- ③ 労働力の供給が急減-2025年には400万 人程度, 労働力人口が減少
- ④ 子供の社会性の低下-子供の過保護と集 団訓練の不足が社会性の低下を招来
- ⑤ 社会の活力の減退―若者の社会変革への 挑戦が減少し、高齢者が現状維持
- ⑥ 国家の自衛と治安維持能力の低下―若者 の体力・精神力に期待薄

ここで、特に若者の社会人としての質的問題

に着目しなくてはならない。現代の日本におい ては,戦後の自由放任主義的な教育のあり方と 過度なイデオロギー色を持った教師の教育姿勢 のために教育現場は荒廃し、健全な社会人とし て育たない若者が増加して来た。上述の通り, 若者には、社会的規律を殆ど要求しない、気ま まな生活をさせてしまったのである。このよう な成長過程を経た若者には、規律を強く求める 軍隊組織などには全くそぐわないのは明白であ る。現在、自衛隊は、国民の志願に基づいて隊 員募集という方式で国土防衛に必要な人材を確 保している。平成13年3月末現在の自衛官の現 員は、陸・海・空・統幕合計で239,807人、即 応予備自衛官が同12年度末で4.256人、予備自 衛官が同じく43.151人となっている。この合計 数は約28万7千人であり、この人員で日本の国 土防衛にあたることになる。この数には兵站や 後方業務に携わる人員も全て含まれており、実 際に敵と正面で戦う人員は、この数の4割以下 であろうから、10万人にも満たない少数兵力と 見なければならない。

日本の成年男子の20歳から59歳までの人口を 見ると,約3927万人(平成15年1月1日現在の 概算値:総務省)であるが、自衛官は、上記の 数字から、国民の成年男子層の約0.7%しか占 めていないことが分かる。自衛官の毎年の採用 を見ると、防衛大学等の学生を含めて平成12年 度は12.454名を採用しているが、この採用人員 も部隊の合理化(中期防衛力整備計画)で自衛 官を減員して採用数を減らしたから当面は買い 手市場となっているが、少子化に伴う適齢者の 減少から、早晩、絶対的募集難の時代を迎える ことは明白である。

日本が大規模な侵攻を受けて、それに対処す る国土防衛作戦の様相を考えてみると、それは、 我が国土において、複合的な事態の下に、主と して近代装備を持った侵略部隊に全力で対処す

る戦いを強いられることになろう。このために は、日米安保条約に基づくアメリカ軍の行動と 合わせて, 日本の諸力を結集した臨戦態勢で侵 略部隊に対処しなければならない。このような 事態が招来した場合、現下の国内政治体制から 見て,真に日本の諸力を結集できるであろうか、 懐疑的にならざるを得ない。特に、ここで注目 しなければならないのは日本の国土防衛に対す る国民の意識である。現在の日本における民族 意識はそれ程高いものではなく, 民族の伝統と 国家の安全を守るための強い気概に乏しい。国 土防衛の問題が米軍中心に論じられ、国民の中 に,無力感や厭戦気分が広がっているようでは 日本が営々として育んだ文化と伝統, そして, 民族と国家は守れない。それは、日本国民とし ての自由な生活が脅かされることであり、やが ては日本が滅びることでもある。このように, 国防に対し確たる国民意識が育っていないとい うことは、国家盛衰に関わる重大な結果を生む ことになる。

一般に、軍隊は勇気と体力のいる困難な仕事であり、多くは若者に期待するところが大きい。 軍隊の行動は重労働であり困苦欠乏に耐えなくてはならない。日常生活がそのような環境の国民ほど軍隊に馴染み易く戦いには強い。現代日本の若者は、自由で暖衣飽食の社会に生きているから、軍隊組織には馴染み難く耐えがたい存在となろう。従って、軍隊忌避者は多くなる。仮に、志願しても、彼等に対し相当な訓練をしないと軍隊の役には立たないであろう。

一方, 高齢者は, 戦争の惨禍の被害者になることが多く, その殆どが保護を要する対象者となる。人口構成からも, 国民の10人のうち4人が高齢者という社会では, 高齢者は国土防衛作戦の「足手まとい」となり, 最悪の場合は難民化する。このような事態は, 高齢者以外の成人達で, 多くの高齢者の生命と財産を守らなくて

はならず、国土防衛作戦は、外敵との戦闘と同 じ位、高齢者を含む住民対策に多くのエネルギ ーを費やさなくてはならない。この対策は、平 時から高齢者の自助努力に期待する以外有効な 方策はないであろう。以下、超高齢社会が日本 の国防に及ぼす影響を数点指摘してみよう。

第一に, 超高齢社会の到来に伴い, 国土防衛 作戦に必要な人的資源が十分得られるのかにつ いての問題である。四面環海の日本国領土は, 約34000kmの長い海岸線を持ち,6852もの多 くの有人・無人の島嶼を抱えている。日本の防 衛に責任を持つ防衛庁は、国防の基本政策に専 守防衛, 軍事大国にならないこと, 非核三原則, 文民統制の確保を基本原則としているが、この 原則の下に国土防衛にあたる自衛官は、23万 9839人 (平成14年3月31日現在) である。この 人員で、37万7880平方 km の日本領土と1億 2628万人の国民(4801万世帯)の生命と財産を 守らなくてはならない。人口比で見れば. 0.19%の常備軍である。この勢力では、日本国 土を自主的に防衛することは殆ど困難である。 新防衛大綱によれば、陸上兵力の場合、常備自 衛官は14万5000人である。大規模有事になれば、 国民から志願兵を募ると共に国民の広範な有事 協力が絶対必要不可欠となる。2002年の国勢調 査を見ると国土防衛作戦という任務に貢献を期 待できる20歳から44歳(戦闘員として最も役に 立つ年齢層) までの男子人口は、約2174万人で ある。このうち、障害者や病弱者・精神異常者 等戦闘員として不適格な者が約30%, 社会のラ イフライン維持に欠かせない業務従事者約1000 万人(公務員427万人含む)存在するとして、 結果的に約500万人前後が動員可能となろう。 このうち、日本が外敵の侵入を受けた場合、 「自衛隊と共に戦う」と答えた者(防衛庁の国 防に関する意識調査対象者)、約7%である。 それらから大胆な類推をすると国防の任に燃え

て作戦に参加する人は約35万人程度しかいない ということである。これは、陸軍の師団数で見 てみると9000人師団では、約40個師団というこ とになる。これは、海・空要員を抜きにした試 算であるから, 現実にはもっと少ない師団しか 編成できないであろう。この兵力で、日本の領 土・領海・領空を完全に防衛することは、殆ど 不可能なことであろう。このように, 兵員の量 的問題から見ても, 日本の防衛には人的側面で 大きなネックを抱えているものと言わざるを得 ない。

第二は、日本の防衛に必要とする財政負担の 問題である。現在の防衛予算は、平成14年度予 算で4兆9560億円(一般会計予算総額に占める 割合は6.1%である。)であり、社会保障関係費 は、同じく18兆2795億円(同じく22.5%)であ る。超高齢社会の中では、国家予算に占める社 会保障費が更に膨大な額になり、相対的に防衛 費は圧縮されることになる。これは単に国家予 算上の比較に過ぎないが, もっと根本的には, 既に述べたように, 国富をどのように国防に配 分するかと言う大問題が絡んでくる。国家財政 の相当な部分が高齢者福祉に費やされることを 前提とすると、今後それほど経済成長が望めな い今日、増えない国家財政の中で防衛予算と福 祉予算のバランスを考える政治思想の確立が必 要である。太平洋戦争の始まる時期の日本は、 国防費が全予算の約60%も占める異常な状態 で、社会福祉への予算などは微々たるものであ った。仮に、現代日本で、このように軍事予算 を過大にして, 高齢者に対する福祉予算を過小 にしたならば社会は大混乱に陥るであろう。高 度福祉国家を指向する日本は国防の上から見る と極めて脆弱であるということである。日本は, 今まであまりにも平和でありすぎ, 外敵の侵入 を予測した国家の危機管理に対するコストを殆 ど考慮しなかったことにも大きな問題があっ

た。しかし、国家の危機管理コストを軽視する ことは、国家の繁栄がそれ程永く続かないこと に日本は早く覚醒しなければならない。

第三は, 超高齢社会においては, 既に述べた ように高齢者が多数を占める現状維持型の保守 的な停滞社会に陥り, 日本の防衛についても, 自らで国を守る若々しい気概が乏しくなり、ア メリカに国家防衛を頼る他力本願的な消極的防 衛論が主流となる。従って、自主的な積極的防 衛論は少数意見として退けられる。そのため, 国防に対する国民の精神的基盤が極めて脆弱に なり、言葉の平和論と現実の平和論が峻別され ずあいまいな、そして無責任な精神構造になる。 このような社会風潮こそが日本の国防にとって 非常に心配なことであり、国防に対する国民意 識の涵養を政策的にも取組まなければならない 課題である。

昭和6年9月の満州事変は、関東軍独自の仕 業として歴史家の糾弾に遭っているが、筆者は この説に懐疑的である。同事変は関東軍が全く 独自の判断で惹起させた訳ではなく、惹起を促 す背景があった。それは、関東軍の行動を期待 し支持する国民世論であった。このことから見 ても, 国土防衛作戦に臨むにあたっては, 国民 の意識と世論の動向が当該作戦に大きな影響を 与えることを考慮しなければならない。特に, 戦後の大衆民主主義社会においては、国民意識 の動向が決定的影響を与える場合が多い。日本 社会の風潮が厭戦気分で漲っておれば、若者は 戦場に赴くことを志願しないであろう。また, 現在の高齢者の多くの人達には、太平洋戦争の 惨禍が生々しく語り継がれていて、軍隊忌避の 考え方を持つ人が多く、概して反戦的・反軍的 な感情を持っている。それらの人々は革新勢力 と呼ばれる諸団体の主張や行動に同調的であ り、未だに日中戦争の懺悔を行っている。日本 が普通の国として、正規に軍隊を持ち、自らの 国防体制を確立し、国連憲章に則り堂々と世界 に貢献しようとすることに対して常にブレーキ をかけている。そして、日本の伝統と文化を守 ろうとする愛国的な熱情に水を注す結果を生ん でいる。

以上の点を考察したように、大衆民主主義社 会においては、どのような層の人々が主導的世 論形成を図って行くかは社会考察の重要なファ クターであり、国防上の観点からも注目しなけ ればならない。概して, 国民の各階層が若い人 で占められ、活気のある社会では、国家価値へ の信奉が強く愛国の熱情は高い。 反面、 爛熟し 老成した国家の国民は、愛国の熱情が弱いもの になっている。このような国民心理の動向は, 政治・社会の基底部分として無視できない。歴 史に見る通りローマ帝国爛熟期のローマ市民 は、自国の防衛は傭兵に任せ、市民自らは栄華 と享楽に耽った。彼等は傭兵達を軽蔑していた が、結果的にはその軽蔑する傭兵達に国を滅ぼ されることになる。この歴史の教訓が経済大国 として、平和と安逸に耽っている日本にあては まらないとは言えない。国家の防衛を「非武装 中立」で成し得ると考える政治集団も現存する 日本は、国防問題を常に忌避して先送りして来 た。それが最早間違っていることは、今や明白 になっている。

従って、国防問題は、日本の最優先課題として国民的論議の俎上に乗せるべきである。そして、国民意識を支える日本の国防思想を確立する必要がある。そのためには、国防の基本方針を国民に分かり易く提示して、国民的論議を呼び起こす「しくみ」作りが大切である。その中で、多様な国民の意見を反映した国防政策を定めなくてはならない。国防政策は、政府官僚の発案のみに留まってはならず、「国防臨調」などの中で国民各層の意見反映が重要である。現在の防衛政策である基盤的防衛力構想は、日米

安保体制の基盤のみ整備すれば、後は米軍が存 在するから安心と言う他力本願的印象が拭えな い。また、他国に脅威を与えない程度の防衛力 と言う考え方も、考えてみればおかしい。他国 が日本は侮れない、そして怖い(すなわち脅威) から侵略を止める訳で、それゆえに、平和が確 保できるのではないか。近時,「日米安全保障 共同宣言(1996年)」が発表され一段と日米防 衛協力は緊密化したが、全て官僚サイドで進め られた国防政策である。有事法制、日米共同の ガイドライン, 自衛隊海外派遣のための法的処 置等は、国民的論議のないまま、法律論や行政 措置の問題として進められている。そこには, ビユーロクラシー・コントロールはあってもシ ビリアン・コントロールは見られない。防衛庁 の情報開示は形式的であり、インターネットに おいても国民に「知らせたい」ことは開示して いるが、国民が「知りたい」ことは開示されて いない。一部政治家、防衛官僚サイドの国防論 議で日本の国防政策を左右するにはあまりにも 問題が大きいのである。

# 3. 現代日本の絶対平和主義と 私益優先主義

現代の日本は、「平和ボケ」という言葉が流行するように、戦後一度も武力紛争を経験したことがなく、「護憲」という名の下に、軍事的なことは一切排除して、絶対平和主義を採り、その前提の中で、経済優先を図り、公共よりも私益優先の社会生活を送ってきた。そして、社会公共の最もレベルの高い国防問題は徹底して軽視されて来た。ではなぜ、国防問題を軽視する社会状況になったのか、そして、そのような社会状況は、今後どんな問題を齎すかについて、以下考察してみよう。

日本は、太平洋戦争で4年有余にわたりアメ

リカと戦い、中国とは泥沼戦争を戦った。この 戦争の惨禍は大きく、1945年8月終戦時は、日 本は疲弊尽くしていた。無条件で降伏し、ポツ ダム宣言を受諾したことは既に述べた通りであ る。その後日本は、敗戦国として、アメリカの 占領政策で再建の道を歩み始めた。その道は, それまでの日本の政治・経済・社会等あらゆる システムを根底から覆す道であった。アメリカ は、日本の軍国主義を根絶させるため、占領当 初は徹底した非武装・非軍事化政策を推進し た。旧軍人は、軍国主義者として極東裁判で厳 しい裁きを受けた。そして、日本の政治・経 済・社会の隅々までにアメリカ型民主主義を強 制的に注入して、アメリカの理想とする自由民 主主義国家実現の実験場と化した。しかし、そ れは永く続かなかった。国際情勢が米ソ冷戦に 進んで行ったからである。このことは、裏返せ ば、日本がアメリカの国益追求に奉仕させられ ることである。米ソ冷戦に入ると、アメリカの 対日政策は大きく変わった。この間の経緯は既 に述べた。とにかく、日本は、アメリカの対ソ 封じ込め政策の一翼を担うことになったのであ る。

こうして、日本の安全保障は、米ソ冷戦下に おいて、アメリカの求める役割を果たし、その 見返りに、アメリカの庇護を受けたのである。 このアメリカの庇護が戦後日本の国防体制の枠 組みを規定し、日本の政治・経済・社会等の構 造をも大きく変化させた。終戦を迎えるまでは、 天皇を頂点とした門地門閥による権威主義的な 集団が国民を支配する構造であり、軍隊もその 支配集団であった。彼等は軍閥や軍官僚として ヒエラルヒーを形成し、政治・社会の中で権威 を保持していた。それが終戦と共に完全に瓦解 したのである。国民に対する支配的権威がすっ ぽりと抜け、国民は平等と言う「本音」の世界 に投げ出された。その中で、1946年11月3日、

日本国憲法が公布された。この憲法は、国民主 権を基本として、基本的人権尊重主義、絶対平 和主義を柱とした理想主義的憲法であった。特 に, 前文で軍事を否定し, 戦争放棄条項では, 独立国家には国際的に認められている筈の「自 衛権」や「交戦権」までも放棄するという徹底 したものであった。それが「国是」と信じられ

しかし、この理想主義的な国是は、朝鮮戦争 に伴う極東情勢の緊迫化により, アメリカの対 日政策の変更で容易に修正され, 日本は, 絶対 平和主義を必ずしも国是としない考え方に修正 した。それは、米ソ冷戦下で、アメリカに補完 的な役割が果たせるように道を開いたものであ る。日本をいわゆる「反共の砦」として利用す ることをアメリカは望んだ。日米安保条約は, アメリカと同盟関係を結ぶ条約であるが、アメ リカの来援のみを求める片務的な内容であり, 反面, 日本が安定的にアメリカに基地を提供す るというものであった。この条約はこのような 特殊性があるとは言え、軍事同盟であることに 変わりはない。論理的には絶対平和主義に相容 れぬ条約である。しかし、日本政府は日米安保 条約は片務的で日本に軍事的役割を求めるもの ではないという見解で、軍事同盟であることを 否定した。そして「平和主義」の国是には変更 がない論理を作り上げた。その後は、アメリカ の「軍事の傘」の下で自国の安全保障問題を委 ね,他力本願を旨として,国防は,憲法解釈と いう法律論の中でしか取り上げられず、主要な 問題は全て先送りされてきた。そして、多くの 日本国民の国民意識は、軍事不要論や軍隊忌避 の感情へと大きく傾斜していった。

こうして、当初は保持しないとした軍事的組 織が日本に再び設置された。1953年7月、朝鮮 戦争休戦後は、極東情勢は相対的に平和状態が 継続し、日本は経済成長に専念することができ

た。その結果,日本は世界第二の経済大国に成長した。経済成長に酔いしれた日本国民は,極東の平和状態が極めて特異な国際環境の結果であることを忘れて,日本に平和憲法があるから,日本は平和であったと多くの者が誤解した。

既に述べたように、近代の国民国家は、軍事 は国家の専権事項として確立している。このよ うな国民国家は、軍事力を行使して盛んに国益 を追求した。そして、国家間の利害をめぐって 軍事衝突が多発した。そのため、軍事的争いが 多くの国民の生命・財産を損なうことから、国 家間の紛争を軍事力で解決することは止めよう という国際機運が生じ、1928年、パリで15ヶ国 による不戦条約が結ばれた。この条約には、後 に63ヶ国が加入した。しかし、この不戦条約が あるにも関わらず世界はその後、第二次世界大 戦を迎えた。大戦終了後、戦勝国は、本気で紛 争抑止の国際的組織の必要性を痛感し,「国際 連合」が作られた。しかし、それは、国家間の 争いを決定的に解決させる組織とは未だになっ ていない。

人類の永い争いの歴史を見ると、 国家間にお いての利害対立は必ず生じるものである。そし て、それが話し合いで解決できない場合、軍事 力に訴えることは往々にして起きる。逆に、軍 事力を持たないで平和ばかり唱えていれば、そ れが真空地帯となり戦争を誘発する。そして, その国民は悲惨な運命に陥れられる結果とな る。平和を維持することは徒手空拳では達成で きず、戦争よりもエネルギーを必要とする国家 の大事業である。国家間の争いは話し合いで必 ず解決できるという楽観主義が日本の世論を支 配しているが、平和は戦争よりも厳しい闘争で ある認識が日本の世論には乏しい。軍事力はそ の保障として絶対に無くせないものとして認識 されるべきである。そのため、独立国家は常に 国力を養成しておかなくてはならない。国家が 他国に侮りを受けず、国益を断固守るため、いかに国民を統合し得るかは国力の中でも大きな部分であると考えなくてはならない。このような国力は、国民の資質や意識に負うところが極めて大きい。絶対平和主義の信奉者は、この国家の現実を意識的に無視して、ただひたすら、平和を唱えていれば平和が到来するという誤った理想主義を国民に振りまいている。

戦後の日本経済の成長は、驚異的なものであ った。経済力に自信を持った多くの日本人は, この大きな経済力さえあれば、絶対平和主義の 貫徹は可能である幻想した。このように幻想す るのは、それなりの特殊日本的な理由がある。 その理由は、第一に日本周辺の偶然な平和の継 続にある。極東地区が戦争のない状態が続いた のは、アメリカ、ロシア、中国の三大国間の微 妙なバランスが長く続いていることにある。そ の状態を恒久平和のように幻想してしまった。 第二に経済至上主義からくる平和観である。極 論すれば,経済で平和を買う発想である。戦後 の国民生活は、徹底した自由平等主義に基づい ており, 私益優先社会であった。そして, 経済 力さえあれば平和は得られると信じた。このよ うな社会では、国家を強く意識する必要がなく、 ナショナリズムは育たなかった。人々は平和が 当たり前の状態であり、戦争を起こす気がなけ れば起きないと言う、いわゆる「平和ボケ」が 国民の間に充満している。その証拠に、国会議 員が「日本に、一体何処から誰が攻めてくるの か?」と政府に詰問し、国防の不必要を訴える 幼稚な論戦が見られる日本の姿である。国益が 激しくせめぎ合う国際環境を全く理解していな い「平和ボケ論戦」と言わざるを得ない。

また,経済至上主義の日本は,行過ぎた私益 優先社会となっている。個人益を最大限に追求 することが人生価値の全てであり,国家や社会 の利益とかいう問題は抽象概念として国民生活 からは遠い存在と化してしまった。従って、最 も公共性の高い国防などという問題は、国民生 活に直接関係のない鬱陶しい問題として,殆ど 顧みられていない。有事法制もこの風潮の中で 議論されているから、なかなか成案化されない。 また, 取り上げられても大規模災害対策と並列 に扱われている。有事対処と災害対処とは本質 的に異なることが理解されていない。戦前のよ うに, 否応なく徴兵を通じて国家と個人生活が 繋がり、外地に展開する日本人はそれらの同胞 を通じて、国際情勢の動きに敏感であったし、 国家への依存も強かった。だから, 国防問題は, 国民の身近な問題でもあった。

以上のことから、国民と軍隊の関係は、戦前 と戦後では大きな変化を成している。戦前は、 少なくとも軍隊を完全否定する考えは極めて少 数派であった。そして、軍事は国家社会の重要 機能の一つとして国民の間に広く是認されてき た。戦後は、一変して、これが軍隊否定になっ た。そして、国民の戦争観も大きく変わった。 戦後, 軍隊に代わって自衛隊が創隊されたが, その経緯は、既に触れた通り、アメリカの指令 に端を発していて、多くの国民の賛同を得ぬま ま既成事実化したため,自衛隊と国民の関係は, 決して良好なものではなかった。それに加えて、 軍隊や戦争に対する国民の強い忌避観が社会の 広範な層に蔓延していった。その証拠に、1991 年に、NHK と ABC が共同で実施した世論調査 でも、自国の軍隊を「非常に信頼している」と 答えた人の割合はアメリカで47%であるのに対 して、日本は10%に過ぎない低率であった。更 に「戦争になったら進んで戦うか」との問いに 対して、「戦う」と答えた人は、韓国で85%、 アメリカで70%,スペインで47%であり、日本 は調査対象国10ヶ国の中で最低の10%であっ た。

日本の多くの国民が、国家公共の問題に関心

が薄く、専ら私益に専念する背景には日本社会 における家族構成の変化に注目しなければなら ない。戦前(昭和10年代)の日本は、戸主を中 心とした大家族構成が主流(約550万戸)であ り、それらの多くは農村型の大家族構成に見ら れた(当時の農村人口は全人口の約20%を占め る。)。戸主を中心とした大家族で構成された社 会は、封建的な価値基準が社会構成員を支配し ていた。そして、この「ムラ型社会」では、社 会公共への奉仕が社会構成員としで当然の義務 であるとして、代々受け継がれていった。この 価値基準に従わない者は「村八分」されるのが 当然であった。

ところが、戦後になって、戸主制は廃止され、 ムラの権威的集団や家父長制が衰退した。そし て, 家族構成も, 高度成長期頃から急速に少子 化が進み、小家族構成となった。農村は、急速 に都会化し、2001年では農家は228万戸に減少 し、その8割以上が兼業農家となった。こうし て, 都市型の核家族が増加していった。このよ うな小家族構成の中では、強い父性はなく中心 となる権威が消滅し、社会公共への奉仕精神は 影を潜めた。かれらは、ただひたすら、自己家 族の私益を追求する原子単位としての社会生活 が主流となった。

また, 戦前においては, 農村型の大家族構成 の中で,女性の出産率は高く,子供が一家庭に 5人~6人というのは珍しくなかった。従って、 ムラには若者人口も多く、それは、企業にとっ ては、労働力の供給源であったし、軍隊にとっ ては兵員供給源であった。この意味から、農村 社会は国家社会への人材供給に重要な役割を果 たしていた。しかし、戦後は、核家族化し、女 性の出産率も極端に低下していった。従って, 農村が人材供給源としての役割を果たせなくな った。そのため、現代は、国防においても兵員 を確保することは非常に困難な時代となった。

現代の核家族は、ムラ社会から開放された自由人である。彼等は個人主義(換言すれば個益主義とも言える。)であり、地域的な郷党的連帯感を持たない。地域的連帯感を持たない自由人は郷土愛が希薄である。従って、郷土愛を根底にした愛国心も希薄となる。現代の多くの国民は、日本人が古くから保持していた「防人的な郷土愛」を保持することができない環境下で生活している。彼等は、都市生活者としての国民である。アメリカの社会学者デヴィッド・リースマン(David Riesman)の言う「孤独な群集」となった。

しかしながら,「孤独な群集」も,郷党に替 わって、何らかの小集団に帰属して、心の平安 を得ようとする傾向もある。それらは、ボラン ティア団体であったり、 宗教団体であったりす る。これらの集団は、それぞれの社会目的は持 っているが、その殆どは、現世の利益を求め、 小さな平和の中に安住し、国防などのような大 きな問題は、これらの集団にとっては無縁とな る。むしろ,絶対平和主義の立場に立つ考え方 が支配的となる。こうして「孤独な群集」が社 会との関わりを求め、これらの集団に帰属して も、集団内の小さな価値観が優先されることに なる。従って、彼等は国家社会という観点の価 値観から益々遠のいてしまう。そして、彼等は、 集団益に奉仕し、国家統制を忌避し、反権力的 となる。このように、日本の諸集団は国家から 遠心的な働きを成していて, 多くの都市生活者 は、国家と自己の距離をはるか遠いものにして いるから、国家への義務感が薄い。彼等にとっ て国家は抽象的な非難・批判の対象でしかない から, 国家と国民の関係は不幸な状態と言わざ るを得ない。

日本人の国家に対する心情として面白いの は、第二次世界大戦中に敵に捕らえられた日本 人は、欧米人に比べ最も多く利敵情報を流した と言われていることである。日本人の国家への 忠誠度は極めて相対的であり,絶対性に乏しい。 日本の国家は人工的というより自然的である。 このためか、自己と国家の関係が厳しい緊張関 係にない。この国民心性を悪用して革新勢力は、 「暮らしを守る」という甘い生活主義を喧伝し、 絶対平和主義をあたかも実現可能な政策である というような幻想を国民に与え、国民が国防と か愛国心の問題を考えるにあたって麻酔をかけ てしまっている。このため、国家の最重要課題 である国防問題が真正面から取り上げられず, それを排除して行こうとする。日本では外国に は見られないケースとして, 国旗掲揚や国家斉 唱に反対する運動が見られる。それらを主張す る人々は、国家の尊厳よりも自分達の小さな集 団益を最優先しているのである。

国民の国防意識を考える場合、社会構造の変化にも着目しなければならないことは既に述べた。そして、このような視点から日本人の国防意識について深く掘り下げ分析されてこなかったことは、国防問題が政府筋の問題としてのみ論じられてきた所以であろう。今日のような社会の流動が激しい時期にあっては国防問題が重要な社会問題であるという認識の下に、広く国民の中で調査研究が進められ真剣に論じられなければならない。以下、更に数点について考察して見よう。

第一に、日本人の「絶対的平和主義」の考えが日本の国益追求に大きなマイナスを齎し、現代は、むしろ実質的弊害となっていることである。実質的弊害というのは、現在の日本外交が、憲法の制約に基づく不完全な軍事力しか背景にないため、世界の紛争問題に主体的に取組む能力を失っており、世界の中で存在感を有していない。絶対平和主義は、社会の理想的な理念として、間違っているとは考えないが、それは日

本の特殊な環境の中でのみで主張できること で、 国際社会で通用する論理ではない。 現在の 厳しい国際情勢の中では、絶対平和主義は幻想 に過ぎない。このような幻想を根拠に、国家の 命運を託すことはあまりにも無謀である。この ことは, 国内はもとより, 国際社会においても 日本への国際的信頼を失う結果となる。なぜな ら, 国際社会では, 国家の独立と尊厳を疎かに する国家は、必ず紛争の餌食になることを歴史 の教訓として認識しているからである。国家間 において,「力の空白」を現出することは害悪 なのである。この意味から、絶対平和主義は日 本の国益を損ねかねない危険性を持っている。 戦後58年を経た今日においても,日本外交は, アメリカの意向に沿って行われている。世界各 国に多額の経済援助をしても, 日本は国家とし て、威信を示せないばかりか、尊敬も受けてい ない。国連に対しても、世界第二位の分担金を 支払いながら、国連における発言権は小さく、 アフリカ諸国より影響力の少ない国連加盟国で ある。日本は正当な軍事力の基礎を固めて現実 的な外交を推進しなければ、世界からいつまで もアメリカの従属国としか見られないであろ う。

第二に, 平和に対する絶対性の盲信について である。本来、平和という状態は、絶対的なも のではなく,相対的なものでしかない。平和は, 戦争のない状態を言い表すのに過ぎないのであ って、平和の中に戦争の種は常に存在するので ある。戦後の一部の日本人は、絶対的平和の存 在を信仰に近い思いで固く信じてきた。しかし、 戦後に戦争がなかったのは、アメリカの庇護と 東北アジアの特殊な国際環境のためであり、平 和憲法が存在したからでは決してない。更に付 け加えると,「無作為平和論」という奇妙な論 理についてである。それは、「他国に武力を用 いなければ平和である。」「平和を侵す武器を全

く持たなければ平和である。」という論理であ る。このような論理は国際社会では全く通用し ないことは明白である。むしろ、軍事的空白状 況こそが平和を侵す原因になるということであ る。日本人は、平和確保のための能動的な危機 管理観が乏しく, 受動的な「なにもしない平和 論」の中に埋没している。西部邁氏はその著 『戦争論』の中で、日本と欧米の危機管理能力 を比較して,「欧米では,危機意識や危機管理 能力が日々の家族生活や職場生活の中で微妙に 訓練され少しずつ蓄えられて行く。そういう日 常生活のおかげで、国家的な危機にもかなり敏 速に対応できる。世論が国家的危機の問題性を 敏感に感じ取って速やかにまとまり,それを受 けて政府の対策も速やかに組み立てられる。少 なくともそういう素地が欧米文化にはある。」 と述べている。そして、「日本の場合、生きる ことそれ自体が危機としての生であることへの 自覚が乏しく、日常生活における日常言語を用 いた日常会話のなかで、危機を巧みに乗り切る ための言葉使いにおける作法が鍛錬されていな い。それゆえ、日本が当事者として立ち向かわ ざるをえないような問題に直面したとき、まず 最初に起こる反応は、日常慣れ親しんでいない 状況が外部から押し寄せてくることについての 不安であり怯えだということになる。」と日本 人の心性を鋭く指摘している。また、新渡戸稲 造著『武士道』の中で、補註にイギリスの芸術 批評家ジョン・ラスキン(John Ruskin)の著 書『野生のオリーブの王冠』から次の言葉を引 用している。それは、「戦争はあらゆる芸術の 基礎であると私がいうとき、私はまたそれが人 間のあらゆる高い徳と人間の能力の基盤である ことをも意味している。(中略) おおざっぱに いえば、すべての偉大な民族は戦争において彼 らの言葉の真実性と思想の強さを学んだ。彼等 は戦争によって哺育され、平和によって浪費し、

戦争によって教えられ、平和によって欺かれた。 また彼らは戦争によってきたえられ、平和によって裏切られた。すなわち一言でいえば戦争の 中で生まれ、平和のうちにその生が終わったの である。」という個所で、考えさせられる言葉 である。

現代の日本には、絶対的な平和を信じるがあ まり、合理的な国家の危機管理体制やその体制 に符合した社会的インフラの整備が極めて不十 分で、危機に対し、非常に脆弱な社会状況にな っている。国防においても、日本国憲法には、 国民の兵役義務が規定されておらず、国民は憲 法上からは国の防衛義務を担っていない。従っ て, 国家の防衛について, 制度的にも国民が国 防の義務と責任を有するシステムになっていな い。国民は、国防は他人事として、第三者的態 度をとっておればそれでよいのである。それで は、国を守る任務を有する自衛隊はどうか。自 衛隊は, 国家の一行政機関であり, それから独 立した「軍」ではない。従って、多くの国民は、 自衛隊を、軍事的側面より民生支援的側面によ り多くの期待をするという逆立ちの現象を来し ている。軍事的側面で自衛隊を捉える場合でも、 一部の懐古主義者が旧軍のアナロジーとして郷 愁的に捉えることが多く, 自衛隊を正しく捉え てはいない。自衛隊について、日本の学校教育 においても, 戦後の歴史の過程で自衛隊が創設 されたことを簡単に触れるのみで、日本の国防 の要として位置付けた記述は見当たらない。多 くの世界の国々は、国防問題は、青少年の段階 からきちんと教育をしており、日本は世界でも 珍しい国防教育軽視の国である。

第三に、戦後の徹底した民主体制により、経済優先を基軸とした私益優先主義が社会に蔓延したということである。その結果、国家とか社会とかいう「公」に対する奉仕の精神は急速に低下し、その最も高度な国防については徹底し

てこれを軽視した。終戦に至るまでの日本には、「天皇」を頂点とし、それに対する「ご奉公」の精神が厳存していて、それに対する挺身は、個人にとっても社会にとっても極めて価値あることとして一つの誇りであった。この最も上位の「ご奉公」が「軍」への挺身であり、それが「お国のため」とか「天皇陛下のため」という国防イデオロギーに結びついていた。そこには私益の入る余地はなかった。戦後は、この国防イデオロギーが完全に打ち砕かれた。そして、国民の精神的エネルギーは私益と利害を中心とした集団益に集中することになった。

第四に, 国防イデオロギーの枯渇の問題であ る。一般に国防を考える場合に「何のために国 を守るのかし、「守るものは何か」という国防の 根源的なイデオロギーが必要であることは言う までもない。戦前においては、守るべきものは 天皇を頂点とする「国体」であった。そして, この国体守護のイデオロギーは国民の相当な部 分でコンセンサスが得られていた。そうである から、国民は命を張って戦地で戦ったのである。 戦後の日本においては、この国防イデオロギー が明確に確立されていない。このことは、国防 体制を整備するためにも大きな問題である。戦 前の天皇を頂点とした大家族主義イデオロギー は、あらゆる社会階層の中に浸透して国民生活 を支配していた。そして, 社会のあらゆる権力 と権威は天皇に収斂していった。それは、ある 意味では、壮大な民心の求心装置でもあった。 帝国軍隊内の組織原理もこのイデオロギーに基 づいて、兵卒を家族主義的に支配するのが軍統 率の基本であった。軍隊は一種の擬似家族であ って、ゲマインシャフト的集団であった。その ような大家族主義的イデオロギーが、社会の安 定に貢献し、民衆の「慰撫」に役立った。反面、 この社会風潮は, 画一的個人を生み, 民衆が社 会のファッショ化を容易に受け入れる土壌とも

なった。しかし、現代は、この大家族イデオロ ギーもない。将来, 何らかの国防イデオロギー を創出しなければ、国民は国家の危難に際し銃 は執らないであろう。

第五に、国家に「軍」という国民を基盤とし た中立機能を持たない危険性である。軍は厳し いシビリアン・コントロールを受けるのは当然 であるが, 行政府の一部門であってはならない。 軍は官僚の所有物ではなく、国民の所有物であ る。コントロールは官僚でなく国民が行うので ある。現在の自衛隊は国を守る任務を有する一 つの行政機関としての存在でしかなく,隊員は, 特殊任務を課せられた政府の雇人の立場であ り、この意味では、自衛隊はゲゼルシャフト的 集団である。隊員には、国を守ることについて の法的意味付けは与えられてはいるが、それが イデオロギーに昇華されたものではなく、自衛 隊のあり方についても広範な国民的支持を受け ている訳でもない。現在の日本国憲法では、天 皇は国民統合の象徴となっているが、軍隊の統 帥権はなく,基本的に自衛隊とは無関係である。 自衛隊の統帥権は、内閣総理大臣にある。この ような中で、日本が有事の際に出動する場合、 自衛隊のみで対処できる場合なら、政府活動の 範囲内でよかろうが、自衛隊のみでは対処しき れず,広く国民の動員を必要とする場合は,国 民に対して説得力のあるイデオロギーとシステ ムを与えなくてはならない。伝統的権威喪失の 現代日本社会において、どのようにそれを作り 出して行くかは大きな課題であろう。

第六に、現代日本社会の社会規律の弛緩は予 想以上であるということである。現代社会は. 国民の自由を尊重するがあまり、エゴイズムが 横行し,社会の規律は混乱している。公教育の 場においても社会規律を厳しく求めることはし ない。従って、国民の中では、集団行動に不適 な人達が多く、危難対処に大きなブレーキをか

ける存在になる。皆が力を合わせて対処しなけ ればならない国家緊急の事態に、このような国 民が足かせになれば社会的にも放置できない問 題を惹起させる。社会共同訓練が殆どなされて いない日本社会は、侵略国に対して大きな脆弱 性を曝け出すことになる。現代の日本人は、便 利社会の中に惑溺し、危難は殆ど意識していな い。そして、非常時の生活サバイバル力に乏し い。大多数の国民は、社会的統制に対応しきれ ない個人中心の生活に浸っている。軍事行動に は統制と規律が不可欠となるが、現代ではこの ための準備が全く成されていないのである。戦 前の日本人は家庭の場でも,学校の場でも,あ るいは企業等の職場でも統制と規律が厳しく求 められてきた。自由放任は悪徳として社会から 排除される考え方が中心であった。その考え方 は、戦後逆転して、自由放任が良いこととして 称揚され、個性の発揮に名を借りて規律ある行 動を排除した。そして、社会の各階層に存在し ていた「権威」は、全て古臭いものとして放擲 された。このような平等に名を借りた無秩序は, 社会が混乱した場合、個人の利益を真っ先に考 える人達が犇めき合い、危機に対して極めて脆 弱な社会を作り出していった。このような中で、 国土防衛作戦を行うことは大きな危険と困難を 伴う。同作戦の遂行にあたっては、自国民の無 統制・無秩序な行動が国家を滅亡へと導かせな いようにすることが重要な課題となるであろ う。

# 4. 日本の尚武文化と国防意識

世界の諸民族は、さまざまな闘争の歴史を経 験して,今日に至っている。従って,各民族の 思想や生活慣習、そして、社会制度等は、闘争 に備えるためのあらゆる工夫と見ることもでき る。その工夫は、民族によって大きな差異があ

る。更に、それら民族の住む自然環境や生活環 境いう風土の違いによってもさまざまな相違を 見ることができる。このように、人間、そして その集合体の種族あるいは民族間で発生する闘 争は、色々な原因で起き、その闘争形態もさま ざまであった。ただ、ここで、共通して言える ことは、闘争のない状態は僅かで、人間の闘争 は決して絶えることがなかったということであ る。そして、常続的とも言える人間の闘争は、 一つの文化を創り出してきた。なぜ、人間の闘 争が文化を創り出すのか、それは、人類が地球 上に誕生して以来、人間の自己保存と自己環境 の創造は永遠の課題であり、この課題を成し遂 げるためには、他人との間は無論のこと、種族 の間、そして民族の間において熾烈な闘争が必 要であった。人間に必要な資源は自らが獲得し なければならないからである。そして、その方 法に人間の叡智が結集された。その叡智は、歴 史が進むに従い、闘争の手段・方法等の技術や 何のために闘争するのかという思想等に向けら れた。また、人間は果てしない闘争の中にも一 定のルールを考え出し、闘争への終止符も考え 出した。こうして、人間の闘争の歴史は、形而 上・下において厚みを増していった。それらの 総体が文化といってよい。まさに、人間の歴史 は,「闘争の歴史」であり,人間の文化は「闘 争の文化」ということができる。各種族・民族 は、闘争の中で興亡を繰り返し、人間の文化を 蓄積して行った。

上に述べたように、闘争は人間活動の基本部分を占めており、闘争には、人間の肉体と精神を合わせた強いエネルギーを必要とする。そして、このエネルギーを発揮するためには、闘争に参加する人間は、エネルギーの蓄積と不断の練磨が必要である。この練磨の形態とそれを根拠付ける精神的姿勢・態度が「武」として人間社会では尊ばれてきた。「武」は、この意味か

らすれば人間の中心的な精神文化と言うことができる。この精神文化の担い手は、社会の中で主として闘争に参加する男性であった。多くの男性は、「尚武」を社会に必要な価値あることとして尊重した。

この考え方は、古今東西を問わず社会を形成 する諸民族の間に脈々と流れている。18世紀の 30年戦争後において、西欧社会で発展した国民 国家は、それまでの「武」が中世の騎士達の専 有物であったものを,一般国民大衆にまで広げ た。ナポレオン時代に至り、それは普遍的とな り「国民軍の思想」が広まっていった。そして、 軍隊は国民国家唯一の武力集団となり、国家の 専有機能となった。国家以外の中間的社会組織 が持つ私兵は禁止され, 軍隊は専ら国家に奉仕 する「管理された暴力装置」として強化され, 軍隊に対し国民が物心両面の負担をすることが 求められた。そして、国家・民族間の武力闘争 に備えて,「尚武」の必要性を国民に求めた。 日本においても、このことは、明治維新以降の 建軍の歴史を見れば明らかである。

このように、それぞれの国民国家は「尚武」 を重んじた。国家として武力を否定した人間の 歴史は過去にはなかった。ところが、戦後、世 界で唯一つ、この「尚武」を否定する国家が現 われた。それが日本である。日本は、終戦後、 国家として武力を持たないことにした。このこ とは、ポツダム宣言に発し、アメリカの日本軍 国主義根絶のための占領政策の強行があったに はせよ, 国家として, 「武装権」を絶対的に否 定するということは極めて異常なことであっ た。そして、日本は、「絶対平和主義」を国是 とした。日本は、将来、他国と国益をめぐって の紛争が生じた場合においても, 武力は絶対に 行使せず, 紛争相手国の信義を信頼して, 誠心 誠意の話し合いで紛争問題の解決を図ることを 宣言したのである。このことは、国家性善説の

立場を採る考え方である。しかし、お互いの国 益がせめぎ合う複雑かつ厳しい国際関係におい て明らかに成り立たない考え方であり、壮大な 幻想であることが分かる。従って、日本の国是 は国際紛争に対して、理想を掲げることと現実 に対処することと著しく乖離してしまった。国 益を守ることを最大の使命とする国家において は、それを侵害する行為は断固として排除しな ければならない。それを行わない国は自らの国 益を放棄したものとみなされ、他国は平気で侵 害するのが現実の国際関係である。この意味か ら、日本の理想主義は、世界の常識からかけ離 れたものとなっている。日本は、戦後において 幸いにもアメリカの同盟国として、世界の民族 間における厳しい対立の渦中に入ることなく, 紛争問題に、直接矢面に立つこともなかった。 だから,「絶対平和主義」の考え方に事実が重 大な修正を迫ることもなかった。まさに、アメ リカが齎した「僥倖」と言ってよかった。この ことについて、「絶対平和主義」を国是とした から、日本は平和であったという議論がある。 この議論は、厳しい国際関係の現実に目を塞い だ狭隘かつ楽天的なものと言わざるを得ない。

太平洋戦争による惨めな敗北体験は、日本人 に「もう軍隊は二度とごめんだ。」という感情 を強烈に植え付けた。そして、四面環海の島国 日本の閉鎖的な独り善がりな国民意識に無作為 を善とする平和感情が結びつき、日本独特の平 和論となった。すなわち、なにもしなければ相 手は攻撃してこないという「無作為平和論」と 自国のみが平和でありさえすればそれでよいと する「一国平和主義論」の考え方が大方の国民 感情となった。そして、軍隊さえなければ平和 は必ず訪れると言う「空想的平和主義」にとり つかれた。この考え方は、キリスト教の布教活 動に脅威を抱いた江戸幕府が扉さえ閉めれば脅 威はなくなるという考えから, 鎖国政策を採っ

たことにも相通じるであろう。ただ、江戸時代 とはっきり異なることは、同時代は、基本的に 武家文化であり,「尚武」を称揚した。戦後の 日本はこれを否定した。ここで、今まで使用し て来た尚武文化の定義をしておこう。尚武文化 とは、「危難に備えて日頃から武術を磨き、精 神的にも闘争に際しては、決して後れはとらな いように心身を鍛えておくことを一つの道徳と して、生活の中に採り入れた思想文化である | ということができる。そもそも尚武文化は、江 戸時代以降に、儒教精神と武士道が合体して一 つの思想体系を形成したものである。このこと は、新渡戸稲造が英文で著わした『武士道』に 詳しい。新渡戸は,「武士道」を西欧の「騎士 道」より精神度の高いモラルとして紹介し、そ の源流や、「義」「勇」「仁」「礼」「誠」「名誉」 「忠義」等の精神徳目を平易に述べている。最 後に, 新渡戸は, 「武士道は不滅の教訓である。」 とし結んでいるが、見事な日本精神文化の捉え 方だと思う。明治維新後においても、この武士 道精神は受け継がれて行き、日本の集団組織、 軍隊,学校,地域社会等でその普及が図られた。 江戸期の武士道は、山本常朝の「葉隠」にある 通り,極めて内面的でストイックなものであっ たが、明治の対外発展期から昭和初期にかけて は、国民の国家への奉仕を称揚するモラルに変 形し、帝国軍隊の「軍人精神」の中に取り入れ られた。そして、同時に戦争手段に訴えて国策 を遂行するにあたっての国民鼓舞の思想に変質 した。それでも、戦前は、「武士道精神」が社 会的地位のある者の根底にあり、いわゆるノー ブレス・オブリジ (noblesse oblige) は生きて いた。それは戦後の悪平等の金権社会になって 全く影を潜めた。

日本は古代から, 中国大陸の文化摂取に熱心 であり,大陸文化を日本流に摂取して,受動的 な日本文化を育んできた。そして、他国への進

出は、大和朝廷時代と豊臣秀吉時代の朝鮮出兵 以外にはなく、 北東アジアでも日本は、 他国に 覇権を求めず、外征経験の乏しい民族であった。 しかるに、日本は、明治維新以降、国力が伸張 するに従い近隣諸国に覇権を求め始めた。明治 28年の日清戦争後の講和条約により台湾は日本 領土となり、明治43年には韓国をも併合した。 また、明治38年、日露戦争後の講和条約により 樺太が日本の領土となった。これらのことを契 機として中国大陸に諸権益を獲得し、軍隊は外 征軍としての性格を帯びるようになった。日本 は、自国の興亡をかけて戦った経験は元冦以外 にはなく、日本の領土が他民族に侵された経験 もない。従って、日本人は、民族間の存亡をか けての激しい戦いを体験せず、大陸諸国家間で 見られる民族間の凄惨かつ長期の闘争は理解で きない民族であった。このことは、日本人の国 際状況認識を常に甘いものにした。

敗戦後、日本は、始めて国土を占領され、歴 史上、未曾有の被占領体験をした。しかし、ア メリカの占領政策は民族を奴隷にするというよ うな過酷なものでなかった。むしろ、日本に対 して寛容であり、アメリカ民主主義の理想を日 本に移植しようと企てられた。こうして、日本 は,民族としての悲惨な隷従体験を経ないまま, それゆえ, 断固としたレジスタンス活動を経験 しないまま講和条約を結び、独立してしまった。 独立のため多くの国民の血を流す歴史体験は日 本には起きなかったのである。戦勝国アメリカ の日本占領後, 多くの国民は, 旧敵国の米兵か らチューインガムやチョコレートを競って受け 取り、戦争の怨念を露骨には示さなかった。従 って, 強烈な民族主義の高揚の中でそれを達成 する手段としての「武力」は必要としなかった のである。終戦直後, 一切の対米ゲリラ戦が発 生しなかったのは、欧米人から見れば不思議な 国民に見えたであろう。ルース・ベネディクト で描かれた「菊と刀」の日本人は一体何処へ行ったのであろうか。現在の日本人は、民族自決のための最終的保証は、武力以外にはないと思わない唯一の民族であろう。そして、終戦直後の武力放棄にさしたる抵抗は示さず、軍事組織は「悪」として国家の組織や機能から棄却することに何ら違和感を感ぜず、軍隊不要論に同意した。

現在は、軍事的組織である自衛隊を国家組織 の中に組み込むことに殆どの国民が同意してい るし, その活動についても肯定的に認知してい る。自衛隊を忌み嫌う国民は極めて少数派とな った。しかしながら、現実には、武力を発揮し ない自衛隊, 戦争にも参加しない自衛隊を支持 しているというのが国民の本音であろう。それ は、自衛隊に対する毎年の国民意識調査を見れ ば歴然としている。有事法制や PKO 派遣等の 国民の警戒心がそれらを物語っている。従って, 自衛隊の本来の任務である防衛出動、すなわち 国土防衛作戦の遂行については、国民は手放し で支持はしていない。このように、日本の軍事 組織が広く国民に対して市民権を得ることは長 い道程を要し、国民がそれに対し極めて慎重で あるという現実は無視することができない。そ して、その根底となる国民的な尚武文化の衰退 は、今後の日本の防衛にさまざまな影響を及ぼ す。それらについて以下数点考察してみよう。

第一には、尚武文化の衰退に伴い、進んで防衛に携わることに意欲を持つ人材層が極めて少ないことである。従って、国家有事の際、勇気を起こして戦いに志願する兵員は多くは期待できない。徴兵制のない志願兵制の現下では、兵員の募集が量的にも質的にも非常に困難を来すことは明らかである。日本の防衛作戦が大規模な国民の動員を必要とするような事態になれば強権発動しかない。現在の自衛隊の兵力ではとても大規模作戦は遂行できない。しかし、この

多数の兵員所要数を満たすため、一気に徴兵制 に移行できるかと言えば、それは、今まで述べ てきた国民意識から見ても極めて難しく, むし ろ社会不安の要因にもなろう。更に別の面から 見れば、少子化の問題がある。若者の人口が少 ない上に、若者の尚武的気風は衰退しており、 自ら進んで国家危難を救うため軍隊に志願する 者は極めて少数であろうし、 兵員としての適格 者も相対的に少ない。近時, 防衛庁は, 「防衛 のあり方検討会議」を防衛庁長官の下に設置し、 広い視野から将来の防衛のあり方を検討してい る。その中で、少子高齢化社会の到来を踏まえ て,質の高い人材を確保するための「人の問題」 を検討課題に挙げている。まさに、時宜に適っ た検討である。社会全体が都市化した現代は, 旧軍時代のように, 兵員を農山漁村の純朴で身 体強健かつ優秀な人材を求めることは不可能で ある。このように見てくると、日本における国 防の潜在的な人的戦力は極めて局限されてくる と見なければならない。明治維新後、大村益次 郎の建言により軍隊の創設が急速に進められた が、その兵員確保には維新政府は大変苦労をし た。明治5年11月,大村益次郎の意見に基づき 山県有朋が中心となって徴兵令を制定したが、 この徴兵令は、大幅な徴兵免除規定があり、代 人料として、国に270円を上納すれば兵役が免 除される仕組みになっていた。そのため、当時 の資産保有者の多くは徴兵を忌避することにな った。従って、徴兵制による国民皆兵制度は、 当初期待したものにならず, 実際は, 徴兵忌避 者が多く、国民の大部分は積極的に兵役に就こ うとはしなかった。明治10年、陸軍卿であった 山県有朋は、「服役ヲ厭悪シ自ラ其肢体ヲ毀傷 シ若クハ逃亡シ其他種々ノ許偽ヲ以テ徴募ヲ免 レントスル者亦少カラス」と奏上し, 国民が徴 兵に応じないことについて嘆き、その対策とし て地方官による地方行政組織の率先指導を義務

付け、国民に対して兵役の義務を果たさせるよ うに施策する必要性を説いた。そして、それが やっと実ったのは明治の末年頃である。優秀な 兵員を保有することの困難性を物語っている。

第二には、国防は全国民の課題であるという 意識が国民から抜け落ちたことである。従って, 平素から「尚武」の気風を市民生活の中に採り 入れる必要性がなくなった。「防衛は自衛隊に 任せておけばよい。そのために、税金で養って いるのだ。」という考え方で、国民自身の問題 として捉えないのである。防衛という専門分野 はプロである自衛隊にという考えは間違ってい ない。しかし、それは、自衛隊と米軍の来援の みで外敵の侵攻に対処できる場合に限ってであ る。日本のような狭隘な島国で大規模な戦争が 起きれば、銃後も含めて国家総動員が必要とな り、国民はそのような有事を他人事として傍観 視はできないことになる。国防は全国民の責務 となるのである。

国防に対する国民の責務について、過去の日 本人はどのように考えていたか、明治時代の有 識者の考え方を引用してみよう。この時期、国 防は国民が等しく負担すべきであることを強く 主張した言論人がいた。それは福沢諭吉である。 彼は、明治16年「全国徴兵論」を著わし、兵役 が賎役視されて,平等に負担されていないこと, 金銭で兵役が逃れられる制度になっていること などを痛烈に批判し, 兵役の負担平等主義を強 く訴えている。福沢は、国民皆兵主義を思想的 にも支持し, 自ら報国会を設立し, 金銭的醵出 を説いて回っている。当時の新聞「時事新報」 に兵役の必要性や、後方での軍隊支援、従軍者 の家族扶助の必要性など積極的な論説を展開し ている。明治時代の社会では、士族が「尚武」 の精神を完全に捨てた訳ではないが、国民をリ ードするほどの力はなかった。形の上では四民 平等となり、「尚武」を国民に啓蒙し、国防に

対して国民を協力させることは大変な苦労を要 した。従って、政府は、さまざまな「尚武」施 策を講じた。その一つとして、明治政府は、地 域的な尚武組織を設立することに積極的に乗り 出し、兵員を供出させる国民の精神的基盤の醸 成に努力した。そして、明治政府は、兵員確保 のため、明治19年10月には「陸軍召集条例」を 制定した。それにより、兵員確保のための兵事 事務は地方行政の大きな事務として付加され地 域的な協力体制を整備した。また、福沢の主張 する軍人優遇の諸制度及び軍隊の後援組織など も充実して行った。明治43年11月3日には、田 中義一 (陸軍大将) の熱心な在郷軍人への働き かけの結果、全国的な「帝国在郷軍人会」が創 設された。田中は日露戦争後、ロシアの再度の 日本侵攻を予測して大規模な兵員の動員が必要 であるという認識の下、その地方的基盤の整備 の必要性を痛感し、それまでに存在していた地 域的な在郷軍人集団を統合して全国的な組織を 創設したのである。彼はドイツの在郷軍人会を 調査研究し、それを模範として全国在郷軍人会 を結成したのである。こうして軍隊の国民的基 盤が名実共に整備されて行った。終戦後の日本 は、これらが全て排斥された。現在の自衛隊は、 防衛庁独自の募集システムで志願者を集め兵員 を確保している。昭和の40年代はこの志願者が 集まらなくて定員割れすることがしばしばで, 防衛庁は頭を痛めていた。当時の強引な募集方 法には社会の顰蹙を買ったことが多かった。年 間約2万人の兵員がいくら厚遇しても集まらな かったのである。そのうち、民間経済が不況に なり、雇用が抑制されてくると、戦争のない自 衛隊は一つの就職口として選ばれ、そこで技術 や金銭を貯蓄し再び民間に出るスタイルが評価 されるようになった。自衛隊を就職予備軍の国 民教育の場と考えている国民も多い理由がここ にある。このような個人生活の実益面と国土防 衛作戦という公式の任務が奇妙な調和を保っているのが自衛隊の現状である。このような自衛隊だけに国防を任せておけばそれでよいというものではない。全国民が国防にいつでも携わる決意と気構えがあってこそ自衛官は生命を賭けて任務に邁進するのである。また、自衛官の家族も納得するであろう。国防は全国民の課題であり、崇高な価値観を持った社会公共の大事業である。多くの国民がこのことをしっかり受け止めなくてはならない。

第三には、国防に携わる人材の知的資源が日 本では非常に過小であるという問題である。現 代戦における防衛作戦は, ある意味では科学戦 であり、人間の楯のみでは成立しない様相にな っている。従って、科学戦に勝ちうる知的エネ ルギーの結集が必要となってくる。知的エネル ギーを持つ多くの人材は, 価値あるものにしか 志向しない。「尚武」を軽視すれば、日本の国 防に自ら進んで知識・技能を提供する人材も極 めて少なくなる。国防に真剣に取組んでいる先 進各国は、軍事について、国民の正当な評価を 得て、それに携わる人材の育成システムを整備 し,人材層は重層的である。現代戦は,心意気 だけでは勝利を得られない。科学の粋を集めて より高度な知識・技能が必要となる。そしてそ の人材層の育成は短時日でなしうるものではな い。まさに、100年の計を要する問題である。 現在、日本の大学の中に、軍事学を講義課目に 入れているところは 1 校もないし、大学院でも 軍事学のゼミを持っているところは極めて少な い。安全保障という広い概念で選択課目として 入れている大学が数校見られるのみである。こ のような現状では、大学の卒業生が後に政治家 になったとしても、軍事のことについては全く 無知であるから, 国会でも珍妙な防衛問答が繰 り返されることになる。これに対して、西欧の 政治家達は、軍事面の教養をしっかり保有して

いる。彼等は、青年の時代から軍事について学 んでいるのである。日本とは比較にならない。 特に, 革新系の政治家が外国の政治家と対話す るに際し, この軍事教養のズレは, 外国人政治 家にとっては極めて奇異に映るであろう。

第四には、軍事文化の枯渇である。戦後の58 年間、敵と干戈を交えた記憶のない国民は、世 界でも極めて少数であり、世界に何らかの影響 力を持つ国としては日本が唯一である。このよ うな平和を享受した反面, 軍事に関する文化は 殆ど枯れてしまった。軍事を口にする人は余程 の特異な人達であり、出版物も過去の外国にお ける軍事専門家の著書以外は殆ど見られないの が現状である。日本独自の軍事学は皆無と言っ てよい。日本の自衛隊も敵に対して一度も発砲 したことのない稀有な軍隊となっている。自衛 隊50年の歴史は、自衛隊の防衛力整備や自衛隊 の軍備管理の歴史であり, 防衛行政広報の歴史 でもあった。従って、戦前期の旧軍のような実 戦経験から生み出された精神文化はなく、無論 軍人精神もない。軍人の精神の根底にあった武 士道精神は、今や公僕精神に取って代わられた。 更に、明治から続いていた軍隊をバックアップ する在郷の組織も現代はない。軍隊協力はタブ ー視され、日本は、有事に際しての法制すら未 整備の状態である。要は、「いざ鎌倉」という 態勢にはなっていないのだ。

第五には、日本における教育が反戦・反軍教 育に偏向していることである。なぜこうなのか。 戦後の教育の大半が日教組という教育者の労働 **団体に公教育の場を牛耳られた結果である。更** に、日本の大学においても、学問として、軍事 に関することは極力忌避された。従って、軍事 に関する学問的水準は極めて低いものと言わざ るを得ない。社会教育の場においても軍事に関 することはタブーである。自衛隊のある幹部の 言によれば,一般市民は自衛隊への関心事で,

飛行機や艦船や戦車には興味を示すが、防衛の より本質的な問題には全く関心を示さないと嘆 いていた。つまり、プラモデル的興味しかない ということである。このことは、教育の場で国 防についての基本的事項が、全く教えられてい ないことを示す証左である。日本の地域社会に おいても国防についての社会人教育は殆どなさ れていない。現在の農村は都市化し、青年団等 半公共的な社会訓練組織も一部の消防団を遺す のみとなって、青年達の社会訓練の場を提供し ていない。また、学校教育の場においても、軍 事行動に不可欠な規律訓練などは忌み嫌われ全 く行われていない。思想的にも、「軍隊はあっ てはならないもの」として廃止を叫ぶ教育が続 けられてきた。若い人達に国を守ることの大切 さを教育し,「国を愛すること」は至高の価値 あることという教育は、ほぼ皆無といってよい。 更には地域社会を中心とした市民防衛組織(民 防組織)が全く未成熟である。大規模災害に対 処する市民組織はできていても、それらをはる かに上回る有事対処の市民組織は全くないので ある。災害救助の組織と国防の組織とでは精神 基盤が本質的に異なることを理解しなければな らない。

第六には、第四のこととやや共通するが、国 防に関わる学問的研究が極めて低調であること である。日本の政治家で軍事学を学問として研 鑽した人は殆どいないと言ってよい。従って, 日本の安全保障や外交問題を論じる場合、底の 浅い議論しか望めないのである。彼等は、軍事 に関することは、防衛庁の官僚か、自衛隊の制 服組からのブリーフィング程度の受け売り知識 しかないので、防衛問題に対しての議論では、 全くの「付け刃議論」に終始している。また, 国防に関する社会心理学的研究も日本では殆ど なされておらず、軍事学全般のレベルが欧米に 比較して極めて低く、殆どが欧米の文献に頼っ

ているのが現状である。日本独自の軍事学をしっかり確立して、大学の講座やゼミに一般的な科目として採り入れ、多くの市民が軍事学を学ぶことが大切なのではないか。それにより、軍事学の学問水準は向上してゆくものと考える。このことこそが日本の平和を能動的に確保して行く精神資源となるであろう。

#### 5. 日本国家における国民的求心力

現代の日本社会は, 自由と平等を基本とした 民主主義社会である。1945年の終戦以降、日本 は、アメリカの占領政策の下で、軍隊は解体さ れ, 国家制度, 国家と国民を結ぶ社会の権力構 造など、国家のあり様が根源的に変革された。 それまでの日本社会は因習的権威や特権的諸勢 力が社会を支配していたがそれらは全て一掃さ れた。中でも、強大な軍事力を持ち、国内外的 にも最大の政治勢力となっていた帝国陸軍は, 日本軍国主義の元凶として, 戦後, アメリカ占 領軍により徹底的に組織解体された。その解体 は,軍隊の制度・組織・装備等のハード面に留 まらず、帝国陸軍を支える社会基盤・精神基盤 等の思想的支柱、すなわちソフト面までに及ん だ。それは、軍隊と国民との紐帯を立ち切ると ころにあった。それゆえに、日本国民の素朴な 軍隊支持の思想を「誤った思想」とか、軍国主 義復活を望む「危険思想」として排斥し、軍隊 に対する国民の見方を「軍隊忌避」という極端 な方向に誘導して行った。この占領政策に対し て, 奇妙なことに, 敗戦体験した日本国民の大 部分は,素直に受け入れた。その証拠に,帝国 軍隊の徹底した解体過程において、全く組織的 反抗は発生せず、従って、ゲリラ活動や占領軍 へのテロ活動は見られなかった。このことは、 欧米人にとっては不思議なことに映ったであろ う。また、別の見方をすれば、日本の多くの国 民は、戦前の政治・社会の環境では軍隊忌避を表面に出すことができず、仕方なく軍隊を容認していたのが、敗戦で一気に嫌軍の方向に走ったとも考えられる。ということは、戦前から多くの国民は、帝国軍隊にそれほど深い愛着や信頼を寄せていなかったのではないかという推測も成り立つことになる。ともあれ、戦前は、国民と軍隊を結ぶ紐帯のシンボルは天皇であった。よく、「天皇の軍隊」として、天皇への求心を混同する向きもあるが、両者は峻別して考える必要があろう。

国民的求心力の問題を考える場合、「天皇」 の存在を無視することはできない。戦前は、国 軍の最高統帥者であった天皇に対しては、絶対 的信頼の下に、信仰に近い国民感情があった。 敗戦により、帝国軍隊は互解し、天皇は、統帥 すべき軍隊を失ったが、天皇自身は国民から敬 愛された。そして、戦後においても国民は、天 皇を「国民統合の象徴」として、国家社会の中 に受容した。戦後, アメリカは, この日本国民 の天皇に対する素朴な感情を無視することはで きなかった。それは、日本国民のアイデンティ ティであるとも判断された。天皇は、日本の永 い歴史と伝統を担った万世一系の存在として. 国民統合のカリスマ的機能を保持してきた。そ して, 天皇の役割は敗戦を経ても消えなかった。 敗戦を迎えた軍隊の最高統帥者としての天皇 は,一つの側面に過ぎず、軍隊と共に消滅する 存在ではない。敗戦の責を負うのは「軍」であ って「天皇」ではない。「軍」が天皇の統帥に 対し、誤った輔弼をして天皇の名において独断 専行したがゆえに敗戦を迎えたのであるという 論理が、一般国民の間では素直に信じられてい た。

明治維新後,新政府の指導者達は,「天皇」 を政治的に利用した。そもそも,日本の歴史は, 極端な言い方をすれば,平安朝以降,「天皇利

用の歴史」という一面を強く持っている。明治 の建軍においては、帝国軍隊の最高統帥者とし て天皇を推戴した。そして, 政府も天皇の政府 であり、官吏に君臨した。国民に対しては、荘 厳な形式を伴って天皇を畏怖の対象とし、天皇 は「現人神」となった。しかし、この統治装置 の不自然さは, 敗戦を迎えて脆くも露呈した。 これまでの天皇を利用した統治装置が誤ってい たことを国民は悟った。従って, 悪かったのは, 天皇を利用した軍国主義者達であり、天皇が軍 隊の横暴を許した訳では決してないのだという 論理となる。新憲法の制定においても, この考 え方の下に, 天皇は「国民統合の象徴」として 位置付けられた。「象徴」という存在は、形式 と抽象の世界であり、社会のあらゆる利害から は隔絶した存在である。しかしながら、今日に おいては、国民の黙示的な求心力として機能し ていることも確かである。

戦前は, 天皇を頂点とし, 明治維新以来の元 勲、そして華族、新興財閥、大土地所有者等が 権威と権力を持ち、国民からかけ離れた集団に よる支配構造であった。この支配構造の中に, 新興の権力集団として、軍部が入ってきた。一 般国民は、この軍部に対して表立った批判がで きず, 軍部は天皇を推戴して, その大権を背景 に、国家社会のあらゆる場面に発言力を増して いった。このような「軍」の発言力の強い社会 風潮を、後に「軍国主義の時代」と歴史家は表 現しているが、筆者は、厳密な意味では必ずし も日本が完全な軍国主義国家であったとは考え ていない。すなわち、ヒトラーの支配するドイ ツの軍事政権時代は、まさに「軍国」であった が、日本は、真の意味で「軍国」であったのか 疑問とするところが多い。戦前の日本を軍国主 義国家と決めつけたのは戦勝国であって、それ を, いつまでも自虐的に墨守することは決して 正常なことではない。

既に述べた通り、戦前の国民は、民主的政治 体制システムの下にはなく、 支配層は国民に対 して「知らしむべからず、依らしむべし」であ り、特に、軍部という巨大権力集団に対しては、 批判は許されず、批判すれば「非国民」のレッ テルを貼られることになる。そして, 国民は, 赤紙一枚で「天皇陛下のため」という社会的呪 縛の中で戦地に駆り出されていった。このこと に対しての怨念は、戦後、激しく旧軍部に向け られた。そして、旧軍部は悪玉として、厳しく 国民に糾弾され、軍人精神は、悪しきものとし て徹底して否定された。それと同時に、国民は 「お国のために」という国家への忠誠心や求心 的価値観を全て失った。

戦後の国防は、このような軍事力不必要論の 国民意識の中から出発しなければならなかっ た。戦前のような天皇を中心とした国民統合の 求心力がないから、国防についても「何を守る のか」「何のために国を守るのか」といったよ り根本的な問いに対して考え直さなくてはなら なくなった。一般に、国民間で、国防について その崇高性は言われていても, どこか心に響か ない形式的言辞にしか受け取られない。つまり、 国防の価値観念が色あせてしまっているのであ る。現代の国民が本音で自衛隊を眺める場合, 国防思想の具現化という側面より、災害派遣時 の姿や自衛隊制服などの格好の良さや装備兵器 への興味といった自衛隊の表面的な側面しか興 味を示していない。また、自衛隊は技術や躾が 身につく一つの職業教育の場として、実利的に 認識される場合も多い。従って、自衛隊の国防 思想とか軍人としての精神基盤などには殆ど関 心が払われていない。自衛隊は、国防の基本方 針において, 民主主義を基調とするわが国の独 立と平和を守るとされているが、この方針を見 ても分かる通り、国家として守る精神的価値と いうようなイデオロギーを守る軍隊としては考

えられていない。少なくとも旧軍においては、 天皇を中心とした「国体護持」という明確なイ デオロギーが軍隊の精神的基盤にあった。この ことは、終戦後の8月27日、東久邇宮稔彦内閣 総理大臣が記者会見で「国体護持ということは 理屈や感情を超越した、固いわれわれの信仰で ある」と述べていることからも裏付けられる。 天皇を中心とした国体護持こそが国民の、そし て、軍隊の求心的イデオロギーであったのであ る。また、同総理は、「政府・軍隊の政策がま ずかったから、国体護持が果たせなかったのだ から、国民も含めて一億総懺悔をしなければな らない」とも述べた。彼は、皇族であり、内閣 首班として、天皇陛下に対する総懺悔が必要で あると痛感していたのであろう。

戦後の自衛隊は、国民の生命・財産を守るこ とを任務としているが、その背景となる思想性 は全くない。自衛隊は、日米安保条約により、 アメリカと共同してわが国への侵略事態に対処 するが, それは, あくまで受動的な警察的機能 に過ぎない。国家の思想とか価値観を求めての 「文明の戦い」を行う軍事組織ではない。この ような自衛隊の無機質な存在は、思想的に中立 の立場をとる行政機関としてしか国民には映じ ない。本来,人間の闘争において,生命を賭し て守るべきものは、最終的には精神的価値、す なわち思想であり、伝統であり、文化である。 国民の生命・財産を守る根底には、守るべき国 の伝統と文化があることを忘れてはならない。 中国人民解放軍は, 明瞭に中国共産主義という イデオロギーを守る軍隊であり、アメリカの軍 隊は,アメリカンスピリットという自由と民主 主義理念を守る軍隊であった。アメリカは、独 立戦争以来の自由と民主というイデオロギーと 敬虔なプロテスタントとしての正義の実現がア メリカンスピリットの根底にあった。それを守 るため強大な軍事力を持っている。その精神的 価値は、アメリカ軍隊の統率における根源となっている。

ところが、現代の日本にはそれが欠落してい る。今こそ新しい意味で、日本の「国体」を考 える必要がある。「ジャパンスピリット」の創 生である。平和とか経済を表看板にしても、そ れは、国家の現象であり、国家のあり方という 精神的価値にしようとするにはあまりにも皮相 的であろう。日本の平和憲法を強調する考え方 もあるが、日本の平和憲法は、アメリカのコミ ットで担保されているという事実を忘れるべき ではない。仮に、日本が単独で平和憲法を守ろ うとするならば, 現実的には強大な軍事力が必 要となろう。国際社会は激動している。政治力 と経済力、そして、その背景に軍事力があって こそ真の国家の独立と文化、そして誇りが守ら れる。そうでない国家は、国際社会では信頼さ れない。また、国際社会で信頼されない国家は いずれ必ず衰退する。日本は、2千年有余の歴 史と伝統を保持し、北東アジアでは唯一の文明 国である。このことの「誇り」が大切である。 しかし、国際政治の場においては、常にアメリ カの追随国として,存在感の乏しい国に終始し ている。今後は,日本は独自の文化発信が必要 である。その文化は、寛容な異文化包摂力と祖 先崇拝の伝統的信仰を基盤とした礼節の社会文 化であり, 正義と廉潔を尊ぶ尚武精神の文化で あろう。この文化価値への国民的求心力を創造 することが新しい国体の創造になるのではない かと考える。

#### おわりに

今まで四つの視点から、戦後の社会変貌に伴 う国民の国防意識の変化をさまざまな角度から 眺め、今後考えるべきいくつかの点について指 摘してきた。本稿を終えるにあたって、次の結 論的諸点について述べてみたい。

第一には、国防は、国民的合意と国民的共感が最も必要な国家の一大事業であるということである。この合意と共感を形成するためには、国防に関する情報が一部専門家のうちに留まることでなく、広く国民に公開され議論が深められなければならない。そして、議論の過程の中で国防に対する国民意識の向上を図って行くことが重要である。また、国防問題を単に社会科学上の問題として扱うのではなく、人文科学的な視点から幅広く把握分析することが肝要である。「人の意識」の問題こそ国防の根幹であり、これがしっかりしていないと軍隊組織は「張子の虎」となる。そして、その意識こそが国防思想の根幹である。この確立が極めて重要であるということである。

第二は、国防に関し、現実的な国民意識を醸 成することが最も重要な政策の一つであるとい うことである。それは、社会の変遷・動向に大 きく影響される問題であるから, 社会の動きに 対して、マクロ的にかつ長期的スパンから国民 意識の動向を眺めなければならない。同時に, 国民意識の心理的側面をミクロ的かつ精緻に分 析し、国民の国防意識を願望で捉えてはいけな い。また、国家の資源は有限である。これをど のように配分し国家の安全と国益の追求を図っ て行くかは国家戦略の根幹部分である。従って, 国民と軍隊の関係を合理的かつ動態的に把握し て、社会政策において国民の納得する資源配分 を目指さなくてはならない。このためには、社 会構造の分析や社会意識変化の分析を社会的存 在である軍事と関係付け総合的に研究する「軍 事社会学 | の学際的活動が必要となるのではな いか。

第三は、国防にとって、絶対平和主義の幻想 は極めて有害であるということである。このこ とを国民に辛抱強く啓蒙することが大切であ る。日本の識者の誤った平和論のシグナルは、 日本を不幸に陥れる。外交と軍事の連動という 冷厳なリアリズムに顔をそむけてはならない。 現代の日本は、日米安保体制の平和が永久に続 くと誤認し、社会的インフラも社会構造も外敵 の侵略対処には極めて不適である。日本は戦後 から一貫して繁栄の道を歩み続け、永久平和を 錯覚し続けてきた。その平和が永く続くもので ないことは、最近、国民の間で認知され始めて きた。北朝鮮の核兵器脅威など身近に平和を破 壊する事象がわれわれの眼前に迫ってきたため である。

第四は、国防教育のタブー視から早く脱却す ることである。国防の知識を公教育の中にもき ちんと採り入れるべきである。いつまでも軍事 に関することをタブー視して、幻想的な平和論 のみを教育していては、正しい国際人として, バランスのとれた人材は育たない。現在の政治 家,中央・地方の役人,学者,その他社会的指 導者の殆どが軍事音痴である。しかし, 欧米は そうではない。軍事を知悉している層が厚いの である。国際的にも軍事音痴は嘲笑を受けるだ けである。このため、教育の制度と内容を抜本 的に改革する必要がある。この際、私益優先の 経済モラルだけでなく、国民として祖国を守る 名誉と勇気を称賛し、怯懦を恥じる社会モラル の再生に力を注がなくてはならない。これを再 生しないでは、国家の繁栄は図れない。

第五は、国家への忠誠と奉仕は至高の価値であることの国民精神を再構築することである。 それには、日本の伝統的な尚武の精神を公教育、社会教育の場にしっかりと組み込まなくてはならない。最近は、社会正義に対して鈍感で、実利的な事ばかりが称揚される時代であるが、この人間社会における歪んだ考え方を修正するのは「武士道精神」を見直すことから始めなくてはならない。全てを私益基準で考える社会風潮 を正し、社会への奉仕の尊さを自覚させることが重要であろう。更に、日本の支配層が高い倫理性と責任感を有していることが大切である。利権に狂奔する支配層に政治を委ねてはならない。武士道の根底にある徳性を今一度復権させ、父性社会の衰退を考え直し、社会の不正義に敢然と立向かう尚武の精神を涵養すべきである。

第六は、現代の日本は、急迫した脅威に曝さ れている状況はなく、他国に敵愾心を持つ社会 の求心力は存在しない。従って、国防について も緊迫した意識は国民の間にはない。今日の多 様な社会ではそれでよいという考え方もあろう が,筆者は,そのような曖昧な国防観でよいと は思わない。戦前日本の国防一色の考え方は採 らないにしても、変転する国際情勢に備えるた めには、日本の自主的な国防観が確立されてい なければならない。その上での日米安保体制で はないのかと考える。そして、日本の伝統を基 盤とした国家への何らかの求心力となるものが 必要であることは確かなことである。それが、 国民の愛国心や国を守ることへ参加する基本的 なモチーフになって行くのではないか。やは り、アジアで確固とした伝統を誇る日本国家の アイデンティティをしっかり確立することが急 務である。

#### 参考文献

- · 藤井徳行著『近代日本政治史研究』北樹出版: 1980年 6 月
- ・加藤 朗他共著『戦争―その展開と抑制』勁草

書房:1997年8月

- ·西部 邁著『戦争論―絶対平和主義批判』日本 文芸社:1991年6月
- ・吉田 裕著『日本人の戦争観』岩波書店:1995 5年7月
- ・細谷千博著『日本外交の軌跡』日本放送出版協 会:1993年2月
- ・竹前栄治著『占領戦後史』岩波書店:1992年8 月
- ・飯塚浩二著『日本の軍隊』岩波書店:1991年11 月
- ・池尻久和著『安全保障体制の研究』晃洋書房: 2000年 4 月
- · Richard B. Finn \( \text{MacArthur}, Yoshida and post \) war Japan \( \text{University of California} : 1992 \)
- · MacArthur \( \text{Douglas MacArthur reminiscences} \)
  Time Inc Publication:
- · Harry S. Truman Memorize by Harry S. TRU-MAN Doubleday and Company Inc: 1955
- · George F. Kennan 「MEMOIRS, volume I, 1925–1950」
- ・山口喜一著『人口と社会』東洋経済新報社: 1990年6月
- ・山本 肇著『少子亡国論』かんき出版:1998年 5月
- ・金子 勇編著『高齢化と少子化社会』ミネルヴ ァ書房: 2002年5月
- ・クラウゼヴィッツ著(淡徳三郎訳)『戦争論』 徳間書店: 1995年8月
- ・新渡戸稲造著『武士道』三笠書房:1993年2月
- ・総務省統計局編『2002年版:世界の統計』
- ・防衛庁編『平成14年度版:防衛白書』
- ·原 剛·安岡昭男編『日本陸海軍事典』新人物 往来社:1997年8月
- ·吉田 茂著『回想10年』(全4巻)新潮社: 1957年

## バイオテロリズムについて

翼 肇\*

今までは生物兵器の脅威は軍事的分野のみを 考えればよいことであったが、オウム真理教事 件、2001年の米国の炭疽菌テロの出現をみるに あたって、平時におけるバイオテロリズムの脅 威の対処の重要性が一段と高まってきている。

バイオテロリズムは、攻撃される標的があって、攻撃する能力とその攻撃を実行する意思を持っている個人あるいはグループがあって成立するものである。バイオテロリズム対処の困難性は、国民に向けられた脅威の規模が的確に算出できないことであり、しかも発生予知あるいはテロリストの行動を封じ込めることが不可能に近いか、不可能と考えられるからである。

生物兵器やバイオテロリズムについて体系づけたものも一部に見られるが、本稿ではバイオテロリズム対処の困難性がどこにあるのかを、生物兵器研究のジレンマから順次に解きあかしてゆく。バイオテロリズムの危機前兆の発見から予防策、封じ込め策等についてはさらに専門家の手をわずらわした。

#### 1. 生物兵器研究のジレンマ

わが国では第2次世界大戦後に微生物の軍事 的研究が諸外国に比べ大きく遅れてしまった。 特に,生物兵器に関連する研究は全く行われて

\* 元防衛医科大学校副校長

いなかった。しかし、現在の生物兵器の脅威に 対して、手をこまねいていることはできず、積 極的に情報を入手し、防御的研究を押し進め、 対策を確立する緊急の事態となった。

生物兵器研究にはある種のジレンマが伴うが、このジレンマを大胆に解析することは筆者の力量をこえた課題であるので、1960年に「獲得免疫寛容の発見」によってノーベル医学・生理学賞を受けた M・バーネット(F. Macfarlane Burnet)が今から四十余年前に「伝染病の生態学」(原題:Natural History of Infectious Disease. Third Edition)のなかで生物兵器について、次のような示唆に満ちた記述を行っているので、これを借りることにした<sup>1)</sup>。

「第2次世界大戦の初期から、病原細菌を戦争目的に使用するための研究が盛んに進められていることは事実である。イギリスとアメリカの研究室で行われた仕事の多くは、いろいろな分野の細菌学者にとって大変興味深い結果が得られており、専門雑誌にも公表されている。他の国々では自国で細菌兵器の研究が行われていることを公表していないが、どこの国の軍隊でもこの問題について何らかの方法で深い関心をよせているに違いない。発表された論文によると、1945年から46年にかけて炭疽菌とボッリヌス毒素とが詳しく研究されたが、野兎病とオーム病の病原体についてもある程度の注意が払われていた。経験をつんだ細菌学者なら誰でも、

危険な細菌を戦争目的に使用するには非常な困難がいろいろあることはよく知っている。しかしまた、その困難の多くは、全く技術的なものであることもよく知っている。軍事施設の研究者たちが、この技術上の困難をどこまで克服し得たかということは、細菌兵器が実際の戦争に使用された時にはじめて明らかにされることである。

したがって、どんな種類の菌が研究の対象と して取り上げられているのか、その菌を散布す るのにどんな方法が開発されているのか等とい うことを推測することは無駄な努力というべき であろう。想像され得る可能性としてはいろい ろなものがあるが、事の本質は次の点である。 すなわち、1つの部屋のなかで細菌の霧を作り、 その中で1,2回呼吸した動物はすべて、その 後適切な治療を受けない限り、死亡してしまう 状態を作り出すことが可能である。敵国の都市 やその周辺の大気をこのような状態にすること も可能であり、過去の経験から、道徳的、心理 的,技術的,工業的及び軍事的な障害によって この可能性の実現がはばまれるであろうなどと 考えることはおろかなことである。確実に言い うるのは、技術上も困難さは毎年毎年少なくな っているということである。(中略)

戦争の可能性が存在する限り、生物兵器も進歩するであろうし、また1つでも完成したものがあれば、戦争がはじまった場合にすぐさま有力な武器として使用されるであろう。細菌兵器はこれまでの兵器とは全く性格の異なるものであるということを別にすれば、他のいろいろな殺人手段と比べてそれが特に非人道的問題であると考える根拠は何もない。」

このようにバーネットは、実際に生物兵器研究が持続的に行われていること、技術上の困難 さが克服されつつあること、生物兵器が進歩していること、戦争で使用されるであろうこと等 を指摘していた。この指摘はそのまま現時点で もあてはまっている。

その指摘どおり公表された部分から生物兵器の全貌を把握することは不可能である。しかし、公表されない部分の推測、障害となっている周辺技術の克服の進み具合等を勘案すれば、ある程度の新しい生物兵器の出現の可能性を知ることができる。

再び、バーネットの言を借りると、「世界に 唯一の権威が確立し、平和を維持しようとする その機能に対して敢えて挑戦するどんなグルー プに対しても武装解除を強制し得るようになる までは、細菌兵器について研究が進められてい くであろう。その過程においては、予防医学に も応用できるような重要な発見がなされるかも 知れない。特に敵が細菌兵器を使用した時の防 御という面で有効な方法が見出されるであろう」と語っている。

#### 2. バイオテロリズムの発生例

平成13年(2001)に米国で炭疽菌芽胞を利用し たバイオテロリズムが発生し, マスコミ, 議会, 郵便、警察、政府の関係者だけでなく、一般市 民にまで発症者と死亡者を出した。炭疽に感染 した症例は、疑似を含めて22人、このうち吸入 炭疽(肺炭疽)は11人であり、この肺炭疽患者 のなかから5人の死亡を出している。残りの11 人は皮膚炭疽であり、7例が確定されていたが、 4人は疑似であった。この炭疽菌テロでは肺炭 疽と皮膚炭疽の患者が同数発生していたが、死 亡者はすべて肺炭疽であり、肺炭疽の致死率の 高いことが改めて確認できた20。また、郵便物 から出て空中を浮遊した炭疽菌芽胞の危険は吸 入ばかりでなく、皮膚炭疽に感染する機会の多 いことも示していた。炭疽菌テロ犯行の動機は 金銭的利益であろうとの見方が強いが、犯人が 逮捕されていないので真の動機は不明である。

米国で細菌を使用した犯罪としては、1984年 にオレゴン州のサラダバーで故意のサルモネラ 菌汚染によって751人の食中毒患者が出た。こ れは、オレゴン州のダレス市(人口約1万人余) で選挙妨害のために新興宗教集団(Raineeshee cult) が10軒のレストランの食事に Salmonella typhimurium (ネズミチフス菌) を混入したも のであった。751人の患者は, 男性310人(41%), 女性441人(59%)であり、年齢は乳児から87 歳まで分布しており、平均33歳であった。少な くとも45人(6%)が入院した $^{3)}$ 。

また、1996年にはテキサス州の大きな病院の 検査センターでマフィンとドーナッツを食べた 検査技師の間に志賀赤痢菌2型の集団発生が起 こり、45人の患者が出た。志賀赤痢菌による患 者の発生は、米国では稀であり、この菌による 集団発生は珍しいものであった。 菌の性状は, 検査センターに保管されていたものと一致した が, 犯人は特定されていない<sup>4)</sup>。

わが国における意図的な食品汚染(バイオテ ロリズム)は、1960年代に「千葉大学チフス事 件」5)として起こっていたが、1人の異常な医 師の犯罪として今では忘れ去られているが、米 国ではサラダバー事件の新興宗教集団、と同じ ように論じられている<sup>6)</sup>。

この千葉大チフス事件の概略は、昭和39年 (1964) 9 月から41年(1966) 3 月に至る約1年6 か月の間にチフス菌または赤痢菌を犯行手段と して13回の同種犯罪を実行し、合計64人にのぼ る多数の者を腸チフスないし赤痢に罹患させ た。犯行は、チフス菌や赤痢菌を食品に接種し て食べさせたり、診察または治療に名をかりて 注射したり経口投与したものであった。

この他にわが国ではオウム真理教が1990年4 月に噴霧装置とボツリヌス毒素を入れたタンク を搭載したトラックで、横浜の米軍基地と横須

賀の第七艦隊司令部に生物攻撃を仕掛け、その 後で成田空港に移動したとされる事件があっ た。この3か所にボツリヌス毒素を噴霧したが、 死傷者の発生は全くなかった。1993年6月に東 京都内で車によるボツリヌス毒素、建物の散布 装置から炭疽菌芽胞をそれぞれ散布したが、失 敗に終わっている。このオウム真理教の生物剤 攻撃が失敗したことは、生物剤の兵器化の難し さを示していたが、しかし、オウム真理教の生 物戦研究の実態は、生物剤がカルト集団でも実 験室内で製造可能な技術であり、しかもその生 物剤を実際に市中で使用し、被害を与えようと したことである<sup>7)</sup>。

米国の炭疽菌テロで炭疽菌芽胞の迅速検出用 検知器材として、携帯型の「Smart Tickets」が 使用されていた。

この Smart Tickets (Sensitive Membrane Anitigen Rapid Test identification tickets) は、 検体中の炭疽菌芽胞がキット中の金コロイド標 識抗炭疽菌芽胞抗体と抗原抗体複合体を形成す るのを利用したもので、金コロイド標識が凝集 されると、この粒子が肉眼で視認でき、目標と する抗原の有無は色の変化として、検知器具上 に小さな赤い点で現れるので、利用者は付属の カラーチャートと比較して判定する。

Smart Tickets は炭疽菌用とボツリヌス毒素 用の2種類があり、1991年の湾岸戦争時には米 軍の各兵士に配付された<sup>8)</sup>。

米国の CDC (Centers for Disease Control and Prevention) は Smart Tickets が推奨できる 検査法としての十分な科学的データが示されて いないので、このキットの有効性及び正当性が 不明であると、2001年10月22日に勧告してい  $3^{9)}$ 

その勧告は、この検査法の最小検知限界が炭 疽菌芽胞10,000個とみなされるので、この芽胞 数は検体あるいは地域の汚染がひどくないと確 保できないこと、そのため、汚染レベルが低い 箇所では結果が陰性となり、本来の役割を果た せない問題が生じたこと、また、環境中の非炭 疽菌に属するバチラス属の芽胞によって陽性に なることもしばしばあること、患者の診断、予 防内服の決定にこのキットは用いるべきでない こと、という内容であった。

この CDC の勧告は、Smart Tickets の信頼性に疑問を投げかけたが、解決策には言及していない。軍用に開発された検知器材がバイオテロに直ちに適用できないことは、もともと開発の基本姿勢が異なるので当然の結果であろう。しかし、検知器材の検知感度を高めてしまうと、かえってバチラス属のように環境に常在している微生物に反応してしまい、自然由来であるのか意図的に散布されたものであるのかの判断が困難になってしまう危険がある。

生物兵器は大量破壊兵器の一種であるが、同じ生物兵器がバイオテロリズムに使用されたときは、このように検知器材1つをとっても、バイオテロリズム対処が軍事用と同じでないことが分かる。

## 3. バイオテロリズムに潜在的脅威の ある生物剤

バイオテロリズムに対する医学的準備は、公 衆衛生的対処であり、具体的には個別の健康危 機管理となる。米国の CDC は、既に2000年に 発表してあった潜在的脅威のある生物剤を2002 年に小幅に見直している<sup>10)・11)</sup>。見直しの基準 として、疾病の発生及び疾病による死亡が公衆 衛生活動に衝撃を与えるもの、生物剤が安定性 を持ち、多数の人々に送達できる可能性のある

表1 生物剤の潜在的脅威に関するカテゴリー分類

生物剤名	疾 病 名
Category A	
Variola major	痘瘡 (天然痘)
Bacillus anthracis	炭疽
Yersinia pestis	ペスト
Clostridium botulinum (botulinum toxins)	ボツリヌス中毒
Francisella tularensis	野兎病
Filoviruses and Arenaviruses (e. g., Ebora virus, Lassa virus)	ウイルス性出血熱
Category B	
Coxiella burneti	Q 熱
Brucella spp.	ブルセラ症
Burkholderia mallei	鼻疽
Burkholderia pseudomallei	類鼻疽
Alphaviruses (VEE, EEE, WEE)	ウイルス性脳炎
Rickettsia prowazekii	発疹チフス
Toxins (e. g., Ricin, Staphylocaccal enterotoxin B)	中毒症候群
Chlamydia psittaci	オウム病
Food safty threats (e. g., Salmonella spp, Escherichia coli o157: H7)	食中毒
Water safty threats (e. g., Vibrio cholerae, Cryptosporidium parvum)	水系感染症
Category C	
Emerging threat agents (e. g., Nipah virus, hanta virus)	

(注:VEE;ベネズエラウマ脳炎, EEE;東部ウマ脳炎, WEE;西部ウマ脳炎)

もの、毒力のある生物剤を大量生産できるもの、 ヒトからヒトへ感染が可能なもの、市民に明ら かな恐怖を与えるもの、市民生活を破擾させる もの等をあげている。この内容の変更は、2001 年の炭疽菌テロを反映したものである。

新たな生物剤の分類は、公開されている米軍、オーストラリア・グループ、ジョンスホプキンス大学の Working Group on Civilian Bio-defense、CDC 自身等の報告書からバイオテロリズムに使用されるであろう生物剤の潜在的脅威を表1のように従来と同じようにカテゴリーA、B及びCの3区分である。

この分類をみると、カテゴリー A に属する 生物剤の脅威は高いが、この分類そのものはバ イオテロリストの使用の優先順位を考慮したも のでなく、公衆衛生や医療の対処の困難さをも とに区別したものである。もちろん、今までの 生物剤の故意の使用状況や開発国の関心の高い 生物剤等もこれに加味されている。カテゴリー Cに入っている生物剤は、病原体の生態が十分 に解明されていない新興感染症の病原体であ る。この新興感染症の病原体が生物剤として利 用されれば、その脅威は予測できず、対処も困 難を極めるであろう。カテゴリー A に属する 6 種及び新興感染症病原体を除くと、生物剤の 多くはカテゴリー B に属している。

一方、わが国でもバイオテロリズムに対する 対処能力の向上が国家的施策として行われ始め ている。生物剤は種類によって対処法が異なる ので、対象生物剤の特定が行われなければ、こ の対処能力の向上は図れない。一般に脅威とし てあげられている生物剤は、大規模な感染症の 発生を引き起こし、公衆衛生と医療現場では大 きな影響を与えるものである。

筆者は、わが国に脅威となる生物剤の種類を 次のような基準で判断している。

① 予測できる感染率及び致死率が高く,公

衆衛生及び医療現場が受ける衝撃が大き く、社会基盤に影響を及ぼすもの。

- ② 人為的に生物剤の環境中での安定性の確保,大量生産施設の稼働,密集人口への散布法の確立等の技術が完成している可能性が高く,散布後に水平感染が起きると予測されるもの。
- ③ 国民が恐怖と社会の破壊をもたらす生物 剤であることを容易に理解でき、社会を混 乱に陥らせるもの。
- ④ 感染症サーベイランス事業,薬剤備蓄, ワクチン備蓄及び接種等の政府の実施する 健康危機管理の準備に相当の時間と予算を 必要とするもの。
- ⑤ ただし、予想される遺伝子操作型の生物 剤は、公衆衛生上や医療上での対処が不明 であるので、当分は対処の検討項目に含ま ないものとする。

この判断基準に準拠すると、CDCのまとめた表1の生物剤のカテゴリー分けは妥当である。

例えば、わが国のカテゴリーAに対する対 処法の欠落部分をまとめると、表2のようにな 2

CDCで分類したカテゴリーAに属する6種の生物剤に対するわが国の対処は、痘瘡を確実に予防できる痘瘡ワクチンの備蓄が不十分であること、その他の5種の生物剤に対する当該ワクチンがないので、これらの感染症に対して、医学的予防手段が脆弱である。しかし、この欠落している部分の整備は、模索中であり、有事に際し、医学的防御手段のないことは、行動に足かせとなる。

痘瘡を除く、炭疽、ペスト、野兎病、ウイルス性出血熱は、人畜共通感染症(zoonosis)に属するもので、生物剤のエアロゾル攻撃が行われれば、ヒトの感染ばかりでなく、家畜や野生

感染症名	対 処 法
痘瘡 (天然痘)	国内メーカで生産しているが、ワクチンの確保量は不十分である。治療薬の開発が行 われていない。
炭 疽	国内で認可されたヒト用ワクチンが入手できない。
ペスト	エアロゾル攻撃に効果のあるワクチンがない。
ボツリヌス中毒	有効な免疫手段であるボツリヌストキソイドの市販品がない。
野兎病	国内で認可されたワクチンが入手できない。
ウイルス性出血熱	ほとんどの出血熱に対するワクチン及び治療薬がない。

表 2 カテゴリー A に属する生物剤で起こる感染症の対処法の欠落部分

生物にも感染し、病原体の常在化が生じ、風土 病になる危険性を高くし、いわゆる生物剤に由 来した感染症の汚染を招いてしまう。

表1のなかの人畜共通感染症は、ウイルス性出血熱のなかの黄熱(黄熱以外のウイルス性出血熱は不明であるが、動物との接触の疑いが濃い)、ウイルス性脳炎、細菌性疾患として炭疽、ペスト、野兎病、ブルセラ症、鼻疽、類鼻疽、オウム病、リケッチャでは Q 熱、原虫ではクリプトスポリジウム症である。

カテゴリー A に属する生物剤 (疾患) は、 痘瘡ウイルス (天然痘)、炭疽菌 (炭疽)、ペス ト菌 (ペスト)、ボツリヌス毒素 (ボツリヌス)、 野兎病菌 (野兎病)、フィロウイルス及びアレ ナウイルス (ウイルス性出血性熱;エボラ出血 熱、ラッサ熱) である。

このなかで天然痘は根絶されているので地球上での発生はない。この他の感染症は、わが国でボツリヌス食中毒を除くと稀にみられることがある。この CDC のカテゴリー A のうち、ウイルス性出血熱であるエボラ出血熱、マールブルグ病、クリミアコンゴ出血熱、ラッサ熱及びペストは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)で一類感染症に指定されている。

生物兵器に対する主な医学的防御の基本はワ クチン接種であるが, 従来, 生物兵器防御とし てのワクチンの研究を進めたことが全くなかった。多くのワクチンの研究、製造、備蓄等は民間レベルで行われており、国家がワクチンの備蓄に関与することはなかった。例外として、痘瘡ワクチンの備蓄がある。天然痘以外のカテゴリー A に属する感染症に対するワクチンは、我が国で認可されたものがない。

生物兵器の脅威を考えるうえで、今までわが 国に発生がなく、感染症法での指定が行われて おらず、治療薬やワクチン等で対処できない感 染症は、医学的防御を困難にしている。

表 3 は、脅威とされる生物剤の特徴を一覧にし、利用の便をはかろうとしたもので、この表の特徴は、エアロゾルによる病原微生物の感染量を大胆に示しているところにある。本表は、「防衛技術ジャーナル」の2001年 6 月号に掲載されたものを原著者の了解を得て改変してある<sup>12)</sup>。

## 4. わが国のバイオテロリズム対処の 欠落事項とその対策

テロ対策が行われ始めたことがマスコミによって報道される機会もわずかではあるが、知れるようになってきた。ここではバイオテロリズム対処の欠落事項を気のつくままにあげ、その対策を簡単に記す。

表3 生物剤の特徴について

					,		
生物剤名	水平感染	感染量(エアロゾル)	潜伏期	経 過	致 死 率	環境中の生存性	エアロゾル暴露によるワクチン予防
肺 炭 疽	つや	8,000~50,000芽胞	1~6H	3~5 H	高い	極めて安定(芽胞は 土中に40年間生存)	わが国にヒト用ワクチンはない (家畜用はある)。
ブルセラ症	なし	10~100個	5~60日 (一般に は1~2か月)	数週間から数か月	未治療で5%以下	極めて安定	わが国に認可されたワクチンはない。
U 7	쎭	10~500個	4時間~5日(一般 には2~3日)	1 週間内外	未治療で高い	エアロゾル及び淡水で不安定, 海水で安定	ワクチンはあるが、エアロゾルに よるデータはない。
鼻瓶	低い	約3,200個	エアロゾルで 10~14日	敗血症で7~10日	50%以上	極めて安定	わが国に認可されたワクチンは ない。
肺ペスト	高い	100個以下	2~3 H	1~6日 (一般には致死)	12~24時間以内でも 治療も効果なく, 高い	土壌中で1年以上 生体内で270日	ワクチンはあるが、エアロゾルに よるデータはない
野兔病	なり	10~50個	1~10日 (平均3~5日)	2週間以上	未治療であれば 中等度	湿った土壌中で 数か月	わが国に認可されたワクチンは ない。
Q v	海	1~10個	10∼40 H	2~14H	極めて低い	樹木及び砂中に 数か月	わが国に認可されたワクチンはない。
痘瘡 (天然痘)	高い	低いと推定 (10~100個)	7~17日 (平均12日)	4 週間	中等度から高い	極めて安定	従来の国家備蓄品に加えて, ワク チンの製造が行われている。
ベネゼエラ 馬脳炎	低い	10~100個	$2\sim 6~\mathrm{H}$	数日から数週間	低い	比較的不安定	わが国に認可されたワクチンは ない。
ウイルス性 出血熱	中等度	1~10個	4~21H	7 日から16日間に 死亡	ザイール株は高い スーダン株は中等度	比較的不安定	わが国に認可されたワクチンは ない。
ボツリヌス	なし	A型のLD <sub>50</sub> は 0.001μg	1∼5 H	24~72時間で死亡	呼吸補助がなけれ ば高い	貯蔵してある飲料水 及び食料中で数週間	ボッリヌストキソイドが効果がある が、わが国では生産されていない。
ブドウ球菌エン テロトキシン B	なし	30μg/人で 無能力化	吸入後3~12時間	数時間	1%以下	冷凍に抵抗性	わが国に認可されたワクチンは ない。
7 % (1	なし	$ ext{LD}_{50}$ t‡ 3 $\sim$ 5 $\mu$ g/kg	18~24時間	数日, 摂取後10~ 12日以内に死亡	崩い	安定	わが国に認可されたワクチンはない。
T-2マイコトキ シン	なし	中等度	2~4時間	数日から数か月	中等度	室温で数年	わが国に認可されたワクチンはない。

木平感染 (horizontal infection) とはヒトからヒトへの感染をいう。

- ① テロ全般に対する見通しが甘く、危機に対しての想像力が働かない。→国民に危機内容の教育を実施し、疑う眼を養い危機前兆の発見に努める。
- ② 危機内容が想像できないので、イスラエルのように国を挙げてのテロ対策が行われていない。→防護マスク、防護服のような個人用防護装具、ワクチン、予防薬等の備蓄を早急に行うこと。
- ③ 研究機関がないに等しい。→民間が自前でバイオテロリズムの研究を行う意思や能力を持っているとは考えられないので、国立の試験研究機関が必要である。
- ④ 国民レベルでのバイオテロ発生を予測しての訓練が行われていない。→大規模な対応行動を実施することによって、ワクチン備蓄量、隔離施設の不足等が判明して確かな封じ込め策ができる。
- ⑤ リスク分散の社会的基盤が薄い。→リスク分散は社会的基盤の整備に加えて、各自の自己責任であることを確認させる教育が必要である。

バイオテロリズム対処の欠落事項の整備は、 イスラエルや米国のような対策先進国に範をと り、国レベル、地方地自体レベル及び個人レベ ルのそれぞれの受持ち範囲で行うことになる。

本稿をまとめるにあたり、防衛庁技術研究本 部第1研究所第3部清水勝嘉博士に文献収集及 び校閲の労をわずらわしたことに深謝します。

- 1) F. M. バーネット著・新井 浩訳:伝染病の 生態学, 299-311, 紀伊國屋書店(東京), (1966)
- Thomas V. Inglesby et al.: Anthrax as a Biological Weapon, 2002, JAMA 287 (17): 2236– 2252, (2002)
- Thomas J. Torok et al.: A Large Community Outbreak of Salmonellosis Caused by Intentional Contamination of Restaurant Salad Bars, JAMA 278 (5): 389-395, (1997)
- Shellie A. Kolavic et al.: An Outbreak of Shigella dysenteriae Type 2 Among Laboratory Workers Due to Intentional Food Contamination, JAMA 278 (5): 396-398, (1997)
- 5) 判例特報:千葉大チフス事件控訴審判決,判 例時報 851号,21-172,(1977)
- W. Seth Carus: Unlawful Acquisition and Use of Biological Agent, in Biological Weapons, 211-231, The MIT Press, (1999)
- 7) トム・マンゴールド他著・上野元美訳: 細菌 戦争の世紀, 428-447, 原書房 (東京). (2000)
- 8) John Eldrige ed.: Jane's Nuclear, Biological and Chemical Defence 2000-2001, p. 76, (2000)
- 9) CDC: CDC Health Advisory (This is an official) Purpose: to update public and private labs and others on rapid test, October 18 2001, (2001)
- 10) 清水勝嘉:バイオテロリズム,防衛技術ジャーナル21 (9):10-18, (2001)
- 11) Lisa D. Rotz et al.: Public Health Assessment of Potential Biological Terrorism Agents, Emerging Infectious Diseases 8 (2): 225-230, (2002)
- 12) 清水勝嘉:対生物兵器防護技術の研究,防衛 技術ジャーナル21 (6):15-21, (2001)

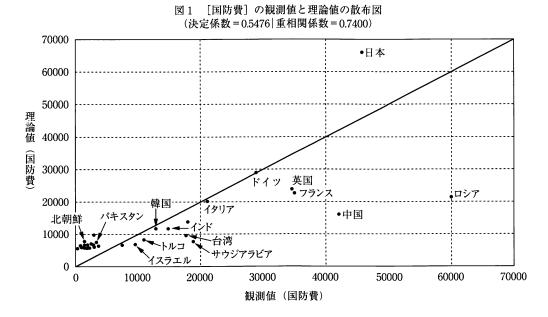
## 国防費から見た国際関係の一考察

井 内 宏\*

#### 一 研究の背景

国防費は、多ければ多いほど大きい軍事力を 有すると考えるのは、蓋然的には正しいように 思えるが、それが本当の実力と考えてよいのだ ろうか。例えば、防衛費の対 GNP がよく話題 になるが、その関係を2000年時点のドルベース で見ると、図1のとおりになる。

わが国は金額ではアメリカ,ロシアに次いで 世界第3位で決して少なくないが,図1による と経済的国力に見合わない防衛費となっている。更に、実力も世界第3位に相当するかといえば、はなはだ疑問である。実際、各国が軍事費の水準を決定づける背景には、このように経済的要因だけではなく、その国が立たされている国際関係の中で、軍事的脅威を含む様々な要因が考慮されている。例えば、同じ国防費を有するA国とB国があり、A国は、国際関係の中で軍事的脅威を感じて徴兵制をひき、B国は志願制をひいていたとすると、A国は実質的には人件費が少なくて済み、それだけ多くの装備



\* 元防衛庁分析主任研究官

品の整備に振り向けられる予算が確保できる。 また, 国防費支出の対象である装備品にしても, 例えば2つの国で同じ数量の戦闘機を有してい るとし、片方は最新鋭の戦闘機を配備し、一方 は旧式の戦闘機であった場合、能力の差は歴然 としている。しかし、その能力の違いが具体的 にどの程度なのかを判定するには、実際に両者 を戦わせてみるか、または、ある前提を置いて、 シミュレーションでも実施しない限り不可能で ある。ここで今、ある前提といったのは、戦闘 機は運用の形態によっていろいろな状況に対応 し、どのような場合を想定した戦闘なのかで、 大きく能力に違いが出てくる。このように,国 防費を構成する内容は、多種多様で複雑な関係 を持っているため、ある側面だけを捉えて結論 を導くのではなく、様々な側面からその主たる 要因を探り出して全体としての傾向をつかむの が、妥当ではないかと考えた。

本研究では国防費を決定する要因として、経済的な国力と徴兵制などの制度的な面および装備体系の面から国際比較を行い、主要国の趨勢とわが国の国防費の国際的位置づけと特性を導き出そうとするものである。なお、軍備の内容の捉え方如何によっては、その国の特性、位置づけも大きく変化する。例えば最近のイラクにおける米軍のITと精密誘導兵器を駆使した軍事革命に見るように、正確な情報とピンポイント攻撃が戦局を大きく左右することになる。本論文では、これらの最先端の状況まで盛り込むには余りにもデータが不足している現状から、やむを得ず確実な2000年時点の公表データで検討した。

#### 二 結果の要約

各国の国防費を3つの方向から検討し、次の 結果を得た。

- (1) 経済的国力,制度等を基にした国防費の 特性比較
- ① 戦術核は、少ない国防費の軍備を補完している。
- ② 徴兵制は、理論的には国防費を引き下げる効果がある。
- ③ 北朝鮮は、膨大な軍隊を維持するために 徴兵制をひき、GNPの14%も国防費に費 やしている。しかし、経済的国力は非常に 弱く、国際的に見て現在の軍備を維持する には国防費は低くすぎる。このことから、 実力としての軍事力はかなり低いと考えら れる。
- ④ 台湾は、中国と対峙し、多大の軍事費の 支出を強いられている。
- ⑤ 北朝鮮は、戦術核グループに非常に近い 位置にいる。軍事力および軍事費の不足を 戦術核で補完する可能性の高い国といえ る。
- (2) 上記(1)に加えて、装備品の数量を加味した国防費の特性
- ① 軍事力整備には、兵員を抑えて装備品を 充実するタイプの国と強大な兵員を保有す るタイプの国がある。
- ② インド,パキスタンと韓国,北朝鮮の互いに対峙する国が同じ特性のグループに属していて、微妙なバランス関係がより鮮明になった。
- ③ 国防費と装備力の関係を考察すると、国際的に見て日本の防衛費支出に対する装備力は、もっと高い位置にあるのが適当と考えられる。
- (3) 装備に質的条件を加味した分析 装備品に厳密な質的要素を加えるのは容 易なことではないが、一つの試みとして、 戦闘指数等を参考にして分析したが、相対 的な特性は上記(2)の結果と大差なかった。

北朝鮮については質的評価によって、公表されている装備数を減じた結果、国防費の理論値と観測値はほぼ一致した。従って北朝鮮の軍備の質は、公表数字よりかなり低いと考えられる。

#### (4) モデルの適合性について

上記(1)の方法は、用意するデータ項目が少なくて済み、モデルの信頼性も比較的高いので、手軽に扱うことができる。(2)の方法は、装備品のデータが必要になるが、モデルの信頼性は大変良い。(3)の方法のモデルとしての適否は、ひとえに質的評価の信頼性如何にかかっている。分析したモデルの適合性を示す尺度は、いずれも高い数値を示している。今後はデータの精度を上げれば、十分に信頼性の高い分析が可能であると考えられる。

#### 三 分析手法および使用したデータ

#### (一) 分析手法

本研究のアプローチは、ある事象に対する説明項目が複数存在し、その項目を整理し、全体としての特性を導き出すことにある。そのための分析手法として、多変量解析を用いることにした。ここでの多変量解析は重回帰分析、主成分分析および因子分析を用いた。

重回帰分析は、ある事象の結果とそれに関係する複数の原因の結びつきを最もありそうな形式(最小二乗法)で方程式に表し、原因と結果および原因相互の関連性を探り、また新たな事象の発生に対する予測などに適用するための手法である。本研究で使用した重回帰モデルは、原因と結果の関係を一次方程式として表したものである。特に原因が唯一の場合は、二次元座標平面上に直線として表現できるため、直線回帰分析といわれ、先の軍事費と GNP の関係はその例である。

主成分分析は、数種類のデータの要素を一つ

にまとめて特性(主成分)を抽出し、分析する 手法である。因子分析は、データの中に隠れた 要因(因子)を探し出し、分析する手法である。 これを数式で示すと、

i 主成分を  $F_i$ , i 因子を  $f_i$ , p 項目のデータを  $X_p$  とすると,  $F_i = \sum a_p X_p$ ,  $X_p = \sum a_{pi} f_i$  なる関係 を想定して  $a_p$  および  $a_{pi}$  を求めてデータの成分 F, 因子 f を求めることができるが, 詳しくは 参考資料を参照されたい。

#### (二) 解析データ

国別の国防費、徴兵制度に関わるデータおよび装備品等の数量データは、2000年の実績値を基にした。また装備品の機能、性能に関する評価データは、ジェームズ・F・ダニガン氏の著作を参考にした。

#### 四 各国の国防費の特性比較

## (一) 経済的国力,制度等を基にした国防費の 特性比較

#### ア 解析データ

解析データは、図2に示す36カ国の国防費とその説明変数としてGNP、兵役制度、正規軍人数、核保有の有無とした。なお、以下の検討に当たって、米国はGNP、国防費が諸外国に比べて余りにも大きいため、対象国に含めると全体の分析をゆがめる怖れがあるので分析から除外した。

#### イ 結果の分析

#### (ア) 国防費の実際額と理論値の関係

分析の結果,回帰式のデータの当てはまりの程度を示す決定係数は0.7742,観測値と理論値の相関度を示す重相関係数は0.8799と高い因果関係を示した。国防費の理論値と観測値(実績値)の乖離を示すと,図3のとおりになる。

図3で45度の直線より上にある国は、実際の

図2 解析したデータ

#	国 名	国防費	国富	兵役制度	正規軍人数	核保有
1	日 本	45600	4560000	0	24	0
2	中 国	42000	792453	1	231	1
4	インド	14700	474194	0	126.3	1
5	北 朝 鮮	2100	15000	1	108.2	0
6	ロシア	60000	1200000	1	97.7	1
7	韓国	12800	457143	1	68.3	0
8	パキスタン	3650	62931	0	62	1
9	トルコ	10800	211765	1	51.5	0
10	イラン	7500	98684	1	51.3	0
11	ベトナム	950	30645	1	48.4	0
12	ミャンマー	2100	36842	0	44.4	0
13	エジプト	2900	322222	1	44.3	0
14	イラク	1400	15385	1	42.4	0
15	台 湾	17600	314286	0	37	0
16	ドイツ	28800	1800000	1	30.8	0
17	タイ	2500	125000	1	30.6	0
18	ウクライナ	1100	32353	1	30.4	0
19	インドネシア	1500	166667	1	29.7	0
20	ブラジル	17900	639286	1	28.8	0
21	フランス	35000	1296296	1	27.4	1
22	イタリア	21000	1105263	1	23	0
23	英 国	34600	1384000	0	21.1	1
24	ポーランド	3300	157143	1	20.6	0
25	メキシコ	5300	530000	0	19.3	0
26	イスラエル	9500	106742	1	16.4	1
27	コロンビア	2000	80000	1	15.8	0
28	スペイン	7200	553846	0	14.4	0
30	サウジアラビア	18700	185149	0	12.7	0
31	アルジェリア	3000	44118	1	12.4	0
32	フィリピン	1500	83333	0	10.7	0
33	ユーゴスラビア	1800	18367	l	10.6	0
34	ルーマニア	941	37640	l	10.3	0
35	マレーシア	2800	87500	0	10.1	0
36	ペルー	878	67538	1	10	0
38	チリ	2900	87879	0	8.9	0
39	ブルガリア	354	12643	1	7.7	0

国 防 費:百万ドル 国 富:百万ドル

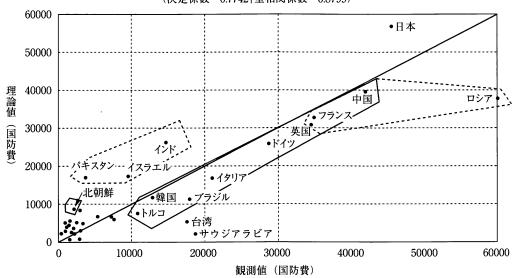
兵役制度:有(1)その他(0)

正規軍人数:万人

核 保 有:有(1)無(0)

国防費が理論値より少ないことを示している。 したがって、日本、インド、イスラエル、パキ スタン、北朝鮮は実際の国防費の支出が理論値

よりも少なく、ロシア、中国、フランス、英国、 ドイツ、イタリア、ブラジル、韓国、台湾、ト ルコは、実際の国防費の支出が理論値を上回っ



[国防費] の観測値と理論値の散布図 (決定係数=0.7742|重相関係数=0.8799)

ている。各国の特性については後述するが、こ こで分かることは、インド、パキスタン、イス ラエルは核を保有しており、これが少ない国防 費を補完している。逆に、ロシア、中国、フラ ンス, 英国も核を有し, 国防費を押し上げてい る。便宜上、前者の核を戦術核、後者の核を戦 略核と呼ぶことにする。

徴兵制の国防費への影響は、中国、フランス、 英国、ドイツ、イタリア、ブラジル、韓国、ト ルコに表れており、理論的には国防費を引き下 げている。

北朝鮮は、100万を超える軍隊を維持するた めに徴兵制をひき、GNPの14%の国防費を支 出している。しかし、そもそも経済的国力は非 常に弱く, 実質的な国防費はかなり不足してお り、現在の5倍強の軍事費を必要としている。 このことから、実力としての軍事力はかなり低 いと考えられる(厳密には、上記の5倍の有意 性については別途考慮する必要がある)。

台湾は徴兵制をひいていないが、中国と対峙 している関係上、中国と同じレベルの対 GNP 国防費5%を維持するために、実際の軍事費が 理論値を大きく上回っている。

わが国は、以上のいずれのパターンにも属さ ない位置にあり、また、防衛費の実際の支出額 は、理論値よりも約20%程度少ない結果になっ ている。

#### (イ) 国防費の特性比較

国防費を含む各項目を基に主成分分析を行う と,図4のとおりになる。

これは、特性を二次元の座標軸に表示するた め、最も情報量の多い第1主成分と第2主成分 で表示したものである(主成分分析では、各成 分の特性の説明度合いを情報量の吸収量で示し ている。この場合、全体の情報量は180(国 数×項目数) で, 第1主成分81.6, 第2主成分 44.7、両主成分を合計して126となり、両成分 で全体の約70%の特性が説明できることにな る)。主成分の内容について少し詳しく述べる と、図4の座標を時計回りに第1象限に入る国 は,経済力は強くないが,多くの軍隊と核戦力 を保持している。第2象限に入る国は,経済力

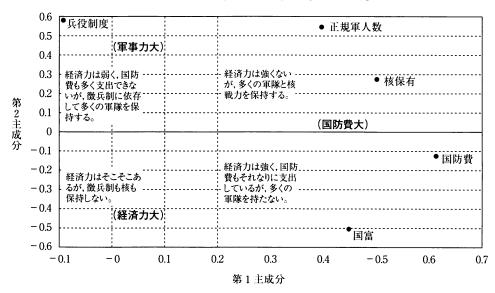


図4 主成分分析の[第1主成分]と[第2主成分]

は強く、国防費もそれなりに支出しているが、 多くの軍隊を持たない。第3象限に入る国は、 経済力はそこそこあるが、徴兵制はひかず、核 も保有しない。第4象限に入る国は、経済力は 弱く、したがって、軍事費を多くは支出できな いが、徴兵制に依存して多くの軍隊を保持して いる。また、代表的な国をプロットすると、図 5のとおりになる。

第1象限で目につくのは中国、ロシアが大きい軍隊と戦略核を保有している。フランス、英国も戦略核を保有しているが、経済力の違いから二分されている。また、戦術核の保有国としてイスラエル、パキスタン、インドがここに含まれている。

第2象限にはイタリア、ドイツ、日本の旧敗 戦国が入っている。特に日本は経済力の強さに 比べて低い軍事力で、中国、ロシアとは正反対 の位置づけになっている。徴兵制をひいている 国は総じて経済力は弱いが、ここに含まれるイ タリア、ドイツは経済力の強い国である。台湾 は徴兵制や核戦力に依存しない軍事力を維持し ている。

第4象限には北朝鮮,韓国が含まれ,特に北朝鮮は経済力が非常に弱いにもかかわらず,大きな軍事力を維持するために徴兵制に大きく依存している特性が表れている。北朝鮮,トルコ,韓国,ブラジル,イタリア,ドイツはいずれも徴兵制をひいているが,ドイツは経済力が強く,兵員は31万人,一方,北朝鮮は経済力は弱いが,兵員は108万人で,他の国はこの中間に位置しており,図に示した形状になる。

仮に、北朝鮮が、核を保有することになった 場合、強大な兵力と共に図の矢印のようにパワ ーバランスが変化すると思われる。

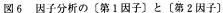
次にこれらの国を因子分析によりグループ化 すると図6のとおりになる。

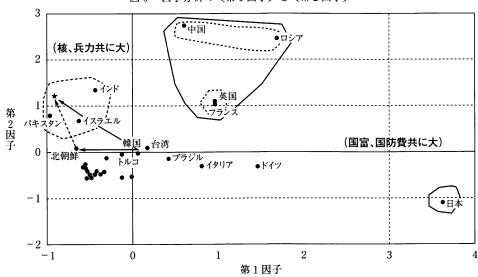
先に述べたことと重複するが、中国、ロシア、フランス、英国は戦略核グループで、そのうち、中国、ロシア、フランスは強大な軍隊を擁するグループである。ドイツ、イタリア、ブラジルは、経済力はあるが、徴兵制をひいている。インド、パキスタン、イスラエルは軍事力の不足



4 (軍事力大) 3 2 1 第2主成分 (国防費大) -2(経済力大) -3 -2 - 1 第1主成分

主成分分析の [第1主成分] と [第2主成分]





を戦術核でカバーしようとしている国と考えら れる。北朝鮮は先にも述べたとおり徴兵制の依 存度が強い国であるが、同時にインド、パキス タン、イスラエルにも非常に近い位置にいるた め、軍事力および軍事費の不足を戦術核で補完 する可能性が高い国といえる。

## (二) 経済的国力、制度等に装備品の数量を加 味した国防費の特性比較

#### ア 解析データ

前項の説明変数の項目に装備品の数量(以下, これを「装備力」という)として,図7に示す 戦車,艦艇,航空機,核装備等を付け加えて解 析データとして分析する。

図7 解析データ

			124 /	/31 1/1 /	·			
#	国 名	国防費	国富	正規	兵役	戦 車	兵員	火砲・
			да	軍人数	制度		戦闘車	ミサイル
_1	日 本	45600	4560000	24	0	840	360	880
2	中 国	42000	792453	231	1	8000	5000	17000
4	インド	14700	474194	126.3	0	3414	1350	4455
5	北 朝 鮮	2100	15000	108.2	1	3500	2500	10400
6	ロシア	60000	1200000	97.7	1	21820	14700	23352
7	韓国	12800	457143	68.3	1	1000	1740	4666
8	パキスタン	3650	62931	62	0	2300	1150	1752
9	トルコ	10800	211765	51.5	l	4205	650	2953
10	イラン	7500	98684	51.3	1	1565	350	3284
13	エジプト	2900	322222	44.3	1	895	220	1603
14	イラク	1400	15385	42.4	1	2200	900	2250
15	台 湾	17600	314286	37	0	100	225	1240
16	ドイツ	28800	1800000	30.8	1	2521	2110	2073
17	タイ	2500	125000	30.6	1	333	970	560
19	インドネシア	1500	166667	29.7	1	275	211	285
21	フランス	35000	1296296	27.4	1	809	599	794
22	イタリア	21000	1105263	23	1	1349	879	1390
23	英 国	34600	1384000	21.1	0	636	2984	475
26	イスラエル	9500	106742	16.4	1	3930	5500	1573
30	サウジアラビア	18700	185149	12.7	0	315	570	408
35	マレーシア	2800	87500	10.1	0	26	111	130

#	国 名	潜水艦	水上艦	戦闘機	輸送機	核弾頭	原子力 潜水艦
1	日 本	16	54	297	55	0	0
2	中 国	69	62	2900	513	450	1
4	インド	16	27	738	203	125	0
5	北 朝 鮮	26	3	621	300	0	0
6	ロシア	56	35	1538	354	5518	17
7	韓国	19	39	555	29	0	0
8	パキスタン	10	8	353	44	50	0
9	トルコ	13	23	505	91	0	0
10	イラン	6	3	283	58	0	0
13	エジプト	4	11	580	32	0	0
14	イラク	0	0	316	0	0	0
15	台 湾	4	32	482	37	0	0
16	ドイツ	14	14	434	112	0	0
17	タ イ	0	13	153	37	0	0
19	インドネシア	2	17	108	76	0	0
21	フランス	10	35	473	131	472	4
22	イタリア	7	22	329	48	0	0
23	英 国	16	34	427	53	200	4
26	イスラエル	0	0	446	160	200	0
30	サウジアラビア	0	8	348	45	0	0
35	マレーシア	0	4	71	35	0	0

国 防 費:百万ドル 国 富:百万ドル 正規軍人数:万人

その他は単体個数 (機, 隻等)

図8 「国防費」の観測値と理論値の散布図 (決定係数=0.8962|重相関係数=0.9467)

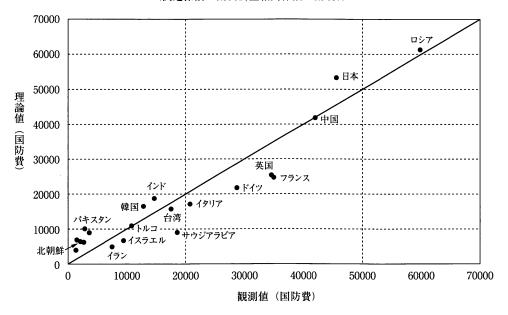
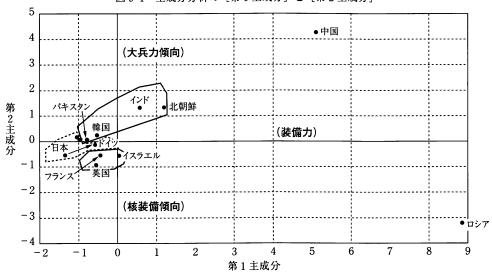


図 9-1 主成分分析の[第1主成分]と[第2主成分]



#### イ 結果の分析

## (ア) 国防費の実際額と理論値の関係 装備を含めた説明変数を基に国防費の理論値を 計算し,実際の支出額と対比すると図8のとお りになる。

結果は、決定係数0.8962、重相関係数0.9467

とかなり高い因果関係を示している。

図3に比べて全体的に乖離が小さくなり、モ デルとしては大幅に改善されている。

#### (イ) 各国の軍事特性比較

主成分分析の結果を示すと、図 9-1 のとおり になる。なお、主成分分析では、偏りの強いデ ータが入ると分析結果をゆがめるおそれがある。例えば、水上艦の勢力が日本に大きく偏っているのと内陸国では当然のことながら全く保有していない。このような事情から、以下の分析では海上勢力としての水上艦と潜水艦を除いて検討する。また、経済力、国防費に関する項目は前項で検討済みなので除いた。

全体の情報量は168,第1主成分124,第2主成分35,合計154となり,両主成分で95%の特性が説明できる。図9-1によると,大きくはロシアの方向に向いている国と中国の方向に向いている国に分けることができる。

英国、フランス、イスラエルはロシアの方向 に向いている。これらの国は、核保有の目的を 抑止に置いていると思われる。

北朝鮮、インド、韓国、パキスタンは中国の 方向に向いている。これらの国は、軍事費の不 足を徴兵制により軍隊を大きくするか、戦術核 で補完するかの道をとっている。北朝鮮と韓国 およびインドとパキスタンは両国とも互いに対 峙している国であり、経済的国力が弱いため十 分な軍事費を支出できない中で、軍事力を醸成 しなければならない事情が窺われる。

図 9-1 の点線で囲んだ国々の中で、わが国の 防衛費と装備力の関係について考察すると、国 際的に日本は防衛費に比して装備力は現在の位 置より右寄り、即ち矢印の近辺の装備力が適当 と考えられる。このような装備力のギャップが 生ずるのは、わが国は他の国に比べて人件費や 装備品の調達費用の高さなどに起因しているも のと思われる。

図 9-2 は因子分析の結果である,

インド、韓国、北朝鮮は同一のグループに入っており、また、主成分分析との関係からパキスタンは同じグループに属していると考えられる。

#### (三) 装備に質的条件を加味した分析

前項では装備品の実数だけで分析したが、これには装備の能力、質的な要因が欠けている。 前項では、例えば、戦闘機を数量だけで分析したが、これは同じ質、即ち同じ能力の戦闘機であるという暗黙の了解の下で分析したものである。研究の背景にも述べたが、最新鋭の戦闘機

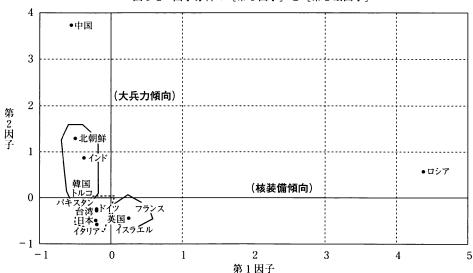


図 9-2 因子分析の[第1因子]と[第2主因子]

と旧式の戦闘機では能力に歴然とした差があ る。装備品の質的評価の確たる方法はないが、 一例としてジェームズ・F・ダニガン氏が考案 した戦闘指数(コンバット・バリュー)の概念 を導入してみることにする。彼はウォーゲーミ ングの専門家であり、また長年にわたっていろ いろな兵器について破壊力、運用の難易性、信 頼性の評価等を試みてきた。戦闘指数は、その 成果を踏まえて能力を評価したものである。例 えば、米ソの師団について、その内容を細かく

分類し, 異なった種類の師団が保有する兵器に 戦闘指数を与えた結果が報告されている。それ によると、米国の師団の戦闘指数は、ソ連の師 団の戦闘指数の1.8倍ということになる。その 当時のソ連の師団数は227だから米国の師団数 換算では127ということになる。また別の例を 挙げれば、彼が設定した評価指数を用いて(図 10-1), 各国が保有する戦闘機の質的趨勢を主 成分分析すると図10-2のとおりになる。

図10-2で実線の囲みはロシア、中国系の戦

図 10-1 戦闘機の評価

#	機種名	所属国	要撃能力	攻撃能力	ソーテー数	戦闘能力	電子装置能力
1	F-104	米 国	13	17	9	5	4
2	F-111	米 国	19	130	10	3	9
3	F-14	米 国	51	83	10	8	8
4	F-15	米 国	81	144	12	12	7
5	F-16	米 国	79	99	14	11	6
6	F-18	米 国	80	124	14	10	7
7	F-117	米 国	61	81	9	3	30
8	F-22	米 国	181	207	12	14	12
9	F- 4	米 国	29	69	12	6	5
10	F- 5	米 国	15	16	15	6	2
11	ミラージュiii	フランス	17	8	11	6	3
12	ミラージュ2000	フランス	48	65	12	10	5
13	ミラージュF1	フランス	20	23	12	7	3
14	クフィルC2	イスラエル	32	31	14	9	3
15	トーネード	NATO	54	97	10	8	9
16	ジャギュア	NATO	12	35	12	3	4
17	アルファジェット	NATO	6	10	12	3	2
18	F-6/A-5	中国	3	1	9	5	1
19	F-7	中国	11	5	9	5	3
20	MiG-21	ロシア	9	6	9	6	2
21	MiG-23	ロシア	24	18	10	8	4
22	MiG-25	ロシア	6	9	6	4	4
23	MiG-27	ロシア	21	35	10	6	5
24	MiG-29	ロシア	45	36	12	10	5
25	MiG-31	ロシア	12	24	6	6	6
26	Su-17	ロシア	4	11	7	3	3
27	Su-21	ロシア	17	10	7	7	5
28	Su-24	ロシア	18	80	8	5	7
29	Su-25	ロシア	3	17	11	2	2
30	Su-27	ロシア	35	42	9	10	6
31	Su-7	ロシア	2	1	9	3	1

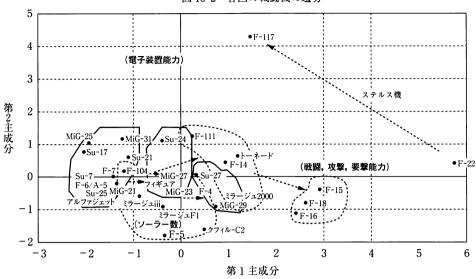


図 10-2 各国の戦闘機の趨勢

闘機の推移を表し、破線は米国、フランス、 NATO系の戦闘機の趨勢を表している。その 結果、ロシア、中国が保有する戦闘機は米国の 1世代前に属し、米国の最新鋭の戦闘機と比べ て能力的にかなり遅れていることが分かる。

#### ア 解析データ

装備品に厳密な質的要素を加味することは、 装備品の特性、運用が多岐にわたり、容易なこ とではない。一案としてジェームズ・F・ダニ ガン氏の著作の個別の装備品の性能指数を援用 して、大まかな性能比較の換算係数を求め、前 項の装備数量に乗じて求めたものが図11であ る。

これは米国系、NATO系、ロシア系、中国系、発展途上国系または、武器移転等による多国籍系などを考慮して、図7を換算したものである。

#### イ 結果の分析

### (ア) 国防費の実際額と理論値の関係 分析結果は、図 12 のとおりである。

決定係数0.9381, 重相関係数0.9686で前項に 比べて若干上昇しており,全体として理論値と 観測値の乖離は一層小さくなっている。ここで、 北朝鮮の国防費の観測値と理論値を整理しておくと、第一部の兵力のみの場合は5倍強、第二 部の装備の実数では3倍強、第三部の質的評価 を加えた場合は、ほぼ同額になっている。国防 費は、その国の装備力を反映していると考える なら、同国の軍事的実力は公表数字よりかなり 低いと考えられる。

#### (イ) 各国の軍事特性比較

因子分析のグルーピングを踏まえた主成分分析の分析結果は、図13のとおりである。

特性の説明度合を示す情報量も前項とほとんど変化はない。ただし、質的な換算係数で相対的に数量が増加した国は装備力が増して右寄りになっている。この中で日本とドイツを比べると日本の防衛費はドイツより6割ほど多いが、装備力はドイツより劣っている。この原因は前に述べたとおりである。

ここに導入した装備品の質的要素は、厳密な評価の下で行われたものではないが、総じて米 国系の装備が能力的に優位の下に行われており、評価によってはまた異なる結果が出ると思

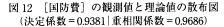
図11 解析データ

				2 /41 PT /				
#	国 名	国防費	国富	正規 軍人数	兵役 制度	戦車	兵員 戦闘車	火砲・ ミサイル
1	日 本	45600	4560000	24	0	840	360	880
2	中 国	42000	792453	231	1	4800	3000	17000
4	インド	14700	474194	126.3	0	2048	810	4455
5	北朝鮮	2100	15000	108.2	1	2100	1500	10400
6	ロシア	60000	1200000	97.7	1	13092	8820	23352
_ 7	韓国	12800	457143	68.3	1	800	1392	4666
8	パキスタン	3650	62931	62	0	1380	690	1752
9	トルコ	10800	211765	51.5	1	3364	520	2953
10	イラン	7500	98684	51.3	1	1252	280	3284
_13	エジプト	2900	322222	44.3	1	716	176	1603
14	イラク	1400	15385	42.4	1	1760	720	2250
_15	台 湾	17600	314286	37	0	80	180	1240
_16	ドイツ	28800	1800000	30.8	1	2521	2110	2073
17	タイ	2500	125000	30.6	1	200	582	560
_19	インドネシア	1500	166667	29.7	1	165	127	285
21	フランス	35000	1296296	27.4	1	809	599	794
_ 22	イタリア	21000	1105263	23	1	1080	703	1390
_23	英 国	34600	1384000	21.1	0	636	2984	475
_26	イスラエル	9500	106742	16.4	1	3144	4400	1573
30	サウジアラビア	18700	185149	12.7	0	252	456	408
35	マレーシア	2800	87500	10.1	0	16	67	130

#	国 名	潜水艦	水上艦	戦闘機	輸送機	核弾頭	原子力 潜水艦
1	日 本	16	54	297	55	0	0
2	中 国	32	29	522	513	450	1
4	インド	7	13	133	203	125	0
5	北 朝 鮮	12	1	112	300	0	0
6	ロシア	37	23	661	354	5518	17
7	韓国	9	18	305	29	0	0
8	パキスタン	5	4	64	44	50	0
9	トルコ	13	23	278	91	0	0
10	イラン	3	1	156	58	0	0
13	エジプト	2	5	319	32	0	0
14	イラク	0	0	174	0	0	0
15	台 湾	2	15	265	37	0	0
16	ドイツ	14	14	434	112	0	0
17	タイ	0	6	28	37	0_	0
19	インドネシア	1	8	19	76	0	0
21	フランス	10	35	473	131	472	4
22	イタリア	7	22	181	48	0	0
23	英 国	16	34	427	53	200	4
26	イスラエル	0	0	245	160	200	0
30	サウジアラビア	0	8	191	45	0	0
35	マレーシア	0	1	13	35	0	0

国 防 費:百万ドル 国 富:百万ドル 正規軍人数:万人

その他は単体個数 (機,隻等)



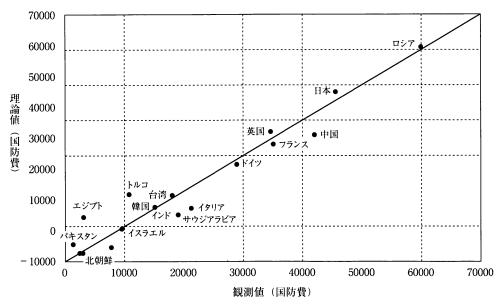
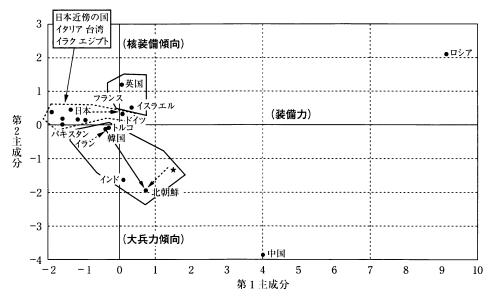


図 13 主成分分析の [第1主成分] と [第2主成分]



われる。

五 問題点および今後の検討課題

本研究の分析手法に適用した多変量解析は,

今では大変ポピュラーなものになっている。自 然科学はむろんのこと、社会科学の分野でも積 極的に使われている。特に、主成分分析や因子 分析は、アンケート調査や意識調査などで収集 したデータに潜む特徴や因子を分析するのに非

常に役に立っている。しかし軍事問題や国際関 係問題に多変量解析を適用して分析した例は, 私の知る限り見当たらない。今までこの種の手 法が余り使用されなかったのは、膨大な計算量 と難解な数学理論が障害になっていたと考えら れるが、最近では分かり易い解説書やパソコン 用の良質なソフトウエアーがある。その上、計 算は瞬時に可能なので、様々なケースについて トライ・アンド・エラーを繰り返すことが可能 になった。しかし、計算は便利になったものの、 系統だったデータを入手するのは依然として困 難な状況にある。本研究でも2000年の公表デー タだけで考察したが、もし経年的なデータが入 手できれば時系列的に分析でき, 更に興味ある 成果が得られるものと考える。装備品の能力デ ータは、ダニガン氏の著作から援用したが、戦 闘指数等の数字の成り立ちなどの詳しいことは 分からない。いずれにしても、この種の研究は 始まったばかりであるが、今後はデータを系統 的, 時系列的に整備するとともに研究の背景に も述べたように軍事ソフトの評価や各国の兵 器、弾薬の即応性、抗堪性、脆弱性なども数値 データとしての検討を進めていければ、軍事, 国際関係の問題解決を一層理論的に分析できる ものと期待している。最後に、本研究は「国防 費の実質国際比較」が端緒となって始めたもの で,これは,関肇氏(元防衛医科大学副校長 (管理担当)) の提言によるところが大きい。ま

た, 氏から論文の内容に対して種々のコメント 等を頂き,感謝しています。

#### 六 参考資料

#### (1) 分析手法

多変量解析に関する参考文献は大変多く出版 されている。しかし、理論とそれを実務として 手軽に利用できるように編纂されているものと しては次の文献が大変参考になった。

『これなら分かる EXCEL で楽に学ぶ多変量 解析』 長谷川 勝也 技術評論社

また, 使用したソフトウエアーは,

『多変量解析 for Excel』 (有シンクスタット

#### (2) 解析データ

2000年データとして次の文献から収録した。 『軍事データで読む 日本と世界の安全保 障』 デイフェンス リサーチ センター 草 思社

補完資料として,

『The Military Barance』 IISS 翻訳 メイナ ード出版

『SIPRI』 ストックホルム戦略研究所 『防衛ハンドブック』 朝雲出版社 戦闘指数の関係としては,

『戦争のテクノロジー』ジェームズ・F・ ダニガン 岡 芳輝訳 河出書房新社

## 環境政策と安全保障政策の同盟

---戦略的思考による連動----

海 上 知 明\*

#### はじめに――誤解の構図

1960~70年代の公害,1970年代初頭の資源問題,1980年代前半のソ連の脅威と戦後日本は何度となく危機に見舞われている。危機は同時併発的に発生する場合もあり、それへの対処は平時に行う施策にかかっている場合が多いように見える。しかし、それらの危機への対処は個々に取り組もうとすると相互に対立して見える場合がある。

例えば環境問題に取り組む人間と、安全保障に関心を抱く人間の間には、重要な誤解が双方に存在する。環境派=左翼という幻想は、安全保障=右翼幻想と好一対となっている。フランス革命に語源を持つ左翼という言葉は、急進的な変革派のことである。環境派は、正確な言葉の上では左翼である。そして、共産世界と軍事的・工業的に対峙している時に、環境派の行動は国力の足を引っ張るものに見えた。グリンとし、バリー・コモナー<sup>1)</sup>の発言は、隠れたマルキシストととられ、アース・ファスト<sup>2)</sup>はアメリカの国力を低下させる破壊活動を行っているようであった。

で反戦活動家は、環境問題に取り組む人々を「地球の問題は、現下の問題から目をそらさせる」と批判し対立していた<sup>3)</sup>。そして捕鯨問題に関しては、日本とソ連は同盟関係にあった。時が過ぎ、日本海への放射性物質の投棄を見つけるに及んでグリンピースは反ソでもあることが明らかになる。おおかたのエコロジストにとって基本は反工業化であって、反ソも反米もなかったのである。そしてナチス・ドイツは純粋にエコロジー国家であった<sup>4)</sup>。

しかし、ベトナム戦争時代のアメリカ合衆国

こうした事実にもかかわらず、日本において 冷戦思考のステレオ・タイプはいまだ強力に作 用している。冷戦でのソ連の敗北、続く共産圏 の崩壊によって自由世界は勝利した。それは, 従来は保守と呼ばれてきた思想の勝利でもあっ た。しかし欧米では、一部のマルキシストが生 き残りをかけ、大変な思いでエコロジー<sup>5)</sup>への 転換を成し遂げた。反論もあるが6)マルクスは 元来、反エコロジーの思想家であった。それを エコロジ思想へ転換するためには, マルキシズ ムの根本原理を支える支柱のいくつかを放棄し 否定するしかなかった<sup>7)</sup>。こうして生まれたエ コ・マルキシズムは、マルクス原理主義から見 れば、中身も外見もおおよそマルキシズムとは 認められない代物となった。しかし同時にそれ は一般の人々にも受け入れられるものとなった

<sup>\*</sup> 国士舘大学非常勤講師

のである。

#### 1. 戦略的思考——機能分析

環境問題と安全保障問題を考える時、必要不可欠となるのが戦略的思考である。

いわゆる戦略という言葉は、非常に多岐に渡って使用されているが、優れた戦略論は本質論的分析と機能的な見方をとるという点が共通している。例えば、ランチェスターは、もろもろの字句を取り払い、先勝の原則を数式化してみせている<sup>8)</sup>。社会科学の学徒にとって、戦略的思考とは機能的な見方を、その一つとしていると言ってもよい。

機能的な分析とは、物事をその本質的機能から眺め直し、はたす機能が何であるかを考えることである。機能より物事を分析する。この大元は企業等で導入されている VA(Value Analysis=価値分析)と VEC(Value Engineering for Customers=顧客のための価値技術)にある。これを提唱したのが、アメリカの国防長官であったマクナマラであった。「はたしている機能は何か? それは他の方法で代替できないか?」という疑問を持つことは、優れた機能を安価に調達することを可能にする。

機能分析は前述したイデオロギー的幻想とは、もっとも相容れないものである。しかし、イデオロギー的な幻想は、あらゆる方面に及んでいると言ってもよいであろう。それに対して、過去、優れた政治家や軍人は、物事を機能から捉える技術に長けていたように見える。戦略家も、本質論と機能分析から戦略を立てていることが多い。クラウゼヴィッツは機能分析から戦争目的を捉え、そこから論を展開した。孫子もまた、戦争の目的や役割から、その思想を展開し、目的を達するためには不戦でもよいと考えている。この機能分析を当てはめていくと、環

境問題の根源, そして国防の意義に興味深い一 致が現れてくるのである。

#### 2. 環境問題の根源

環境問題は今日では世界全体を覆い脅威をもたらしている。この環境問題に技術的解決を求める人達を環境思想ではテクノセントリストと呼ぶ<sup>9)</sup>。テクノセントリストによる解決方法とは、酸性雨をもたらすメカニズムを解明し、それに対する技術的な対策(立法や税制も含めて)を立てるというものになる。しかし、その方法は確かに目先の問題は解決するが、新しい問題を呼び起こす危険性を持っている。そして、「反対のための反対」を叫ぶ市民運動家の多くも、結局はテクノセントリズムと同じ平面にしかいないのである。例えば、原発反対を叫ぶ市民運動家は、原発の弊害はよくわかっているが、原発をなくした時の代替案については明確ではないことが多い。

技術による解決を叫ぶ人々が忘れているの は、過去の発電に問題が多かったから原発が登 場したという点である。戦前の日本の電力の大 部分は水力によるものであった。ところが,日 本の河川はオーソドックスに考えられる水力発 電には向いていなかった。そしてなによりも、 電力使用の拡大に水力発電は限界を呈してい た。代わって登場したのが火力発電であった。 石油が安価であるということから、火力発電は 一時は電力の9割を補うに至っていた。しかし、 火力発電は大気汚染を発生させるという問題が ある上、資源枯渇の危険がつきまとった。72年 の石油ショックは、火力発電の限界を顕著な形 で示したものである。原子力発電はそれに代わ りうるものとして現れてきた。水力→火力→原 子力と大規模発電を基盤として, 傾向線の角度 は変わらぬままに上昇を続けた。もし、原子力

に代わる発電方法を考えたとしても、このまま の傾向線でいけば新たな問題が発生しそうであ る。本当に考えるべきは、傾向線の問題であっ た。ちょうど、農薬の問題を解決するために遺 伝子組み替えが進んだように、問題は一層深刻 化する可能性が残されている。

社会科学を学ぶ者は、環境問題を技術が解決 する単純な現下の問題と見なすべきではない。 各個別問題に分けて見るのではなく、根源を見 るべきである。そのためには、環境問題を歴史 的にさかのぼって分析する必要がある。

環境問題の根幹にあるもの、そして絶えず環 境問題を拡大させ続けたもの、それは食糧とエ ネルギーの問題である。人口爆発と汚染とがす べての環境問題を濃縮したものだが、人口は食 糧と結びつき、エネルギーは汚染と連動してい る。地下資源に頼るのではなく、エネルギー・ フローを自然のサイクルの中で循環させるこ と。食糧を土地を荒廃させずに自給できるよう にすること。この二つが環境問題解決の鍵とな る。そして、食糧とエネルギーのルート、シー レーンこそが日本の生命線という認識は今日で も幅広くみられている。

#### 3. シーレーン防衛の是非

日本において防衛問題と呼ばれるものには, いくつかの岐路が存在していたように見える。 1979年、アフガニスタン侵攻を機に、ソ連脅威 論が高まり、その中で浮上してきた一つの防衛 政策にシーレーン防衛がある。数億トンの物資 が海路日本に運ばれているが、にわかに海軍力 を増強したソ連軍によって遮断されたらどうな るか。中東有事にアメリカ軍が出向いた時に, がら空きの海路は誰が守るのか, ここから 1,000海里のシーレーン防衛という考えが登場 した10)。

しかし、後付で考えればシーレーン防衛とい うのは多くの矛盾を抱えた政策であった。最大 の問題は、費用が限られているということであ る。あらゆる場合と、あらゆる相手に対応した 万能の防衛政策の費用は天文学的なものになる に違いない。ところが識者の中には、費用とい う概念すら持たずに必要防衛力を言う者が存在 している。相手に対応した万全の防衛力のみを 述べている者は、確かに一見現実的である。し かし、それは防衛という面だけに限定されてい る。防衛を考える時に付随的に現れる諸々の要 因,費用だけでなく,世論とか外交とかを無視 してしまっているる。別にその識者は、世論を 支配・誘導しているのでも、予算配分権を持っ ているわけでもない。使える金額に限界がある 以上、実務を考える人にとって、与えられた範 囲でどうするかが最大の問題である。費用が無 限ならどんな理想的な軍備も現実的なものにな る。非常に皮肉なことながら、「あるべき」万 能防衛論を述べる者は、その対局に位置する万 能福祉国家を夢想する者と、基本的に同じ土俵 にいるのである。どちらも関心の無い諸々の現 実は無視し、特に予算金額は無視し、ある一つ の側面のみへの対応を考えている。しかも具体 的な実現方法にはふれず「べき論」に終始して いた。

日本の北方でソ連軍の脅威が増大し、その予 想される侵攻への対処のために、費用がいくら かかっても仕方ないような時に、シーレーン防 衛が並列された。限られた予算で,シーレーン 防衛へシフトすれば、日本本土そのものの防衛 がおろそかになってくる。結果的には、シーレ ーン防衛を声高に叫ぶ人は、ソ連軍が日本本土 に侵攻しやすいように、自国内を空にする準備 をしていたのである。

他にもシーレーン防衛は様々な問題点があっ た。仮に予算が十分あって,国土防衛力とシー

レーン防衛費用が両方ともとれたとしても、第 一に、あくまで日本の担当するのは1000海里ま でである。アメリカの補助としての役割を負っ ているのにすぎないのである。もしアメリカに 見捨てられたらという選択はそこには皆無であ る。第二に、アメリカを信頼しうる同盟国と見 なし、さて産油国についたが、その産油国は石 油は売ってくれるだろうかという問題がある。 70年代石油危機とは、ファイサル王の決断によ る石油戦略だったのである。第三に, 産油国自 体は販売意志を持っていたとしても、その地が 紛争状態であれば、とても生産や積み出しがス ムーズに行くとは思えない。ところが81年当時 のシーレーン防衛論争のきっかけは中東有事の 場合という想定であった。第四に、環境的視点 で言えば、そのすべての条件が満たされ、シー レーン防衛が万全だとしても, 石油はいずれ枯 渇するのである。いつまで化石燃料に頼り続け るのかということは、もっとも根本的な疑問で もある。1998年末の確認可採埋蔵量を、その年 の生産量で割ると石油は39年間で枯渇すること になっている。

日本の周囲の海を、物資の補給路と見るのか、それとも天然の外堀と見なせるかの差は、自給能力にかかっているとも言える。超大国が相手の戦争の場合、都合良く一つのパターンの攻め方だけをするとは限らず、能力的には複数のパターンを併用することも可能であることも可能であることも可能であるともいうるとになってくる。シーレーン遮断といううるなことになってくる。シーレーン遮断といううるないがのと、直接的侵攻の併用は十分にありうることなのである。そして、兵糧攻めと直接的侵攻が併用されることが何を意味するかを機能分析すると、一般的な認識の誤りは明らかになる。戦場は日本である。従って、言葉の意味での「本土決戦」には違いないが、これは機能的に見れば本土決戦とは異なっている。戦場となっている日本そのものは、いわゆる前線に当たる。

そして、例えば石油においては中東という本国が物資供給地としてあり、そこからシーレーンという補給路を通じて日本という前線に物資が 運ばれてくるという図式になってくるのだ。

伝統的に戦略論議で、かなり重要な部分を占めるのがその補給線の問題である。アイゼンハワーやウェリントンの言葉を借りるまでもなく、古典『孫子』には「故に知将は務めて敵に食す」<sup>11)</sup>とされている。一般に戦力は距離の二乗に反比例する。そしてリデルハートは、敵を心理的敗北に陥れるためには、補給線を断つのが有効だと述べている。日本に直接侵攻し、戦闘中に補給線シーレーンを遮断したら、敗北感がみなぎる危険が高い。最初から、補給線の概念を持たない籠城策ならば、そうした危険は少ない。その場合はシーレーンを遮断できる兵力を持つ国があっても、それは何の意味もなさない「無用の長物」を持たせる形で逆に費用的圧迫を与えることになる。

もちろん、後詰めのない籠城は敗北につなが るという意見も出るであろう。しかし、歴史の 示すところは、それは確実なことではない。桶 狭間で籠城策をとらなかった信長や、秀吉に包 囲された小田原城のたとえを出す人は、真田昌 幸の上田城の成功を故意に無視している。関ヶ 原合戦の時、織田秀信は籠城策をとらなかった 祖父信長の例を出して岐阜城より打って出て致 命的敗北を喫した。戦略的対応がなかったコン スタンチノープルや石山本願寺にしても, あれ だけ長期の抵抗が可能であった。まして、自給 自足が可能な城ならば、その強固さは比類ない ものになるであろう。日本そのものが城と化す れば、日本の周囲の海は堀と見なせる。これは、 日本の国土を決定的に有利に使用することにつ ながる。

もし、日本の四海を堀だと仮定するならば、 日本の防衛は比較的容易になる。一個大隊の兵 力を満載した5.000トン級 LST を撃沈するのに 必要なのは、魚雷数本で十分である。しかし、 陸づたいの国境を接する場合、侵攻してきた敵 を阻止するには、同じ兵力が必要になる。実に オホーツク海は数十個師団に匹敵するとも言え る。アメリカの世界戦略の一翼を担うためにシ ーレーン防衛という壮大な無駄に費用を費やす よりも, 日本の防衛に必要なのは, 第一に絶対 的な制空権, 第二に陸上抵抗力, そしてその先, 余裕があるならば限定された海域における制海 権となってくる。海軍戦略の視点で言えば、マ ハンというよりも、オーブなどの唱える戦略論 の方が妥当かもしれない。

ここで、自給自足のために、日本国内で行わ れるべき改革は何かという問題が浮上する。産 業構造も含めて,すべて既存のままでいくなら, 海外依存体制は否定できない。それは同時に, 環境問題の解決は不可能ということをも示す。 しかし、細やかに検討してみれば、発想を変え ることにより、エネルギーと食糧の自給はおろ か、日本は輸出国になれる可能性すらあること に気がつく。

#### 4. スモール・イズ・ビューティフル

エネルギーの問題を解決する鍵は小規模化に ある。それは、単にエネルギーの自給化だけで なく、そこから発生していた環境問題を解決す るものでもある。そして、空念仏のように唱え られていた自然エネルギー利用を現実化するも のでもある。

なぜ、小規模化は汚染に抵抗力があるのだろ うか。これを『スモール・イズ・ビューティフ ル』の著者エルンスト・フリードリッヒ・シュ ーマッハは端的に述べている。「小規模な事業 は、いくら数が多くても、一つ一つの力が自然 の回復力と比較して小さいから, 大規模な事業 と比べて自然環境に害を与えないのがつね | 12) である。産業革命以前には、酸性雨などはほと んどなかった。地下にあるだけの資源を、掘れ るだけ掘って燃料とした時に、大規模な工業化 と広範な大気汚染が登場したのである。煙突か ら絶えず流れる膨大な煙は、自然の浄化力をは るかに越える規模だったのである。

だからといって、産業革命以前の村落共同体 に戻れというのは極論である。小規模化という ことには、拒絶反応を示す者も多い。かつて大 躍進から文化大革命に至る左への急傾斜の時, 人民公社という小規模コミューンや「裏庭の鉄 工所」土高炉が作られ、失敗に終わったことを 重ね合わせる人もいるかもしれない。しかし、 それをもって小規模の利点を否定するのは早急 すぎる結論となるであろう。注意すべきは、今 回の小規模化が、自然エネルギーを取り入れる 単位であるということである。

小規模化は経済を停滞させるという意見もあ るであろう。確かに、グローバル経済のような 無駄がない分、中間に位置するビジネス・チャ ンスは減るかもしれない。しかし、それであっ ても、「環境か、経済か」といった二者択一に なる程ではないであろう。ビスマルクのドイツ 帝国は、統一と地域独立性という性格を持って いたため、植民地―本国貿易というグローバル 経済をとらず、内需によって第一次大戦前には 英国を上回る工業力を持ったのである。これは, フリードリッヒ・リストが、ドイツ関税同盟に よる経済の発達という形で指摘したことなので ある。自律・独立しながらも、そこには相互依 存がいきづくからである。そして、リストが批 判した経済学の始祖アダム・スミスもまた、農 村―都市連動という内需小規模経済を主張して いた<sup>13)</sup>。

しかし、社会、そして共同体の最小単位を考 えれば、地域よりもさらに下位の部分に行き着 く。それが家族であり、家屋である。日本の場合、自律し独立する単位ははそこにある。ボトム・アップで小さな共同体から大きな共同体へと組み立てる。そのためには、科学技術的なことだけでなく、民法の改正や、戦前の家族制の一部の復活も検討される余地があるように思える。それは同時に、失われた共同体への帰属感の問題にも対処することになる。

#### 5. エネルギー問題――家庭型発電所

太陽エネルギーは巨大である。降り注ぐ太陽エネルギーは、10%効率としてみても、全世界で使用されているエネルギーの一万倍にもなる。ところが、世界でもっとも太陽電池の普及が進んでいる日本で、2000年時点での発電量は13万3,000キロワットにすぎない。これは、大きな原子力発電の10分の1程度である。

太陽発電の最大の問題は、高価さと面積なのである。新井光雄氏の試算では、必要面積は130万平方キロメートルの広さとされ、原子力発電所の360倍とされている<sup>14)</sup>。そうすれば、新たな自然破壊が起こってくる。安易に、自然力利用という逃げ言葉を使用して、原子力発電に反対するならば、当然この矛盾が指摘されるであろう。そこで、自然に影響を与えず、太陽電池をムダなく設置するためには、既存の建物を利用するのが一番である。このメリットは、自然破壊が起きないだけでなく、送電中の放電というムダがなく直接使用できる上、各家庭に直接的な利益を与えられることにある。

太陽発電については、一律なデーターは得られず、使用機種・天候・面積などからも異なったデーターが出るし、それに対する家庭での使用電力も文字通り家庭ごとに違うから安易な回答は出せないが、設置された家庭での使用電力の概ね50%ぐらいを補っているようである。し

かし、データーによっては、3キロワットタイ プの太陽発電で得られる電力が4,000キロワッ ト、それに対する使用電力も約4,000キロワッ トと、ほぼ同じ程度とされているものもある。 非常に単純な計算で,現在の日本の住宅数は 4.000万軒(内集合住宅が1.400万軒)に4.000キ ロワットをかけると1.600億キロワットになる。 現在、日本での年間発電量は9.176億キロワッ ト、そのうち火力発電が53.6%、原子力発電が 34.5%である。原子力発電は3.165億キロワット を担当し、その数51基。しかし、送電中に30% の電力が空中放電してしまうから、約2,200億 キロワットとなり、太陽発電は原子力発電の 70%に相当することになる。もちろん、悲観的 な意見も多い。新井光雄氏の試算では、通常型 100キロワットタイプの原子力発電5~6基に しか相当しないとされている15)(新井氏は家庭 での太陽発電を年間1,600キロワット、住宅数 を2,500万軒とし、その半数が持つと仮定して 計算し、送電中のムダは引いていない)。反面、 安価な太陽パネルの例で一日で24キロワット (4枚)の発電記録があり、一年の半分が晴れ ているとすれば4,380キロワットになる計算も 成り立つ。

太陽発電の最大の問題は、面積とともに高価さにある。金額も面積や性能によって様々であるが、200万円前後が一般的なようである。原子力発電所の建設費用が数千億円だから、太陽発電の約数十万個に相当することになり、前述の4,000キロワットの計算で行けば、金額的に一桁違うことになる。もっとも、稼働中のメンテナンス費用や人件費、そして最後の廃棄費用までいれれば、計算は異なったものになる。また、太陽発電も量産体制に入れば、さらにコスト・ダウンすることになる。しかも、その後の費用はただなのであるから、金額が20万円になれば、少なくとも金額的には他の発電を上回る

ことになるであろう。また、年間の発電量が 23.000キロワット以上となれば(住宅数を4.000 万軒として),太陽発電だけで現時点での日本 の電力はすべて補えることになる。

太陽発電の問題はさらに天候に左右されるこ とだが、全天候型の家庭発電、すなわち、家庭 用風力発電と雨水を利用した小型水力発電装置 を設置することにより解決できる。

風力発電は,太陽発電とともに,自然力の家 庭利用の目玉になるものである。風力発電が進 んでいるのはドイツである。特にアーヘン市の モデルは先進的である<sup>16)</sup>。金額ベースで言え ば、400キロワットタイプの風力発電を2,500基 持てば、原子力発電所の発電量に相当し、金額 的には3,750億円になる。これも量産効果が出 るから、さらに安価になるであろうが、日本の 家庭で必要とされているのは、もっと小型で安 価なものである。なぜなら、必要なのは、微風 でも反応し、しかも全方向からの風に対応する、 風見鶏と風車を合わせたようなタイプだからで ある。中型の風力発電は,強い風の時には効率 よく大量のエネルギーが得られるが、そうした 強風は頻繁には期待できない。そこでアーヘン 市で普及したタイプは、自治体レベルや、特に 風の強い地方で使用されるのが望ましい。

さらに、屋根より樋を伝わって落下する雨水 も利用できる。今後の高齢化社会を考えれば, 住宅は二世帯三世帯タイプが望ましく、限られ た面積に建てられる以上, 二階建て三階建てが 妥当となる。その屋根より雨樋を伝わって落ち る雨水は、各家庭で地下にためて各種用途に利 用すべきである。不意の断水、特に地震などが 起きた時、最低の水は確保すべきであるし、水 道工事などの税金のムダをへらすためにも各人 が使用する水を確保することは必要不可欠であ る。同時に、その水を集める時に発電ができる ようにしておけばよいのである。こうした小型

の水力発電が発達すれば、小川などでも発電が 可能となり、水車小屋風にして景観を損なわず に近場に送電することができるようになる。そ うすれば,ダム建設のような自然破壊をせずと もすむのである。

台風を天災として捉えるか、エネルギーのか たまりとして捉えるかが発想の差となって現れ る。それは家庭発電所を持つか否かの差でもあ る。さらに、地方によっては(これは自治体レ ベルになるであろうが),雪,海流,地熱など の利用も可能であろう。従来は災害と見られて いたものについても、見方次第では恵みの幸と なる。

さらに,太陽光線の一部は,わざわざ電気エ ネルギーに変換などせず、直接に使用すること もできる。暖房や湯沸かしなどについては、そ の方が、より VA 的である。熱を変換して作り 上げた電気エネルギーを、再び熱に変換して使 うのは, 二度手間であり, エネルギーの無駄遣 いに見える。様々な用途に使える貴重な電気工 ネルギーを、そのような無駄な使い方で浪費す べきではない。また、夏の冷房についても気化 を利用して行うのであれば、電気そのものが出 す熱を減らすことができるから, 東京などでの ヒートアップ現象を緩和できるはずである。

従って、今後の課題は、1.より安価で、2.よ り効率がよく、3. 長持ちして更新時のリサイク ルが考慮されていることになる。もっとも期待 できそうなのは量産効果で、工業製品の場合、 生産量が2倍になると価格が20%ほど下げられ るとも言われている。例えば、発売当時(昭和 50年代前半)50万円だったビデオデッキは、今 日では、その10分の1にも満たない価格になっ ている。

科学は客観的かどうかについて、エコロジス トの中にはかなりの異論・疑問がある。例えば、 ディヴィッド・ペパアは, 科学の発達を平等か どうかで判断している<sup>17)</sup>。科学は、その社会が要請したものだけを発達させる。インカ帝国やマヤ文明の例をあげるまでもなく<sup>18)</sup>、ある部分の科学のみが発達している例は歴史上多々存在している。現在の状況で言えば、遺伝子工学・核融合・宇宙開発などの発達に比して、太陽光線の利用はかなり遅れているように見える。光のエネルギー変換について言えば、植物のレベルにも及んでいない。もちろん、その他の小型発電についてもいまだ高価なものである。社会が、それらを必要とするなら、技術はその方面にシフトしていくだろう。

ドイツは、風力発電を発達させることによって原子力発電を廃止する方向を打ち出し、イスラエルは家屋には太陽発電をつけるように義務づけている。エネルギーを海外に、しかも地下資源に頼る経済は不安定なものである。真珠湾に踏み切った日本の行動の背景には、重要資源を売らないというアングロ・アメリカ連合の経済封鎖があった。最近においてさえも、ファイサル王の石油戦略から、アメリカの小麦戦略に至るまで、エネルギーと食糧は戦略的に利用されている。時代が変化することを考えた時、少なくとも自らの運命の鍵は、自らが握っておくべきであろう。

家庭発電所化が進み、科学技術の発達によって家庭より余剰電力が多くでるようになれば、家屋数の大小によってその地域で使用できるエネルギー量が決まってくる。その家屋数に比例した余剰エネルギーを使って起こる産業こそが、真にその地域の規模に合致した「身の丈に合った産業」なのである。こうした産業が地方ごとに発達すれば、地元就職は容易になり、Uターンの苦労はいらなくなるし、一極集中も是正されるようになるであろう。産業の立地条件、企業が起こってくる要因として、供給エネルギーは大きな地位を占めるし、ビジネス・チャン

スも提供する。

#### 6. 農業問題――高層ビル型農園

日本では大きな誤解ある認識がまかり通ることがしばしばある。「農業を守れ」というスローガン程にそれが顕著に現れている例はない。一般には「食糧安保」の視点や「緑地としての農地」というイメージが先行している。

農産物生産の問題は、食糧安保の問題でもある。食糧安保の観点で言えば、大きな限界は日本の耕地面積の狭さに由来する。国土の7割が山々で覆われ、過密人口がひしめいている。従来の努力は、単位面積当たりの収穫を高めることに絞られていた。古来より日本では集約的農業が発達し、ヨーロッパと比較すると単位当たりの生産力比は50対1にもなっているが19)、開国以来の人口爆発の結果、食糧自給率は低下する一方となる。日本の耕地面積で養える人口は3000万人程度とされている。しかし、農地とは、農業生産物を収穫できる空間であって土地そのものではない。

1985年, 筑波で開催された科学博覧会の日本 政府のテーマ館にトマトの大木が登場した。水 と微少な肥料と光だけでトマトが大木となって 数万個の実をつけた技術は, 既に家庭用ホーム ハイポニカとして販売されている。現在の技術 では, 350平方メートルに年間 6 万個のトマト を実らせることが可能である。これだと一年を 通して生産できる強みに加え, 面積は何十倍に も拡大されることになる。土地そのものは増や せなくとも, 生産空間を拡大することは可能な のである。例えば, 30階建てなら30倍の面積が, 100階建てなら100倍の面積が得られる計算にな る。一階当たりの面積が350平方メートルの100 階建てビルならば, 年間600万個のトマトが得 られる計算となる。この生産性の高さは幾何級 数的なものであって、従来の水準とは比較にな らないものになるであろう。現在の日本では、 工業生産ですら60倍程度である。もし、各地方 行政区が細分化され、その単位当たりに必要な 食糧が生産できる高層ビルを持てば、農地は余 剰地として, 緑地を主体として維持していけば よいことになり、大地を痛めつける農業とは無 縁になる可能性が見いだせる。その上で農地法 を改正し、緑地として維持することを条件に一 般人にも所有を認めるべきであろう。

ビル建築の費用は大きな課題であるが、国や 地方行政が従来型の土木工事を取りやめ、この 方面に税金を投入すればよいのである。初期の 建設のみが税金負担となり、後の経営のみを民 間に委託することも可能になる。政府・行政の 役割は, 明治の官営工場と同じく, 民間企業が 乗り出せない規模の設備を建設するという、新 体制の導入にある。そして、このビルの管理・ 運営のための人材は、Uターンしたくても職が ないためにできなかった地元出身の人間優先で 行い、地方での雇用の拡大にもつなげるべきで ある。

こうした屋内農場は、一般家庭でも可能であ る。もちろん、従来型の家庭菜園も奨励すべき である。特に、大切なエコシステムの一環とし て, 生ゴミ処理だけでなく, トイレ等にもコン ポスト<sup>20)</sup>を取り付けることである。これによ って家庭からの有機雑排水を極力減らして下水 の負担を軽くし、ゴミ清掃の手間を減らすとと もに、それが転化された窒素肥料の利用ができ るから家庭菜園は一石二鳥のメリットを持って いる。

コンポストの普及は, 従来処理に困っていた ゴミの一部が, 有益な肥料に転換できるという 意味で画期的な存在である。マンションなどの 集合住宅の場合、各家庭で出る生ゴミを肥料化 するコンポストとともに、トイレの排出物を一

ヶ所で転化できるような大型コンポストの設置 も大事である。そして、そこで造られた有機肥 料を安価で販売するルートを確立し,その収益 を管理費の一部にあてるなどの試みを検討して もよかろう。そして、販売ルートの整備などに おいても行政は積極的な役割をはたすべきであ ろう。また, 有機肥料に変換できないゴミにつ いては、ゴミ発電か、あるいは官公庁の暖房用 燃料とすることが望ましい<sup>21)</sup>。ゴミ発電の場 合, 安定したゴミの供給がえられるかどうかが 問題であるが、暖房用燃料の場合は冬場だけだ から、より利用価値は高いかもしれない。加え て言えば、熱の直接的な利用の方が VA 的とも 言えるが,もし可能ならば発電設備もつけ,ゴ ミ暖房だけでなく、燃焼する時に合わせて発電 を行っていけば一石二鳥となるであろう。

こうした変化に際し、農家は屋内農場で生産 の難しい作物の栽培、ブラント銘柄の開発、あ るいは土地を大企業に委託して農業株としての 配当を得る,いくつかの農家が連合しての経営, 屋内農場への経営への参画など様々な自助努力 が要求される。

エネルギーや食糧の家庭での生産、そして地 域単位での食糧生産がもたらすのは、単純なエ ネルギー・食糧自給化ではない。家庭のエコシ ステム化であり、その連合としての地域のエコ システム化であり、しかもエコシステムと合致 した共同体の創設でもある。

#### 結論にかえて

現在の日本が抱える危機に対し,「べき論」 に終始し、環境・防衛・福祉などを予算配分の ゼロ・サム・ゲームとして捉えているのであれ ば、そこにはなんの発展性もみられない。相互 補完による建設的な方向に進まなければ不毛な 議論で停滞してしまう。第一次世界大戦前のド イツ帝国で「鉄と穀物」の同盟があったように、 あるいは英国の「穀物法」のように一見無関係 なことが、ある政策で連動していることは歴史 上よく見られることである。エネルギーと食糧 への対応という根幹的な環境政策は、軍事的安 全保障を大きく前進させ、国の独立を守るとい う防衛本来の方向に導くものである。

しかし上述の政策に対し、批判点・疑問点は 多々あると思われる。特に、技術面での問題は 大きなものがある。しかし、社会科学の学徒が なし得ることは、技術的に完璧な案を作成する ことではなく、方向性を打ち出すことであると 思う。技術者・科学者は、方向性さえあたえら れれば、その後の開発で力量を発揮できる。現 在の問題は、科学者・技術者に方向性が指し示 されず、従来の延長線上に科学技術が発達して いることである。そこには倫理観は存在してい ないし、根幹から考えた未来のビジョンもな い。

新しい社会の建設を,草の根ならず家庭から 行い、そのことによってモラルハザードにも対 応し, 同時に日本においてスモール型エコシス テム社会が実現した時, 今度はそれをモデルと して世界各国が各々の特質に合わせて加工する ことが可能になる。自律した社会は、世界中ど こにおいても必要なことであり、アジア・アフ リカの人口爆発にも、アメリカ合衆国のエネル ギー過剰消費にも, 等しく対応できるものなの である。従って、日本の特質より編み出された ものでありながら、一種普遍的なモデルとさえ 言えるのである。日本が世界における, そして 未来を担う役割を負うとすれば、こうした新し いモデルで成功し、それを世界に広げることに よって環境問題を解決していくことであろう。 それこそが21世紀を日本の世紀と呼ばしめるも のとなるであろう。

- 1) ポリティカル・エコロジーの理論家。
- 2) ディヴ・フォアマンを中心とした急進環境運動団体。
- Victor B. Scheffer, The Shaping of Environmentalism in America, New York: London, The University of Washington Press, 1991, p. 14.
- 4) これについては Anna Bramwell, *Ecology in the 20th Century*, New Haven, Yale University Press, 1989. が詳しい。また、リュック・フェリやボリア・ザックスも言及している。
- 5) ジェイムス・オコンナーやアンドレ・ゴルツ など。
- 6) 例えば Haward. L. Parsons, Marx and Engels on Ecology, Westport: Connecticut, 1977. など。
- 7) ゴルツは労働価値説や階級闘争を現代的基準 ではないとしているし、オコンナーは資本主義 体制下での環境政策を唱えている。
- 8) 特に「一騎打ちの法則」と「集中効果の法則」 が有名。
- 9) David Pepper, *The Roots of Modern Environmentalism*, London: Croom Helm, 1986, p. 331.
- 10) 昭和63年5月の日米防衛事務レベル協議でア ーミテージ国防次官補により千海里シーレーン 防衛能力強化の必要が述べられている。
- 11) 戦略研究学会編集,杉乃尾孝生編著『戦略論体系① 孫子』,芙蓉書房出版,2001年,33頁。
- E. F. Schumacher, A Guide for the Perplexed, p.
   エルンスト・フリードリッヒ・シューマッハ, 小島慶三/斉藤士郎訳『混迷の時代を超えて』佑学社, 1980年, 219頁。
- 13) 海上知明「スミス『国富論』における環境経済思想―環境経済学序説―」『国士舘大学大学 院政経論集第4号』, 国士舘大学政経学会, 2000年。
- 14) 新井光雄『エネルギーが危ない』中央公論社, 2000年,146頁。山手線内の約2倍の面積。
- 15) 同上、146頁。なお、清水幸丸氏は日本に降り注ぐ太陽エネルギーは消費エネルギーの百倍に当たり、宅地の一部と道路の一部(国土の2.5%)を利用すればエネルギー使用量の4分の1になると考えている。『自然エネルギー利用学』(パワー社、1990年)12頁。
- 16) ドイツのアーヘン市では、新エネルギーの長期買い取りを行政が保証し、料金の一部を社会コストでまかなうシステムを採用している。

- 17) David Pepper, The Roots of Modern Environmentalism, p. 127.
- 18) インカ帝国はその優れた建築技術にもかかわ らず鉄も車輪も知らなかった。
- 19) 播種率で比較すると、中世のフランス・マコ ーネ地方は3倍程度だが、太閤検地の上田は 150倍であった。播種率は時代・地方によって
- 多様であるが、米と麦の生産力比率としては50 対1が一般的に言われている。
- 20) 微生物の働きによって生ゴミや汚物を有機肥 料に変換する装置。
- 21) スウェーデンなどでは官公舎の暖房用燃料と して利用している。

2004 年 4 月 10 日発行

日本危機管理学会誌

## 危機管理研究 第12号

危機管理のための総合雑誌

編集委員長 石崎忠司

発行·編集 日本危機管理学会

Crisis Management Society of Japan

日本危機管理学会 事務局

〒106-0041 東京都港区麻布台 2-2-12 (三貴ビル 3 F)

電話:03-3582-7301(代) FAX:03-3582-7305

印 刷 所 株大森印刷

©2004 Printed in Japan ISSN 0919-245X

# Crisis Management Review

No. 12

April 2004

#### **CONTENTS**

Bioterrorism and Japan's Crisis Management	
·····Kuroki, Shinji	1
National Defense's Awareness and an Aging	
Society with Declining Birth Rating of	
Contemporary Japan	
Matsuda, Sumikiyo	15
On the Biological Terrorism	
·····Seki, Hajime	47
A Study on Characteristic International Position	
through the Military Cost	
·····Iuchi, Hiroshi	55
An Study on Environmental Policy and National Security	:
The Continuity with Strategical Thoughts	
······Unakami, Tomoaki	71

Published by

Orisis Management Society of Japan